



Title	北海道大学文学研究院紀要, 第169号, 全1冊
Citation	北海道大学文学研究院紀要, 169
Issue Date	2023-03-27
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/88623
Type	bulletin
File Information	00_169_all.pdf



[Instructions for use](#)

北海道大学

文学研究院紀要

第169号

北海道大学文学研究院

2023

北海道大学

文学研究院紀要

第169号

北海道大学文学研究院

2023

目次

ドイツ語から見たゲルマン語(10)

——強変化動詞、過去現在動詞、母音交替——……………清水 誠……………

プロクロス『プラトン』『国家』注解』第四論文 日本語訳・注

……………近藤 智彦・川島 彬・高橋 勇真・野村 拓矢……………

「夷苗」連帯の夢

——「西南辺疆土司民衆代表」楊砥中伝(中篇続)——……………吉開 将人……………

『聖徳太子十七憲章并序註』について……………金沢 英之……………

ドイツ語から見たゲルマン語 (10)

— 強変化動詞, 過去現在動詞, 母音交替 —

清水 誠

German as a Germanic Language (10)

— Strong Verbs, Preterite-Present Verbs and Vowel Gradation —
(*Bulletin of the Faculty of Humanities and Human Sciences* No. 169.
Faculty of Humanities and Human Sciences, Hokkaido University.
Sapporo/Japan. 2023. ISSN 2434-9771)

SHIMIZU, Makoto

(mshimizu@let.hokudai.ac.jp)

1. 強変化動詞の基本形¹

英語の動詞で面倒なのが3基本形である。英 *drink—drank—drunk*, *take—took—taken* とお経のように唱えて覚えた不規則動詞（強変化動詞）は、

¹ 本研究は清水 (2019) (2020) (2021a) (2021b) (2021c) (2021d) (2022a) (2022b) (2022c) の続編であり、科研費の助成による（ゲルマン語類型論から見たドイツ語の新しい構造記述，基盤研究（C）（一般），19K00540）。カッコ内の用語は原則として英語名による。用例などで使用する言語名の略語は次のとおり。ア：アイスランド語，印欧：印欧祖語，英：英語，オ：オランダ語，ギ：（古典）ギリシャ語，ゲ：ゲルマン祖語，ゴ：ゴート語，古英：古英語，古高ド：古高ドイツ語，古ザ：古ザクセン語，古ノ：古ノルド語，中高ド：中高ドイツ語，ド：ドイツ語，西フ：西フリジア語，西ゲ：西ゲルマン語，ラ：ラテン語，ル：ルクセンブルク語，ロ：ロシア語

i—a—u, a—oo—oo という語幹母音の母音交替（ド Ablaut/vowel gradation）の産物である。しかし、これはすべてのゲルマン語に共通の原理に基づく現象に由来し、大昔はまったくの「規則動詞」だったというのが本稿の趣旨である。

ドイツ語でも 3 基本形と言うが、現在単数 2・3 人称では i-ウムラウトが混じるので、本来は「4 基本形」とするのが適切である（現 3 単 = 現在形 3 人称単数（直説法、以下略）、過 1 単 = 過去形 1 人称単数、過分 = 過去分詞）

(1) 不定詞	[現 3 単]	過 1 単	過分
ド helfen 助ける	[er <i>h</i> ülft (<古高ド <i>h</i> ülfit)]	<i>half</i>	geholfen
<i>f</i> ahren (乗り物で) 行く	[er <i>f</i> ührt (<古高ド <i>f</i> erit)]	<i>fuhr</i>	gefahren

それでも、helfen の接続法 II 式が *h*ülfe (稀 *h*ülfe) である点は、矛盾するように見える。その理由として、「過去形 *half*+e (<古高ド -i)」で ich *h*ülfe [ˈhɛlfə] とすると、直説法 ich *h*elfe [ˈhɛlfə] と発音が区別できない点が挙げられる。しかし、これは単なる観察上の便宜的説明にすぎない。その真の理由を探るには、歴史言語学的に考察することが求められる。まず、*h*ülfe のルールについて、以下に説明することから始めよう。

じつは、古くは過去形の単数と複数では、母音交替の種類が別だった。Wie die Alten *sungen*, so zwitschern die *Jungen*. 「子は親の鏡（= 親鳥が鳴いたように、ひな鳥はさえずる）」ということわざがあるが、この *sungen* 「鳴いた」は *singen* 「歌う、鳴く」の過去形 *sang* の古い複数形で、*Jungen* 「ひな鳥」と脚韻を踏んでいる。接続法 II 式 ich *s*ünge は直説法 ich *s*inge と区別できるので、ich *h*ülfe と違って、*ich *s*ünge とする必要はない。つまり、古くは「5 基本形」だったのであり、「不定詞—現在 3 人称単数（= 直説法、以下略）—過去 1 人称単数—過去 1 人称複数—過去分詞」となって、下線部の区別が加わっていた。[現 3 単] は i-ウムラウトなので、残りの 4 つが母音交替である。(2) に図示してみよう。過去分詞の語形には、形容詞強変化・男性単数主格形（ゴ -s/古高ド -Ø）を挙げる。

(2)	不定詞	[現 3 単]	<u>過 1 単</u>	<u>過 1 複</u>	過分
ド	helfen	hīlft	<u>half</u> >	<u>halfen</u>	geholfen
古高ド	helfan	hīlfit	<u>half</u> ≠	<u>hulfum</u>	geholfan (o<u/_a)
ゴ	hīlpan	hīlpib	<u>half</u> ≠	<u>hulpum</u>	hulpans (-s 形容詞語尾)

ド *helfen* 「助ける」では、過去単数 half の a が類推によって過去複数 halfen に侵入したのがわかる。古高ドイツ語の接続法 II 式 (= 接続法過去) は「[過去複数の語幹母音+i-ウムラウト]+i (>ド -e[ə])」で導いた(過去の意味とは無関係)。古高ド *hulfī* を継承した接続法 II 式のド *ich hūlfē* は、「[*hulf-*+i-ウムラウト]+e (<古高ド i)」を継承して、直説法 *ich helfe* から区別した語形なのである(類例: ド *sterben* 死ぬ—*stürbe*, *werfen* 投げる—*würfe*)。なお、ド *schwimmen* 「泳ぐ」の接続法 II 式 *schwömmē* は、中高ド *swimmen* (i<e/_mm) の過 1 単 *swam*—過 1 複 *swummen* の最後の語形の u が中部ドイツ語で起こった低舌化 (o<u/_m/n) を経て、i-ウムラウトした結果である(ド *Mönch* 修道士↔*München* ミュンヒェン, (9)の説明参照)。この語には、過 1 単 *swamm* に基づくド *schwämme* もある。

逆に、ド *beißen* 「噛む」のように、過去複数 (古高ド *bizum*) の語幹母音 i が過去単数 biss に入り、過去単数 (古高ド *beiz*) の ei が失われた例もある。

(3)	不定詞	[現 3 単]	<u>過 1 単</u>	<u>過 1 複</u>	過分
ド	beißen [ai]	beißt [ai]	<u>biss</u> [i] <	<u>bissen</u> [i]	gebissen [i]
古高ド	bīzan /i:/	bīzit /i:/	<u>beiz</u> /ei/ ≠	<u>bizum</u> /i/	gibizan /i/
ゴ	beitan /i:/</e+i/	beitib /i:/</e+i/	<u>bit</u> /ɛ:/</a+i/ ≠	<u>bitum</u> /i/	bitans /i/
古ノ	bīta /i:/	bītr /i:/	<u>beit</u> /ei/ ≠	<u>bitum</u> /i/	bitinn /i/

今でも過去形で単数と複数を区別するアイスランド語の接続法過去 (= 接続法 II 式) は、過去複数 *bitum* [ɪ:] (<古ノ /i/) による *ég bítu* [ɪ:] (<古ノ /i/) となる。なお、英 *was*↔*were* (<古英 *wæs*↔*wæron*) の対立は、使用頻度が頻繁なために、例外的に類推を免れたことを示す例である(ド *war*—

waren<古高ド was↔wārum, ア var↔vorum)。

2. 強変化動詞と母音交替 (アプラウト)

2-1. ソナントとしての半母音と鳴音—音節確保の手段

ここで、(2)のゴート語の例に目を転じてみよう。ゴート語は a/i/u「ア/イ/ウ」の3短母音組織なので、e「エ」の代わりに *hilpan* となり、過去分詞にゴ *ga-* (ド *ge-*) がつかない点を除けば、古高ドイツ語と基本的に同じ原理による母音交替を示す。次に、(3)の「ゴ *beitan* /i:/—古高ド *bīzan* /i:/」に注目されたい。ゴ *ei* /i:/は *ei*「エイ」の単母音化を示すと考えればよい(ゲ *i<印欧 *ei)。過去単数のゴ *bait* /ɛ:/も少なくともつづりは *ai* であることが示唆するように、*ei*~*ai* の母音交替は *e*~*a* となる。これは古高ド *helfan*~*half* の *e*~*a* と同じである。[現3単]は *i*-ウムラウトなので除くと(ゴート語は基本的にウムラウトを欠いている)、ゴ *beitan* (/i:/<*ei)—*bait* (/ɛ:/<*ai)—*bitum*—*bitans* では「*e*-*i*~*a*-*i*~*Ø*-*i*~*Ø*-*i*」(*Ø*=ゼロ)となり、「過1複 *Ø*-*i*~過分 *Ø*-*i*」で母音が「消えて」いる。したがって、母音交替は「*e*~*a*~*Ø*~*Ø*」である。

これを(2)のゴ *hilpan* (*i*<*e*, 古高ド *helfan*)—*halp*—*hulpum*—*hulpans* の「*e*-*i*~*a*-*i*~*u*-*i*~*u*-*i*」と比べてみよう。「不定詞~過単」の「*e*-*i*~*a*-*i*」(ゴ *beitan* /i:/—*bait* /ɛ:/) と「*e*-*i*~*a*-*i*」(ゴ *hilpan* (*i*<*e*)—*halp*) では、便宜的につづりで判断すると、母音交替はともに「*e*~*a*」である。ところが、「過1複~過分」の「*Ø*-*i*~*Ø*-*i*」(ゴ *bitum*—*bitans*) と「*u*-*i*~*u*-*i*」(ゴ *hulpum*—*hulpans*) では事情が異なる。どうやら「不定詞~過1単」↔「過1複~過分」には「溝」があり、「過1複」~「過分」には「縁」がありそうである。

まず、後者の「溝」だが、『ドゥーデン発音辞典第3版』(Duden 1990³)以降のド *Apfel* [ˈapfəl]「りんご」の表記に注目しよう。*-el* の [l] は、[ˈapfəl] の [ə] に代わって音節核 (nucleus) を形成するソナント (sonant), つまり成節子音 (syllabic consonant) である。同じく、英 *bosom* [ˈbʊzəm]「胸」/ド *machen* [ˈmaxn]「作る」も2音節語で、*e* [ə] が消えた音節を *-em*/*-en* の [m]/[n] が支え

ている。[r]の好例はセルビア語の *Srbija* (Србија) 「セルビア」で、クロアチアには *Srb* という地名もある。[l]/[r] は流音 (liquid), [m]/[n] は鼻音 (nasal) のソナントである。呼気をあまり阻害しない鳴音 (m [m]/n [n]/l [l]/r [r]) は、半母音 /i/, /ü/ と同じく成節子音 (ṃ [m], ṅ [n], ḷ [l], ṛ [r]) になるのである。

このように、「e~a~∅~∅」の母音交替では後半の「過1複~過分」の無アクセント母音が消え、それを補って「∅-i~∅-i」(ゴ *bitum*—*bitans*) では半母音 /i/ が母音 i になり、「u-l~u-l」(ゴ *hulpum*—*hulpan*) では流音ソナント /l/ が母音 u を産み落としたとみなすことができる (ul</l/)。これが「不定詞~現3単 (XX)」↔「過1複~過分 (XX)」を隔てる「溝」である (´) はアクセントの位置を示す)。母音交替は、ゴ *beitan* /i:/ 「囓む」では「e-i (>e-i)~a-i (>a-i)~∅-i (>∅-i)~∅-i (>∅-i)」, ゴ *hilpan* (i<e) 「助ける」では「e-l~a-l~∅-l (>u-l)~∅-l (>u-l)」となって、同一である。ソナントはいわば音節確保のための手段なのである (古高ド 過1単 *beiz*, 過分 *giholpan* については後述する)。

2-2. 母音交替とアクセントの交替

それでは、どうして「不定詞 e~過1単 a~過1複 ∅~過分 ∅」の母音交替が誕生したのだろうか。それは印欧祖語のアクセントの交替をゲルマン祖語が利用したためである。ゲルマン祖語の強変化動詞は、語幹母音 e と a (<印欧 *o) を基本として、次の2つのパターンに分かれていた²。

	不定詞	過単	過複	過分
① 印欧	e (e-階梯)	o (o-階梯)	∅ (ゼロ階梯)	∅ (ゼロ階梯)
ゲ	e (e-階梯)	a (a-階梯)	∅ (ゼロ階梯)	∅ (ゼロ階梯)
② 印欧	a/o (a/o-階梯)	ā/ō (延長階梯)	ā/ō (延長階梯)	a/o (a/o-階梯)
ゲ	a (a-階梯)	ō (延長階梯)	ō (延長階梯)	a (a-階梯)

² 「ゲ *a<印欧 *a/*o, ゲ *ō<印欧 *ā/*ō」という音韻変化に注意。

印欧祖語のアクセントは、同一語内で位置が動く「可動アクセント」(mobile accent) だったと推定されている。英語にも im'port「輸入する」↔import「輸入」のように、「動詞 XX—名詞 XX」という品詞間で動く例がある。ゴート語の複合語では規則的にそうだった (ゴ gal'aubjan 信じる↔gal'aubeins 信仰)。印欧祖語ではロシア語に似て (ロ ja pi'shu (я пишу) 私は書く↔on 'pishet (он пишет) 彼は書く), 同一語の屈折形の間でも動いたのである。

母音交替には、アクセントの強さに応じて段階があった。階段を上下するのにたとえて、階梯 (階程 grade/ド Stufe) と言う。(4)①は印欧祖語から継承したパターンである。e (<印欧 *e) を基本とする e-階梯 (e-grade) は、過去単数で何らかの理由で a (<印欧 *o) を示す a-階梯 (a-grade<印欧 o-grade, o-階梯) に質的交替 (qualitative gradation/ド Abtönung) を起こした。過去複数と過去分詞では無アクセントに弱化したゼロ階梯 (zero-grade, Ø) になった。ド helfen/beißen「助ける/噛む」はこの例である。

一方、②はゲルマン祖語で発達したパターンである。a (<印欧 *a/*o) が基本で、過去単・複数に強さアクセント (強勢 stress) を担って長母音化する延長階梯 (lengthened grade) を示す。ゲルマン祖語は a~ō だけだったが、印欧祖語には a~ā と o~ō があった。これを量的交替 (quantitative gradation/ド Abstufung) と言う。ド fahren「(乗り物で) 行く」はこの例である。

2-3. ヴェアナーの法則と内的再建

上述のように、(4)①のパターンは過去複数と過去分詞がゼロ階梯 (Ø) である。これは、語幹母音が弱まって消えてしまい、語尾にアクセントが動いたことを示している。ここで、英語の was↔were とこれに対応するオランダ語の was [vɑs]↔waren ['va:rə(n)] に注目しよう。英 was の s [z] は古くは無声音 [s] だった。過去複数の英 were/オ waren の r は、無声摩擦音 s [s] が母音間または母音と鳴音 (m/n/l/r) の間で [z] に有声化し、舌先ふるえ音 r [r] に変わった結果である ([r]<[z]<[s])。これをロータシズム (rhotacism) と言い、ゴート語以外で個別的に広範囲で起こった。オランダ語で不定詞 verliezen [vər'li: zə(n)]「失う」と過去単数 verloos [vər'lo: s] (z [z]/s [s]<

ゲ * /s/) に対して、過去複数と過去分詞が^s *verloren* [vər'lo:rə(n)] (r [r] < ゲ * /z/) となるのは、その反映である。英 *were*/オ *waren* (ゴ *wēsun*)/オ *verloren* の r に連なる z [z] < s [s] の有声化は、直前の母音が無アクセントだったことが原因である。

元来、ゲルマン語には摩擦音に有声と無声 ([z]/[s], [v]/[f], [ð]/[θ], [v]/[x]) の対立がなかった。現在でも、英 *son*「息子」/ア *sonur* [s] ↔ ド *Sohn*/オ *soon* [z] の語頭子音は [s]/[z] に分かれる。また、北ドイツの都市 Hannover は標準ドイツ語では「ハノーファー」(v [f]) であるのに対して、地元の低地ドイツ語や英語では「ハノーヴァー」(v [v]) の発音になる³。注意を要するのは、「無アクセント音節で摩擦音が有声化する」傾向である。英語でも、語頭の th- は一般語の無声音 [θ] (*thank/think/throw*) に対して、弱く発音しやすい少数の機能語は有声音 [ð] (*the/then/though/thus*) である。ド *ab* と同じ語源の英 *off* [f] ↔ *of* [v] も「強 ↔ 弱」による。天文台で有名な 'Greenwich「グリニッジ」の -ch [dʒ] も弱音節にある。これを歴史言語学的観点から定式化したのが、デンマークの言語学者ヴェアナー (Karl Adolf Verner 1846~1896) によるヴェアナーの法則 (Verner's law) である。「ゴ *'fadar* /ð/ 父 /'brōþar /θ/ 兄弟 ↔ ギ *patēr* (πατήρ)/*phrātēr* (φράτηρ)」の対応 ('' はアクセント) を「ゲルマン語の摩擦音は有アクセント (= 強勢) の場合に有生音の間で有声化したか、直前の音節が有アクセントの場合には妨げられ、無声音にとどまった」と見抜いたのである⁴。

そこで、無アクセントのゼロ階梯で語幹母音が消え、語尾にアクセントが移った「過1複一過分」では、ul < /Ø + l/, i < /Ø + i/ のように、音節確保の手段として流音ソナント /l/ が母音 u を産み落とし、半母音 /i/ が母音 i に姿を変えた。以上がゴ *hulpum*/古高ド *hulfum* — ゴ *hulpans*/古高ド *giholfan* (o < u / __a), ゴ *bitum*/古高ド *bizum* — ゴ *bitans*/古高ド *gibizan* の

³ Han'nover [f] は高地ドイツ語の影響、Hannove'raner [v] 「ハノーファーの人」は本来の低地ドイツ語の残存であり、ヴェアナーの法則とは無関係である (Kuhn 1964)。

⁴ 散見される誤解として、「無声摩擦音は有声音の間で直前の音節にアクセント (= 強勢) がないときに限って、有声化した」という説明には注意を要する (清水 2012: 64)。

背景である。

ゴ 'fadar /ð/「父」が示すように、アクセントはヴェアナーの法則がはたらいた後で、第1音節の語幹に強勢（強さアクセント）として固定した。ゲルマン祖語は「可動アクセント>ヴェアナーの法則>語頭アクセント」と変遷したと推定されている。つまり、「祖語にも歴史がある」と言える。これは、失われた言語の姿を単独の言語の共時的事実に残された痕跡から推定する内的再建（internal reconstruction）の一例として知られている。

3. 音節確保の手段から見た強変化動詞 I~VI 系列

(4)①ド helfen/beißen「助ける/噛む」が属する強変化動詞は、かつては第 I~V 系列に分かれていた。音節確保の手段としての言わば「お助け役」に応じた相補分布（complementary distribution）をなして、5種類に棲み分けていたのである。これに、(4)②ド fahren「(乗り物で)行く」など、母音 a が基本の第 VI 系列が加わる。ドイツ語の強変化動詞の数は「ゲルマン祖語：約 700 語>古高ドイツ語：337 語>中高ドイツ語：371 語>新高ドイツ語：145 語/現代ドイツ語：約 170 語」と推移し、かなり少なくなった（Wegera/Waldenberger/Lemke 2018²: 184f, Duden 2009⁸: 450）。それでも、その多くは基礎語彙に属し、今でも確固たる位置を占めている。現代ドイツ語の強変化動詞は不規則動詞であり、約 40 通りに変化して、18 パターンにも分かれる（Duden 2009⁸: 452f）。しかし、古くは2種類だけで、全部で6種類の「規則動詞」だったのである。なお、第 VII 系列については後述する。

- (5) ①(= (4)①)第 I 系列(強 Ia, Ib) e+半母音 /i/
 第 II 系列(強 IIa, IIb) e+半母音 /ü/
 第 III 系列(強 IIIa, IIIb) e+{鼻音(m/n)/流音(r/l)}+子音
 第 IV 系列(強 IV) e+{鼻音(m/n)/流音(r/l)}
 第 V 系列(強 V) e+障害音(=閉鎖音・摩擦音)
- ②(= (3)②)第 VI 系列(強 VI) a

これは古ゲルマン諸語に共通であり、次のゴート語とドイツ語の例は他の古語にも応用できる。古語で注記がない母音字は、a/i/i/e/o「ア/イ/ウ/エ/オ」、ā/i/ū/ē/ō「アー/イー/ウー/エー/オー」とその組み合わせと考ればよい。なお、(7)～(13)の表では注記を省略するが、古高ドイツ語から中高ドイツ語にかけては、無強勢音節の母音弱化 (e/ə/<{a/i/u/o}) や -n<-m の弱化が起こった (L/M: ʎ/ʎ/, r̥/r̥/, m̥/m̥/, ŋ̊/n̊/; C: その他の子音, 「←」/「→」: 類推の方向)。

次の音韻変化にも注意を要する。(6a)は印欧祖語からゲルマン祖語にかけての変化、(6b)はゲルマン諸語内部での変化である。

- (6a) (α) ゲ *a<印欧 *a/*o, ゲ *ai<印欧 *ai/*oi, ゲ *au<印欧 *au/*ou
 (β) ゲ *ō<印欧 *ā/*ō
 (γ) ゲ *i<印欧 *ei
- (6b) (A) 前舌化: e/ā<a/_i (=i/i/j) など (i-ウムラウト (第1次・第2次), 二重母音内部)
 (B) 高舌化: i<e/_i (i-ウムラウト, 二重母音内部; ゴート語は無条件)
 (C) 高舌化: ① i<e/_u: ② o<a/_u (u-ウムラウト, 二重母音内部; ゴート語は①が無条件に該当)
 (D) 鼻音結合による高舌化: i<e/_n+子音
 (E) 低舌化 (a-ウムラウト, 二重母音内部): o<u/_a
 (F) ゴート語の低舌化: ai/ε/<i/_{h/hv (=hw)}/r/, au/ɔ/<u/_{h/hv (=hw)}/r{
 (G) 西および北ゲルマン語: ā<ē (=ゲ *ē₁)⁵, ただし, 古英 æ/古フ ē<ē)

⁵ ゲ *ē₁ はゲルマン祖語の /ε:/ (広いエー) であり, ゴē に対して, 北および西ゲルマン語では *ā になった。これとは別に, /e:/ (狭いエー) を表す起源が不明なゲ *ē₂ がある。これについては, 5. (13) の第 VII 系列の説明で言及する (注 17 参照)。

- (H) 二重母音化 : $VV < \bar{V}$
 (I) 単母音化 : $\bar{V} < VV$
 (J) 開音節 (および閉音節+r) での長母音化 : $\bar{V} < V$
 (K) 子音字交替 (h~g, d~t)
 (L) 音節末の無声化 (final devoicing, [p]/[t]/[k] < [b]/[d]/[g])

4. 強変化動詞第 I~VI 系列と母音交替

まず、第 I 系列の音節確保の手段は半母音 /i/ であり、ゼロ階梯で語幹母音が消えた過去複数と過去分詞の母音 i を産み落とした。ド *beißen* 「噛む」が属する「強 Ia : 過 1 単, 古高ド *ei*」と、ド *gedeihen* 「栄える」が属する少数派の「強 Ib : 過 1 単, 古高ド *ē*」に分かれる。後者は語幹に h/r/w が後続する場合で、過去単数が単母音化 ($\bar{e} < \text{ゲ} *ai$) するパターンである。「A < B」は類推によって語幹母音が B から A になったことを示す。

(7) 強 I	不定詞	[現 3 単]	過 1 単	過 1 複	過分
印欧	e+i		o+i	Ø+i	Ø+i
ゲ	iʔ	[ウムラウト]	ai*	i	i
Ia ゴ	<i>beitan</i> /i:/ ¹ 噛む	[<i>beit</i> i] /i:/ ¹	<i>bait</i> /ε:/ ¹	<i>bitum</i>	<i>bitans</i>
古高ド	<i>bīzan</i> ¹	[<i>bīzit</i>] ¹	<i>beiz</i> ^A	<i>bizum</i>	<i>gibizan</i>
中高ド	<i>bīzen</i>	[<i>bīzet</i>]	<i>beiz</i>	<i>bizen</i>	<i>gebizen</i>
ド	<i>beißen</i> [ai] ^H	[<i>beibt</i> [ai] ^H]	<u><i>biss</i> [i]</u> < <i>bissen</i> [i]		<i>gebissen</i> [i]
Ib ゴ	<i>beihan</i> /i:/ ¹ 栄える ⁶	[<i>beih</i> i] /i:/ ¹	<i>baih</i> /ε:/ ¹	<i>baihum</i> /ε/ ^F	<i>baihans</i> /ε/ ^F
古高ド	<i>dīhan</i> ¹	[<i>dīhit</i>] ¹	<i>dēh</i> ¹	<i>digum</i> ^K	<i>gidigan</i> ^K
中高ド	<i>dīhen</i>	[<i>dīhet</i>]	<i>dēch</i>	<i>digen</i>	<i>gedigen</i>
ド	<i>gedeihen</i> [ai] ^H	[<i>gedieht</i> [ai] ^H]	<u><i>gedieh</i> [i]</u> < <i>gediehen</i> [i:] ^J		<i>gediehen</i> [i:] ^J

⁶ 文献による例証が困難なゴート語では、便宜的に推定形を挙げざるを得ない場合がある。この語の活用形はその例である。

ド *beißen* 「噛む」の過去形 *biss* [ɪ] (<*bissen* [ɪ])—過去分詞 *gebissen* [ɪ] は、語幹母音が規則的に短母音 i [ɪ] である。これは ch/f/ss, ß [s]/t と d の直前で、(6b) (J) の開音節での長母音化が妨げられたことによる。これ以外は長母音化した (例: ド *steigen* 上る, 下る—*stieg* [i:] (<*stiegen* [i:])—*gestiegen* [i:] <中高ド *stigen*—[stiget]—steic—*stigen* /i/—*gestigen* /i/)。他の系列でも同様である。

なお、「強 I: ゴ *beitan* ↔ 古/中高ド *bīzan/bīzen* /s/, ド *beißen* [s]」などの子音対応は、第 2 次子音推移 (高地ドイツ語子音推移) による。以下では注記を割愛する。

現代ドイツ語には、ド *gedeihen* [gə'daɪən] 「栄える」の接頭辞 *ge-* を欠く語形は残っていない。この *h* は古くは発音した。「古高ド過 1 複 *digum*—過分 *gidigan*」の *h* /h/ (<ゲ *x) ~ *g* /g/ (<ゲ *ʒ) の交替は、有声音間の摩擦音 *h* /h/ (<ゲ *x) が強勢音節では有声化せず、ゼロ階梯では語幹母音が消えて語尾に強勢が移り、*g* /g/ (<ゲ *ʒ) に有声化した結果である。ヴェアナーの法則によるこの現象を子音字交替 (ド *grammatischer Wechsel*) と言う。このド *grammatisch* はギ *grámma* (γράφμα) 「文字」の意味なので (Schweikle 2002⁵: 118), 類書に散見される「文法的交替」は誤訳である。今では不定詞/現在形 *gedeihen/gedieht* の無音化した *h* が一般化し (Pfeifer (Hrsg.) 2004⁷: 408), かつての *g* [g] は形容詞化した過去分詞 *gediegen* 「堅実な」に残っている。

次に、第 II 系列だが、ここでは半母音 /ü/ が音節確保の手段として、ゼロ階梯の過去複数と過去分詞で母音 *u* に姿を変えた。「強 IIa: 過 1 単古高ド *ou*」のほかに、少数派の「強 IIb: 過 1 単古高ド *ō*」がある。後者では、語幹末が *h* (<ゲ *x) および歯音の場合に、過去単数の語幹母音が単母音化を起こした (古高ド *ō* <ゲ *ou)。

(8) 強 II	不定詞	[現 3 単]	過 1 単	過 1 複	過分
	印欧		o + ũ	Ø + ũ	Ø + ũ
	ゲ	[ウムラウト]	au ^a	u	u
IIa	ゴ	<i>biugan</i> ^C 曲げる	[<i>bīugib</i>] ^C	<i>baug</i> /ɔ:/ ^I	<i>bugum</i> <i>bugans</i>
	古高ト	<i>biogan</i> ⁷	[<i>bīugit</i>] ^C	<i>boug</i> ^C	<i>bugum</i> <i>gibogan</i> ^E
	中高ト	<i>biegen</i> ⁸	[<i>bīuget</i> /y:/] ^I	<i>bouc</i> ^L	<i>bugen</i> <i>gebogen</i>
	ト	<u><i>biegen</i> [i:]^I ></u>	<u>[<i>biegt</i> [i:]]^L</u>	<u><i>bog</i> [o:]^L <</u>	<u><i>bogen</i> [o:] < <i>gebogen</i> [o:]^I</u>
IIb	ゴ	<i>tiuhan</i> ^C 引く	[<i>tīuhip</i>] ^C	<i>tauh</i> /ɔ:/ ^I	<i>tauhum</i> /ɔ:/ ^F <i>tauḥans</i> /ɔ:/ ^F
	古高ト	<i>ziohan</i> ⁹	[<i>zīuhit</i>] ^C	<i>zōh</i> ^I	<i>zugum</i> ^K <i>gizogan</i> ^{EK}
	中高ト	<i>ziehen</i> ¹⁰	[<i>zīuhet</i> /y:/] ^I	<i>zōch</i>	<i>zugen</i> <i>gezogen</i>
	ト	<u><i>ziehen</i> [i:]^I ></u>	<u>[<i>zieht</i> [i:]]</u>	<u><i>zog</i> [o:]^L <</u>	<u><i>zogen</i> [o:] < <i>gezogen</i> [o:]^I</u>

現代ドイツ語では、現在形の語幹母音はト *biegt/zieht* [i:] < 中高ト *biuget/zīuhet* /y:/ のように、その他の現在形に見られる *ie* [i:] に統一された。過去形には過去分詞の *o* [o:] が広がっている（ト 過 1 単 *bog/zog* [o:] < 過 1 複 *bogen/zogen* [o:] < 過分 *gebogen/gezogen* [o:]）。ただし、*ch/f/ss*, *ß* [s] の直前では、強 Ia: *beißen* 「噛む」と同じく短母音のままである（ト *fließen* 流れる — *floss/flossen* [ɔ]—*geflossen* [ɔ], *riechen* 臭う — *roch/rochen* [ɔ]—*gerochen* [ɔ]）。

ト *ziehen* ['tsi:ən] 「引く」の *h* も、ト *gedeihen* [gə'da:ən] 「栄える」と同じく、古くは発音した。派生名詞のト *Zucht* [zoxt] 「規律」がその証拠である。類例には、強 V: *sehen* ['ze:ən] 「見る」(*Sicht* [zɪçt] 眺め)、強 V: *geschehen*

⁷ 古高ト *biogan* の語幹母音 *io* は、*o* < *u* /__a (低舌化) による *eo* < *eu* に続く *i* < *e* /__o (高舌化) による *io* < *eo* の結果である。(IIb) の古高ト *ziohan* も同様。

⁸ 中高ト *biegen* の語幹母音 *ie* (二重母音) は、*e* < *o* /i__ (同化) による *ie* < *io* の結果である。(IIb) の中高ト *ziehen* も同様。

⁹ 古高ト *ziohan* の語幹母音 *io* は、*o* < *u* /__a (低舌化) による *eo* < *eu* に続く *i* < *e* /__o (高舌化) による *io* < *eo* の結果である。(IIa) の古高ト *biogan* も同様。

¹⁰ 中高ト *ziehen* の語幹母音 *ie* (二重母音) は、*e* < *o* /i__ (同化) による *ie* < *io* の結果である。(IIa) の中高ト *biegen* も同様。

[gə'f'e:ən]「起る」(Geschichte [gə'fɪçtə] 歴史) などがある。ト過 1 複 *zogen* ['tso:gən]—過分 *gezogen* [gə'tso:gən] の *g* に残る *h*~*g* の交替は、ヴェアナーの法則による子音字交替による。ト *Züge* ['tsy:gə]「列車 (複数形)」(←*Zug* [tsu:k]) の *g* もその反映である。

このほかにも、第 II 系列には少数の語幹母音が特殊な語が含まれている (ト *sau*gen 吸う (<古高ト *sū*gan)—*sog*—*gesogen*, ト *lü*gen うそをつく (<古高ト *li*ogan)—*log*—*gelogen*, ト *wie*gen 重さを量る (<*wä*gen 吟味する (<古高ト *weg*an 強 V)—*wog*—*gewogen*)。

これに続く第 III 系列では、「鳴音 *m/n/l/r*+子音」の連続で鳴音がソナント (*m̥ /m̥/, n̥ /n̥/, l̥ /l̥/, r̥ /r̥/*) として音節を確保し、ゼロ階梯の過去複数と過去分詞で母音 *u* を産み落とした。

(9)	強 III	不定詞	[現 3 単]	過 1 単	過 1 複	過分
	印欧	<i>e</i> +L/M+C		<i>o</i> +M/L+C	\emptyset +M/L+C	\emptyset +M/L+C
	ゲ	<i>e</i> +L/M+C	[ウムラウト]	<i>a</i> ^a +M/L+C	<i>u</i> +M/L+C	<i>u</i> +M/L+C
IIIa	ゴ	<i>bī</i> ndan ^B 結ぶ	[<i>bī</i> ndip] ^B	<i>bā</i> nd	<i>bū</i> ndum	<i>bū</i> ndans
	古高ト	<i>bī</i> ntan ^{D11}	[<i>bī</i> ntit] ^D	<i>bā</i> nt	<i>bū</i> ntum	<i>gī</i> buntan
	中高ト	<i>bī</i> nden ¹²	[<i>bī</i> ndet]	<i>bā</i> nt ^L	<i>bū</i> nden	<i>gebū</i> nden
	ト	<i>bī</i> nden [i]	[<i>bī</i> ndet [i]]	<u><i>bā</i>nd [a]^L</u> > <u><i>bā</i>nden [a]</u>		<i>gebū</i> nden [ʊ]
IIIb	ゴ	<i>hī</i> pan ^B 助ける	[<i>hī</i> pip] ^B	<i>hā</i> lp	<i>hū</i> lpum	<i>hū</i> lpans
	古高ト	<i>hē</i> fan	[<i>hī</i> fit] ^B	<i>hā</i> lf	<i>hū</i> lfum	<i>gī</i> holfan ^E
	中高ト	<i>hē</i> fen	[<i>hī</i> fet]	<i>hā</i> lf	<i>hū</i> lfen	<i>gehō</i> lfen
	ト	<i>hē</i> fen [ε]	[<i>hī</i> ft [i]]	<u><i>hā</i>lf [a]</u> > <u><i>hā</i>lfen [a]</u>		<i>gehō</i> lfen [ɔ]

この第 III 系列は、鼻音結合 (ト Nasalverbindung) による「強 IIIa: 鼻音 *m/n*+子音 (不定詞・現 3 単 *i*<*e*)、ト *bī*nden<ゲ **bē*ndanen」と、流音結

¹¹ 古高ト *bī*ntan の子音 *t* は第 2 次子音推移 (*t*<*d*, ゴ *bī*ndan) による。他の活用形も同様。

¹² 中高ト *bī*nden の子音 *d* は軟音化 (*nd*<*nt*, 古高ト *bī*ntan) による。他の活用形も同様。

合 (ド Liquidverbindung) による「強 IIIb: 流音 l/r+子音」に分かれる。後者では、ド *schmelzen* 「溶ける」—[schmīlzt]—schmolz < geschmolzen のように、過去分詞 o[ɔ] との類推や子音 l の影響から、過去形が a[a] の代わりに o[ɔ] を示す例がある (Tiesema 1969²: 51f.)。なお、第 III 系列に属するド *werden* 「～になる」の過去形 *wurde* は、古形の *ward* に過去複数の母音 u と弱変化の -de への類推がはたらいた例外的な語形である。

子音字の重複に注意されたい。ド *schwimmen* [ʃvɪmən] 「泳ぐ」の短子音 mm [m] は、中高ド *swimmen* までは 2 モーラの長子音 (/m/+/m/) だった。したがって、これは鼻音結合 (i < e/_mm, 高舌化) による第 III 系列の例である。過去分詞 *geschwommen* の o[ɔ] は中高ドイツ語 (*geswummen*) 以降、中部ドイツ語で起こった低舌化 (o < u/_|m/n) の結果である (ド *Mönch* 修道士 ↔ *München* ミュンヘン, (2) の説明参照)。一方、ド *kommen* [kɔmən] 「来る」(*kam* [a:]—*gekommen* [ɔ]) の mm [m] は短母音 o[ɔ] を明示する正書法の工夫による。「中高ド *komen* < 古高ド *kuman* < *quemān*」が示すように、以前は 1 モーラの短子音 m だったので、この語は第 IV 系列に属する。なお、ド *kommen* (< 古高ド *kuman*) の語幹母音 o は、a-ウムラウト (o < u/_a) による低舌化で現在形に広まった。古高ド *quemān* については、ド *bequem* 「快適な」、オ *kwam* (ド *kam* 過去単数) 参照。

次に、第 IV 系列は鳴音 m/n, l/r だけで後続子音を欠くグループである。

(10) 強 IV 不定詞	[現 3 単]	過 1 単	過 1 複	過分	
印欧	e+L/M	o+L/M	Ø+L/M	Ø+L/M	
ゲ	e+L/M	[ウムラウト] a ^a +L/M	ē (≠ Ø)+L/M	u+L/M	
ゴ	nīman ^B 取る	[nīmip] ^B	nam	nēmum	nūmans
古高ド	neman	[nīmit] ^B	nam	nāmum ^G	ginoman ^E
中高ド	neman	[nīmet]	nam	nāmen	genomen
ド	nehmen [e:] ^J	[nīmmt [i]]	nahm [a:] < nahmen [a:]	genommen [ɔ]	

「過 1 複ゴ nēmum ↔ 古高ド nāmum」に注目されたい。ゲ *e (> ゴ i) の

延長階梯であるゴ ē (<ゲ *ē₁ /ɛ:/, (6b)(G)の注5参照)は、古高ド ā に対応する。この ā は西ゲルマン語 (古ザ *nāmum*←*niman/neman*) と北ゲルマン語 (古ノ *nāmum* /a:/←*nema*) に共通である。それにしても、過去複数は過去分詞と同じく母音が消えたゼロ階梯なので、鼻音ソナントが産み落とした母音 u のはずなのに、どうして延長階梯 ē/ā が出ているのだろうか。これは難問であり、第 VI 系列の延長階梯 (ゴ *fōrum*) との類推など、諸説がある。

過去単数形には過去複数形の長母音 ah [a:] が広がった (ド 過 1 単 *nahm* [a:]<過 1 複 *nahmen* [a:])。次の第 V 系列でも同様である (ド 過 1 単 *gab* [a:]<過 1 複 *gaben* [a:]←*geben* 与える)。一方、オランダ語はこれを免れている (オ 過 1 単 *nam* [a]↔過 1 複 *namen* [a:], 過 1 単 *gaf* [a]↔過 1 複 *gaven* [a:]←*geven*)。

h の文字に再び着目しよう。ド *nehmen* [ne:mən] の h は正書法上の e の長母音記号であり、本来、音価としては存在しなかった。*fahren* [fa:xən] (強 VI) でも同様である。これは、以前は発音した *ziehen* 「引く」(強 IIb) などの文字 h を長母音記号として転用したことによる。

流音 l/r を含む語には、不定詞・現在形と過去分詞が (6b)(J) の開音節での長母音化を経た例もある (ド *stehlen* [e:] 盗む—*stiehlt* [i:]—*stahl* [a:] (<*stahlen* [a:])—*gestohlen* [o:]<古高ド *stelan*—*stilit*—*stal*—*stālum*—*gistolan*)。この系列には、「流音 l/r + 語幹母音」という変則的なタイプも含まれるが、ここでは長母音化しない (ド *sprechen* [ɛ] 話す—*spricht* [i:]—*sprach* [a:] (<*sprachen* [a:])—*gesprachen* [ɔ])。類例：ド *brechen* 「割れる、割る」、*treffen* 「当たる、当てる」。

第 IV 系列の母音交替は過去分詞 (ド 強 IV o [ɔ]↔強 V e [e:]) を除いて、(11)の第 V 系列と似ており、そこから転じた語が目立つ (ド *stechen* [ɛ] 刺す—*stach* [a:]—*gestochen* [ɔ])。過去分詞の語幹母音が過去形に入った例も共通している (ド 過去 o [ɔ]<過分 o [ɔ]: *fechten* (剣で) 戦う—*focht*<*gefochten* (強 V に由来、類例：*flechten* 編む, *löschen* 消火する)；過去 o [o:]<過分 o [o:] : *scheren* (毛を) 刈る—*schor*<*geschoren* (類例：*gären* 発酵する, *schwören* 誓う)。なお、ド *löschen* 「(火を) 消す」/*schwören* 「誓う」(<中高

ド *leschen/swern*) の *ö* (<中高ド *e*) は, 中高ドイツ語以降に起こった円唇化の結果である。

さて、「語幹母音 + 障害音 (obstruent)」の第 V 系列にも大きな問題がある。

(11) 強 V 不定詞	[現 3 単]	過 1 単	過 1 複	過分
印欧	<i>e</i> + C	<i>o</i> + C	<u>Ø</u> + C	<u>Ø</u> + C
ゲ	<i>e</i> + C	[ウムラウト] <i>a</i> ^a + C	<u>ē</u> (≠ Ø) + C	<u>e</u> (≠ Ø) + C
ゴ	<i>gīban</i> ^B 与える	[<i>gībip</i>]	<i>gaf</i>	<u><i>gēbum</i></u> <u><i>gībans</i></u> ^B
古高ド	<i>geban</i>	[<i>gībit</i>] ^B	<i>gab</i>	<u><i>gābum</i></u> ^G <u><i>gigeban</i></u>
中高ド	<i>geben</i>	[<i>gībet</i>]	<i>gap</i> ^L	<u><i>gāben</i></u> <i>gegeben</i>
ド	<i>geben</i> [e:] ^J	[<i>gībt</i> [i:]] ^L	<u><i>gab</i> [a:]</u> ^L < <u><i>gaben</i> [a:]</u>	<i>gegeben</i> [e:] ^J

母音とは程遠い障害音 (閉鎖音・摩擦音) は, 母音確保の手段になれず, ゼロ階梯の無強勢音節で消えた母音を代行できないはずである。それなのに, ゼロ階梯のはずの過去複数 (ゴ *gēbum*/古高ド *gābum*) と過去分詞 (ゴ *gībans*/古高ド *gigeban*) には, 延長階梯 (ゴ *ē*/古高ド *ā*<ゲ **e*₁ /ε:/) と e 階梯 (ゴ *i* (<*e*)/古高ド *e*) が現れている。この意外な事実には, 第 IV 系列と似て, 第 VI 系列の *ō* と *a* に対応する *ē* と *e* を類推で拝借したなど, 諸説がある (Fulk 2018: 290)¹³。

ド *geben* 「与える」と違って, *ss* [s] の前では (6b) (J) の開音節での長母音化は起こらなかった (ド *messen* [ɛ] 測る—[*mīsst* [i]]—*maß* [a:] (←*maßen* [a:])—*gemessen* [ɛ])。強 Ia の過分 *gebissen* [i]←*beißen* 「噛む」もそうである。類例: *essen* 「食べる」(過分 *ge-g-essen* の -g- の挿入に注意), *fressen* 「むさぼる」(<中高ド *v(e)rezzen*←*ver-*+*ezzen*), *vergessen* 「忘れる」。

少数派ながら, ド *sitzen* [*zitsən*] 「すわっている」—*saß* [a:] (←*saßen* [a:])—*gesessen* [ɛ] も見逃せない。古高ド *sizzen* (<ゲ **setjanan*)—[*sizzit*]—*saz*—*sāzum*—*gisezzan* と同じく, 不定詞と現在形の語幹母音が *e* の代わり

¹³ 第 IV 系列の過去複数を含めたオリジナルな新説については, 田中 (2017) 参照。

に i となっている。j-現在動詞(ド j-Präsens) と呼ばれるもので、かつての j が e の高舌化 (i < e/ __j) と -an の高舌化 (-en < -an/j __) を引き起こし、「古高ド zz < 西ゲ *tt < ゲ *t/ __j」という西ゲルマン語子音重複(ド Westgermanic consonant gemination) も誘発した。j を欠いていた過去形と過去分詞は、この変化とは無縁である。一方、北ゲルマン語では、古ノ *sítja*—[sítir]—*sat*—*sátum* /a:/—*setinn* のように、不定詞と現在形の語幹母音 i は共通だが、子音重複は不在である。ラ *cap-i-ō*/ven-*i-ō*「私はつかむ/来る」に見られるように、古い印欧語には、現在形で語幹形成要素の前に派生接尾辞(ゲ *j < 印欧 *i) を持つ動詞があり、ゲルマン語の j-現在動詞はその仲間である。類例：ド *bitten*「頼む」(<古高ド *bitten*/ゴ *bidjan*)、ド *liegen*「横たわっている」(<古高ド *lig(g)en*/古ザ *liggian*)。

なお、古高ド *liggen*/(*ligen*)—*dū ligis(t)*—*er ligit*) の現在 2/3 人称単数は、j が i の前で早期に脱落した結果、弱変化 jan-動詞(古高ド *zellen* 数える—*dū zelis(t)*/er *zelit*) と同じく、単子音 g を示す。その後、ド *liegen* [i:] (<中高ド *ligen*)—*du liegst*/er *liegt* [i:] では不定詞にも及び、長母音化した。古高ド *sizzen* (zz = tz) は不定詞との類推で現在 2/3 人称単数も長子音を示し(古高ド *dū sizzis(t)*—*er sizzit*)、今でも短母音 i [ɪ] である(ド *sitzen* [ɪ]—*du sitzt*/er *sitzt* [ɪ], Tiesema 1969²: 54, Braune/Reiffenstein 2004¹⁵: 285)。

最後は、母音 a を基本とする第 VI 系列である。(4)に図示したように、第 I~V 系列とは異なって、過去単数・複数が延長階梯による長母音(古高ドイツ語と中高ドイツ語では二重母音化)を示す母音交替が特徴である。

(12) 強 VI 不定詞	[現 3 単]	過 1 単	過 1 複	過分	
印欧	a/o	ā/ō	ā/ō	a/o	
ゲ	a ^α	[ウムラウト] ō ^β	ō ^β	a ^α	
ゴ	<i>faran</i> 行く	[<i>farɪ</i> ɐ]	<i>fōr</i>	<i>fōrum</i>	<i>farans</i>
古高ド	<i>faran</i>	[<i>ferit</i>] ^A	<i>fuor</i> ^H	<i>fuorum</i> ^H	<i>gifaran</i>
中高ド	<i>varn</i>	[<i>vert</i>]	<i>vuor</i>	<i>vuoren</i>	<i>gevarn</i>
ド	<i>fahren</i> [a:] ^J	[<i>fāhrt</i> [ɛ:]] ^J	<i>fuhr</i> [u:] ^I	<i>fuhren</i> [u:] ^I	<i>gefahren</i> [a:] ^J

5. 強変化動詞第 VII 系列—重複動詞と新しい母音交替

ほかにも母音交替を示す第 VII 系列がある。これは北および西ゲルマン語に限られており、推定で 200~500 年に成立したとされる新しい母音交替である。語幹の第 1 音節またはその一部を重複 (reduplication) によって語頭に付加し、完了形 (perfect) を導いた印欧祖語の重複動詞 (reduplicating verb) の代用として発達した。印欧祖語の完了形はゲルマン語では過去形として受け継がれている。たとえば、ラ *cucurrī*/ギ *gégrapha* (γῆγραφα) 「私は走った/書いた」(←*currō*/ギ *gráphō* (γράφω) 私は走る/書く) に見られるラ *cu*/ギ *gé* (γῆ-) が重複接頭辞である。東ゲルマン語のゴート語には、重複による過去形がある程度、残っている。たとえば、ゴ *haihait*/*haihlaup* 「私は称した/走った・歩いた」は *haitan*/*hlaupan* 「称する/走る, 歩く」の過去形であり、*hai-*/*hε-* が重複接頭辞にあたる。後者では、語幹の第 1 音節 *hlau-* の子音 *hl-* で最初の *h-* が重複の対象になっている。

(13) 強 VII 不定詞	[現 3 単]	過 1 単	過 1 複	過分	
VIIa ゴ	<i>haitan</i> /ε:/ ¹⁴ 称する ¹⁴	[<i>haiti</i> ɸ/ε:/ ¹⁴]	<i>haihait</i> /ε:/ ¹⁴	<i>haihaitum</i> /ε:/ ¹⁴	<i>haitans</i> /ε:/ ¹⁴
古高ド	<i>heizan</i>	[<i>heizit</i>]	<i>hiaz</i>	<i>hiazum</i>	<i>giheizan</i>
中高ド	<i>heizen</i>	[<i>heizet</i>]	<i>hiez</i>	<i>hiezen</i>	<i>geheizen</i>
ド	<i>heißen</i> [ai]	[<i>hei</i> ʔt [ai]]	<i>hie</i> ʔ [i:] ¹⁵	<i>hie</i> ʔen [i:] ¹⁵	<i>gehei</i> ʔen [ai]
VIIb ゴ	<i>hlaupan</i> /ɔ:/ ¹⁵	[<i>hlaupi</i> ɸ/ɔ:/ ¹⁵]	<i>haihlaup</i> /ɔ:/ ¹⁵	<i>haihlaupum</i> /ɔ:/ ¹⁵	<i>hlaupans</i> /ɔ:/ ¹⁵
古高ド	<i>loufan</i> 走る, 歩く	[<i>loufit</i>]	<i>liof</i>	<i>liofum</i>	<i>giloufan</i>
中高ド	<i>loufen</i>	[<i>loufet</i> / <i>lōufet</i>] ¹⁶	<i>lief</i>	<i>liefen</i>	<i>geloufen</i>
ド	<i>laufen</i> [au] ¹⁶	[<i>läuft</i> [ɔɣ]] ¹⁶	<i>lief</i> [i:] ¹⁵	<i>liefen</i> [i:] ¹⁵	<i>gelaufen</i> [au] ¹⁶

¹⁴ 言語によって「呼ぶ, 呼ばれる, 命令する」などの意味になる。

¹⁵ ゴート語 (*us-hlaupan* 跳び上がる) の変化形は推定形である (Fulk 2018: 266)。

¹⁶ ド *laufen*/*gelaufen* < 中高ド *loufen*/*geloufen*, ド *läuft* < 中高ド *lōufet* は二重母音内部の低舌化による。

ゴ *haitan/hlaupan* では重複成分 *hai-/hε/* が過去形をマークし、語幹母音 *ai /ε:/* はそのまま、母音交替していない。一方、ゴート語には「重複+母音交替」を示す例もある(ゴ *laitan /ε:/* ~させる(ド *lassen*)—*laflōt/lai-lōtum /o:/*—*laitans /ε:/*; *saiian /ε:/* 種をまく(ド *säen*)—*saisō/saifsōum /o:/*—*saians /ε:/*)。ここでは、「重複+母音交替」という過去形の表示が余剰的であり、重複が最初に失われたと考えられている (Speyer 2007: 80)。

ドイツ語では重複の消失を補って、過去形の語幹母音は単複共通の *ie [i:]* という母音交替を示すようになった。古高ドイツ語では、強 VIIa の *ia* (<ゲ **ē₂ /e:/¹⁷⁾* と強 VIIb の *io* (<ゲ **eu*) の2グループに分かれ、中高ドイツ語で *ie /ia/* に統一されて、現在に至っている。過去分詞の語幹母音は重複とは無縁であり、母音交替しなかったため、不定詞・現在形と同一である。不定詞と現在形の語幹母音は雑多だが、強 VIIa では前舌母音 (ド *ei [ai]/a [a]/a [a]* (+*l/n+C*)<古高ド *ei/ā/a* (+*l/n+C*)), 強 VIIb では後舌母音 (ド *au [au]/u [u]/o [o:]*<古高ド *ou/uo/ō*) が語幹母音の目印になる¹⁸⁾。

- (14) 強 VIIa ド *heißen [ai]* (<古高ド *heizan*) 称する—*[heißt]*—*hieβ*—*geheißen*
 > *Geheiß* 命令
schlafen [a:] (<古高ド *slāfan*) 眠る—*[schläft]*—*schlieβ*—*geschlafen* > *Schlaf* 睡眠
halten [a] (<古高ド *haltan*) 保つ—*[hält]*—*hielt*—*gehalten*
 > *Halt* 保持
 強 VIIb ド *laufen [au]* (<古高ド *loufan*) 歩く—*[läuft]*—*lief*—*gelaufen*
 > *Lauf* 歩き
rufen [u:] (<古高ド *ruofan*) 呼ぶ—*[ruft]*—*rief*—*gerufen*
 > *Ruf* 呼び声

¹⁷⁾ (6b) (G) の注5で述べたように、ゲルマン祖語には **ē₁ /ε:/* (広い「エー」) があり、ゴ *ē* に対して、語では保たれ、北および西ゲルマン語では *ā* になった。これとは別に、*/ε:/* (狭い「エー」) を表す起源が不明なゲ **ē₂* がある。

¹⁸⁾ この点をめぐる難解な諸説の説明については Fulk (2018: 266-270) 参照。

stoßen [o] (<古高ド stōzan) 突く—[stößt]—stieß—gestoßen
 >Stoß 突き

対応する名詞の語幹母音に注目されたい。第 VII 系列の強変化動詞では、不定詞・現在形の語幹母音が派生名詞と同一である。他の系列の母音交替は、(15) のように語形成でも起こったが、本来、母音交替しなかった第 VII 系列の強変化動詞では、派生名詞でも語幹母音は変わらないのである。

- (15) ド *beißen* 噛む (強 Ib) > *Biss* 噛み (傷)
biegen 曲げる (強 IIa) > *Bogen* 弓
binden 結ぶ (強 IIIa) > *Band* リボン, 巻 *Bund* 同盟
nehmen 取る (強 IV) > *Annahme* 受領
geben 与える (強 V) > *Gabe* 贈り物
fahren (乗り物で) 行く (強 VI) > *Fuhre* 積み荷, 運送

重複動詞の残存は、北および西ゲルマン語の古語にも少数の例に見られる。

- (16) 古ノ *rera*←*róa* 漕ぐ (英 row)
sera (r<*z<*s)←*sá* 種をまく (ド *säen*)
 古英 *heht*←*hātan* 称する (ド *heißen*)
leolc←*lācan* 飛ぶ

なかでもその代表例は、英 *did*←*do* (<古英 *dyde*←*dōn*)/ド *tat*←*tun* (<古高ド *teta*←*tuon*) だろう。この両語の語末子音 -d/-t は語尾 -ed/-te ではなく、本来の語幹である (英 -d<古英 -de←*dō*-; ド -t<古高ド -ta←*tuon*-)。語頭の di- (<古英 dy-)/ta- (<古高ド te-) は、語幹 do (<古英 *dō*-)/tu- (<古高ド *tuon*-) を重複して語頭に付加したなごりなのである。

6. 語法の助動詞あるいは過去現在動詞

現代ゲルマン諸語に共通して、風変わりな活用で目を引く動詞の語類に語法の助動詞(法助動詞 modal verb)がある。英 he can は3単現で -s がつかず、ド er kann (↔er hilft 彼は助ける) も -t を欠いている。ドイツ語には、語形変化から見た場合の類例として、次の6つの語法の助動詞と wissen 「知っている」が認められる。中高ドイツ語を交えて現在形を挙げてみよう。

(17) ド können 「～できる」、dürfen 「～してよい」、müssen 「～する必要がある」、sollen 「～するべきだ」、wollen 「～したい」(後述するように、希求法に由来)、mögen 「～を好む」/möchte 「～したいのだが」; wissen 知っている

(18) ド können ～できる<中高ド kunnen↔ド helfen 助ける<中高ド helfen
 ich kann-Ø<kan-Ø du kannst<kanst er kann-Ø<kan-Ø
 ↔ich half-Ø<half-Ø du halfst<hülfe sie half-Ø<half-Ø
 wir können<kunnen ihr könnt<kunnet sie können<kunnen
 ↔wir halfen<hulfen ihr halft<hulfet sie halfen<hulfen

(19) ド wissen 知っている<中高ド wizen↔ド beißen 噛む<中高ド bizen
 ich weiß-Ø<weiz-Ø du weißt (←-st) er weiß-Ø<weiz-Ø
 <weist (←weiz-st)
 ↔ich biss-Ø<beiz-Ø du bissest<bize sie biss-Ø<beiz-Ø
 wir wissen<wizen ihr wisst<wizzet sie wissen<wizen
 ↔wir bissen<bizen ihr bisst<bizet sie bissen<bizen

強変化動詞 helfen 「助ける」(強 IIIb) と beißen 「噛む」(強 Ia) の過去形を並べたのは、können と wissen の現在形とよく似ているからである。まず第1に、語尾がほぼ同じである。中高ドイツ語2人称単数 (kannst/weist↔hülfe/bize) は異なるが、下線つきの後者は西ゲルマン語の古い特徴であり、

現代語 (*halfst/bissest*) では他の過去形との類推によって同形になった。

第2に、語幹母音が中高ドイツ語で単数の a-階梯 (*kan~half-, weiz~beiz-*) と複数のゼロ階梯 (*kunn~hulf-, wizz~biz-*) に対応する。語形変化の点で保守的な過去現在動詞と違って、強変化動詞は類推によって波線つきの過去複数 *biss-* と過去単数 *half-* に語幹母音を統一した。ド *können* (<中高ド *kunnen*) の *ö* (<中高ド *u*) は第2次ウムラウトではなく、接続法過去 (= II 式) または弱変化 *jan-* 動詞の影響と言われる (ド *brennen* 燃やす (*e=ä, a* の *i-* ウムラウト) — 過1単 *brannte~können—konnte* (<中高ド *kunde/konde*), Tiesema 1969²: 61)。

そして第3に、*ich kann—ich half* は鼻音結合「*n+n*」と流音結合「*l+f*」による強変化動詞の第 III 系列に対応する。同様に、ド *ich weiß—wir wissen* と中高ド *ich beiz—wir bissen* は、音節確保の手段としてのかつての半母音 *i* (>*i*) を伴う第 I 系列 (強 Ia) に対応する。他の過去現在動詞も第 I~VI 系列に収まることが理解されるだろう。

- (20) ド 強 Ia : *weiß—wissen* 知っている ↔ *beißen* 噛む — *bissen*
 強 IIIa : *kann—können* ~できる (<中高ド *kunnen*, オ *kunnen*)
 ↔ *band—banden* (<中高ド *bunden*) ← *binden* 結ぶ
 強 IIIb : *darf—dürfen* ~してもよい (<中高ド *durfen*)
 ↔ *half—halfen* (<中高ド *hulfen*) ← *helfen* 助ける
 強 IV : *soll—sollen* ~するべきだ (<中高ド *sal—suln*, オ *zal—zullen*)
 ↔ *nahm—nahmen* (<中高ド *nam—nāmen* (\neq ゲ $*um$ < $*m /m/$)) ← *nehmen* 取る
 強 V : *mag—mögen* ~を好む (<中高ド *mugen*, オ *mogen*)
 ↔ *gab—gaben* (<中高ド *gap—gāben* (\neq ゲ $*um$ < $*m /m/$)) ← *geben* 与える
 強 VI : *muss—müssen* ~でなければならない (<中高ド *muoz—miezen*, オ *moet [uː]—moeten [uː]*)

↔*fuhr*—*fuhren* (<中高ド *vuor*—*vuoren*, オ *voer* [u:]—*voer* [u:]) ←*fahren* (乗り物で) 行く

つまり、「意味は現在」だが、「語形は過去」なのである。これは、一部の強変化動詞の過去形を意味に合わせて、現在形に転用した結果である。そこで、過去現在動詞 (preterite-present verb) と言う。たとえば、ド *ich weiß* 「私は知っている」(←*wissen*) に対応するギリシア語 *oïda* (οἶδα) は完了形 (perfect) であり、ラ *vidi* 「私は見た」も同じく *videō* 「私は見る」の完了形である。つまり、「見たので、その結果として知っている」というわけである。印欧語の完了形 (>ゲルマン語の過去形) は「過去の動作の結果としての現在の状態」を表した。ド *können* 「～できる」も形容詞化した過去分詞 *kund* 「知られた」が示すように、「知った、わかった」から「できる」の意味になった。一方、ド *kennen* 「知っている」は使役の意味の *jan*-動詞 (ゴ *kannjan* 知らせる) だった。今でもアイスランド語では、*kenna* 「教える」(ア *kennari* 教師 ↔ ド *Kenner* 識者) という意味である。ド *sollen* 「～するべきだ」と *schuld* 「責任がある」の関係も同様である。そこで、過去現在動詞では、過去形はゲルマン語の発明である歯音接尾辞をつけて、弱変化の *wusste*/*konnte* とした。過去分詞や不定詞も後代に派生したのである。ただし、英語の *must* のように、さらにその過去形 (1人称単数: 古英 *mōste* ↔ 現在形 *mōt*) を現在形に転用した例もある。

なお、厳密には、ド *wollen* 「～したい」の現在形は接続法過去形 (= II 式) に由来する。ゴ *wiljan* 「同左」の語形は希求法 (optative, ドイツ語の接続法) の過去形に限られる。*möchte* 「～したいのだが」(*mögen* 「～を好む」の接続法 II 式) と似ていると言えよう。

過去現在動詞は語形変化の点では保守的であり、古い語形のなごりを留めることがある。まず、強変化第 IV/V 系列の過去複数にあたる語形では、語幹母音が延長階梯 (ド *a* [a:] < 古高ド *ā*) に鞍替える前のゼロ階梯 (ド *o/ö* < 中高ド *u*) を保っている (強 IV: ド *wir sollen* < 中高ド *wir suln*, 強 V: ド *wir mögen* < 中高ド *wir mugen*)。また、ドイツ語の 2 人称単数過去

形の語尾は、ド -st (du halfst←helfen 助けるキ中高ド -e (du hülfe) < 古高ド -i (dū hulfī)) だが、du darfst (←durfen ~してもよい) は中高ドイツ語では du darft だった。darfst は 15 世紀に登場した新しい類推形である (Schweikle 2002⁵: 187)。この古い語尾 -t は完了語尾 (ド Perfektendung) と呼ばれる (Gerdes/Spellerberg 1986⁶: 46, 54)。ド du magst/solst (←mögen/sollen) < 中高ド du maht/solt などの変化も同様である。19 世紀の詩人メーリケ (Eduard Mörike 1804~1875) の『祈り』(ド Gebet 1848) には、du willst の代わりに、du wilt という古形が使われている (quillt←quellen 「湧き出る」) との脚韻に注意)。

- (21) ド Herr! schicke, was **du willst**, / Ein Liebes oder Leides; / Ich bin vergnügt, dass beides / Aus deinen Händen quillt. 主よ! お望みのものをお恵みください / 快いもの、あるいはつらいものを / 私はどちらでも満足です / あなたの御手から湧き出るものならば

7. 話法の助動詞の用法と「語場」

最後に、共時的な観点から現代ドイツ語を中心に話法の助動詞の用法に触れておこう。英語の話法の助動詞には不定詞と過去分詞がなく (22) (23), 現在分詞 (*be *canning*) も許されない。つまり、生粋の助動詞範疇を形成している。(24) のように、いわば常に「付き人」としての不定詞を従えるのも、「関取」の面目と言えよう。一方、ドイツ語の話法の助動詞は不定詞・分詞の語形を備えており、普通の動詞に近く「庶民的」である。ただし、不定詞を従えると、過去分詞に語形を変えず、不定詞のままである ((23) 代替不定詞, ド Ersatzinfinitiv)。また、不定詞も意味的に復元できれば省略できる (24)。ただし、(25) のように、他動詞目的語の zu-不定詞は普通は省略できない。一方、西フリジア語では可能である (清水 2006: 703-711, Hoekstra 1997: 127-155)¹⁹。

¹⁹ ドイツ語にも zu-不定詞の省略例は、前後関係から明確な場合には散見される: „Ei, lustiger

- (22) ド Ich hoffe, wieder kommen **zu können**.
↔英 *I hope **to can** come again. 私はまた来られることを望んでいます
- (23) ド Er **hat** immer arbeiten {**müssen**/***gemusst**}.
↔英 *He **has** always **must** work. 彼はいつも働かなければならなかった
- (24) ド Du **solltest** jetzt nach Hause {**gehen**/**Ø**}.
↔英 You **should** {**go**/***Ø**} home now. 君は今、家に帰るべきだ
- (25) ド Ich habe vor, nach Friesland {**zu gehen**/***Ø**}.
↔西7 Ik bin fan doel om nei Fryslân ta {**te gean**/**Ø**}. 私はフリースラントに行くつもりです (fan doel wêze om + te-不定詞句 ~するつもりだ)

(26)に注目されたい。ド müssen は「～にちがいない」の意味では、英語 must と同様に完了形にできない。不定詞も不可である (ド *bestimmt krank sein **zu müssen** きっと病気にちがいないこと)。ここでは、ドイツ語の話法の助動詞も普通の動詞から一線を画している。

- (26) ド Sie **hat** bestimmt krank sein {***müssen**/***gemusst**}.
↔英 *She **has** certainly **must** be sick. 彼女はきっと病気にちがいなかった

じつは、話法の助動詞には、(17)に挙げた個別の意味以外に、現実度 (ド Realitätsgrad) に応じた推量の意味が共通している。現在形の語形でまとめてみよう (現実度の「高>低」の順)。

Gesell, Er **weiß** ja recht hübsche Lieder **zu singen**.”—„Ew. Gnaden aufzuwarten, **wüß**t ich noch viel schönere **Ø** (= **zu singen**).“「あら、陽気なお兄さん、あなたずいぶん歌がお上手ね」—「奥方様の御心にかなうべく、もっとすてきな歌もご披露できますが」(Eichendorff: *Aus dem Leben eines Taugenichts* 1826)。

(27) ド muss ～にちがいない

>dürfte ～だろう (dürfen の接続法 II 式)

>mag ～かもしれない (譲歩の意味などを含む) / kann ～かもしれない

soll ～という噂だ (主語以外の主張, 証拠性 (evidentiality)) /

will ～と主張している (主語の主張)²⁰

>kann nicht ～であるはずがない (kann を否定)

(17)に挙げた個別の意味を表わす用法を話法の助動詞の客観的用法 (ド objektiver Gebrauch), (27)に共通する推量の意味を表わす用法を主観的用法 (ド subjektiver Gebrauch) と言う。前者は義務的モダリティー (deontic modality 義務・許可) と動的モダリティー (dynamic modality 意志・可能など), 後者は認識様態的モダリティー (epistemic modality) の名称でも知られている。

話法 (モダリティー modality) とは, 伝える中身である命題 (proposition) に話者が加える主観的感情・評価という「色づけ」である。動詞の活用で表示されるムード (法 mood), つまり, 直説法, 接続法 (=英語の假定法), 命令法は定形 (finite form) の屈折範疇である。一方, 話法の助動詞は話法的重要な語彙的表現手段で, 定形に限られる主観的用法ではその度合いが強いのである。ちなみに, (27)の推量の意味を現実度の高低に応じて幅広く覆うのは, wird (←werden) である。辞書などでは便宜的に「～だろう」という訳語を与えているのが普通だが, 共起する副詞や話者の意図に応じて, 「～にちがいない」から「～かもしれない」まで幅広い意味を担うことができる。さらに, 現在形によるド Er *wird kommen*. 「彼は来るだろう」に対して, *Er {*wurde kommen*}/ {*hat kommen werden*}/ {*(ge)worden*}. とは言えず, **kommen zu werden* も不可である。wird (および接続法 II 式 würde) は定形の

²⁰ ド Er *will* dich gestern gesehen haben. 彼は昨日, 君を見かけたと主張している (Klappenbach/Steinitz (Hrsg.) 1978²: 4390)。

みで用いる最も「話法的」な助動詞と言えらるう。

話法の助動詞の個別的意味を反映した客観的用法も、構造的に把握することができる。この点に関しては、Bech (1949: 38) を始めとして、Hentschel/Weyd (2013⁴: 70), Schanen/Confais (1989: 251) など、定式化の試みがいくつかなされている。ここでは、拙稿 (Shimizu 1999) による分析を挙げておく。

(28) ド

		動作を引き起こす要因の根源：	
		主語(動作主)：意志・願望	主語以外：義務・必然
[積極的]	wollen ～したい	因果関係	第3者の関与
		müssen ～しなければならない	sollen ～するべきだ
[消極的]	möchte/mögen ～したいのだが/～を好む	können ～できる	dürfen ～してよい

wollen—möchte/mögen では「動作を引き起こす要因の根源」が「主語(動作主)」による「意志・願望」であり、残る4者の müssen—können と sollen—dürfen では「主語以外」による「義務・必然」である。後者の2者 müssen—können は事柄間の「因果関係」、残りの2者 sollen—dürfen は「第3者の関与」の指標でまとめられる。この合計3組のペアは、それぞれ前半が「積極的」、後半が「消極的」な度合いを表す。

古語の過去現在動詞は今よりもやや数が多く、英 dare (He *dare* not criticize her.) と同語源の中高ド turren 「あえて～する」はその一例である。現代語に残ったドイツ語の話法の助動詞は、形態的特徴に加えて、意味的にも緊密な棲み分けをなす語場(ド Wortfeld) を形成しているのである。

ただし、この棲み分けは完璧というわけではない。たとえば、ド müssen 「～しなければならない」の否定 nicht müssen は、müssen を否定する「不要」([～しなければならない (müssen)] ことはない (nicht)) か、否定しない「禁止」([～しない (nicht)] のでなければならない (müssen)) かであいまいである。そこで、通常は前者を nicht brauchen 「～する必要はない」(zu-不定詞の

zu は省くことがある)²¹、後者を nicht dürfen 「～してはならない」で代用する。英 need not に似て、ド nicht brauchen は話法の助動詞に近く、弱変化動詞として例外的にウムラウトした接続法 II 式 *bräüchte* 「～が必要なのですが」の語形もある。これは、ド mögen 「好む」の接続法 II 式 *möchte* 「～したいのですが」との関係に似ている。このように、話法の助動詞には一部で増えている例も確認できる。

ちなみに、ルクセンブルク語の brauchen は接続法 II 式で *brüicht* とウムラウトするだけでなく、現在形も話法の助動詞と同形であり、ほとんど話法の助動詞のようにになっている (Girnth 2000: 115-136)。

- (29) ル ech brauch-Ø/du brauchst/hie brauch-Ø
 ~ ech kann-Ø/du kannst/hie kann-Ø
 ド ich brauche/du brauchst/er braucht
 ⇔ ich kann-Ø/du kannst/er kann-Ø

- (30) ル Ech *brüicht* e Gebuertsschäin. 私は出生証明書が必要なのですが
 ド Ich *bräüchte* eine Geburtsurkunde. 同上

(Weber-Messerich/Colotte 2019: 87)

それに、何よりも話法の助動詞は、人間関係を円滑に保つポライトネス (politeness) の表現手段である。ド *Können* Sie mir *helfen*? 「手伝っていただけますか」/*Wollen* Sie bitte ein bisschen warten? 「少しお待ちくださいますか」/*Soll* ich das Fenster *aufmachen*? 「窓を開けましょうか」は依頼・要請/申し出の表現であって、能力/願望/意志を確認する質問ではない。話法の助動詞の用法は、ダイナミックな語用論的広がりを秘めているのである。

²¹ ただし、ド nicht Müssen (MÜ- に強勢) 「必ず～する必要があるわけではない」とも言い、意味が異なる。ド Du *brauchst* nicht (*zu*) *kommen*. では「来なくていい」のように、相手に対して来る手間を省くニュアンスがあるが、ド Du *MUSST* nicht *kommen*. は「来なければいけないわけではない」のように、相手に来ることを押しつけないニュアンスを伴う。

* 補遺

拙稿 (2019) 「ドイツ語から見たゲルマン語—名詞の性、格の階層と文法関係」以降、本稿までの継続論文に関連して、以下の図表を掲載しておく。



図表1 定動詞複数形人称語尾 (1, 2, 3 人称の順)
(König (1998¹²: 158) をもとに作成)

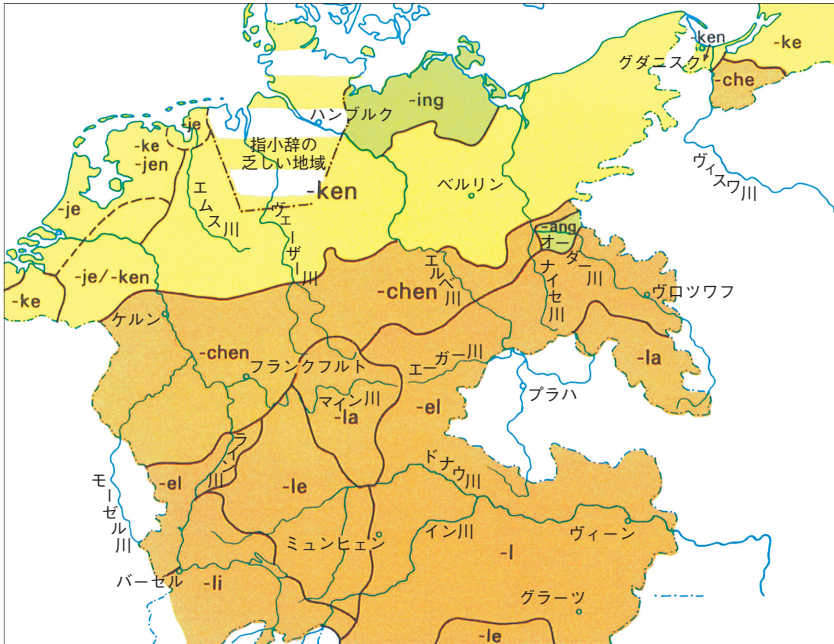


図表2 語中音脱落と語末音脱落 (*ge-brochen*, *Gäns-e*) (König (1998¹²: 158) をもとに作成)

ドイツ語から見たゲルマン語 (10)



図表 3 語末音脱落 (Wir sind müde, Hinter unserem Hause...)
(König (1998¹²: 159) をもとに作成)

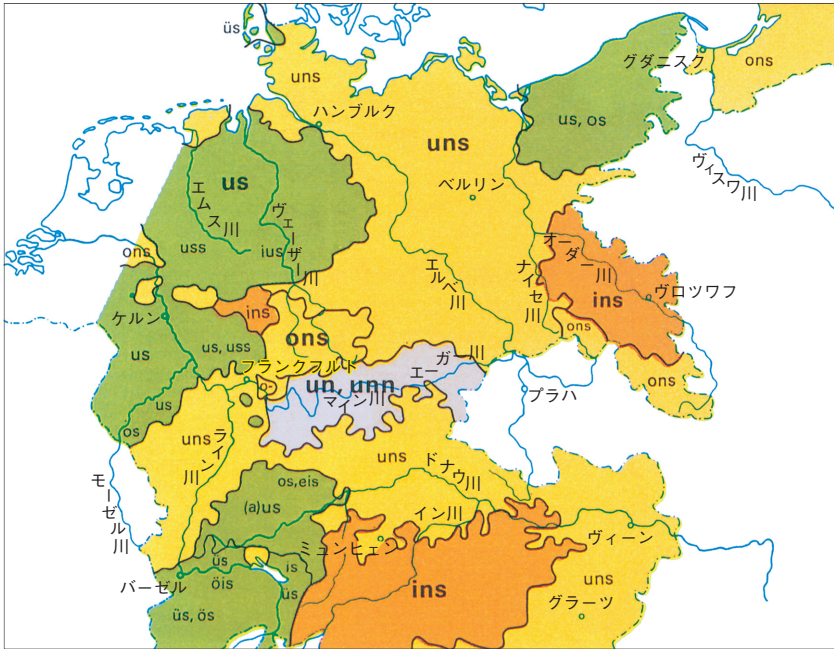


図表4 指小辞（指小形接尾辞）
(König (1998¹²: 157) をもとに作成)

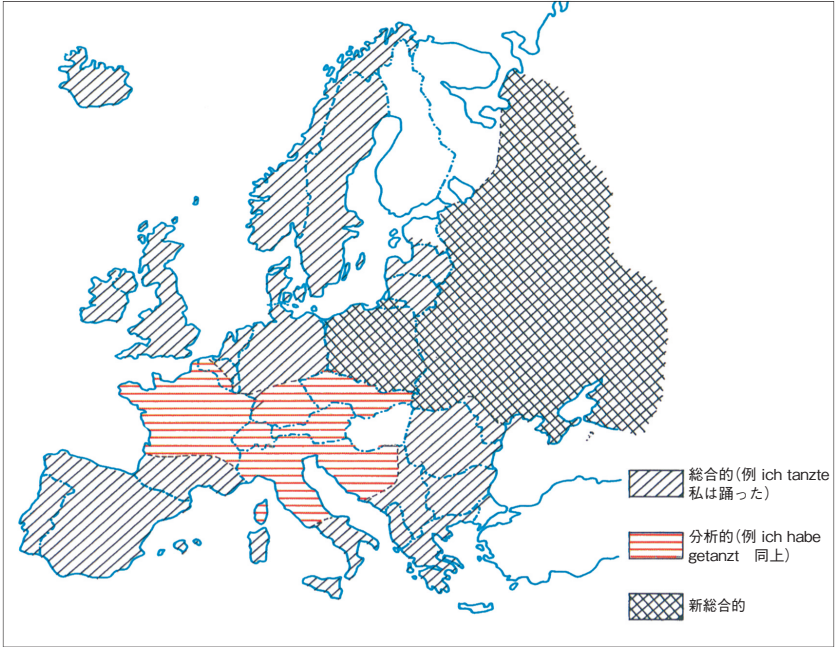
ドイツ語から見たゲルマン語 (10)



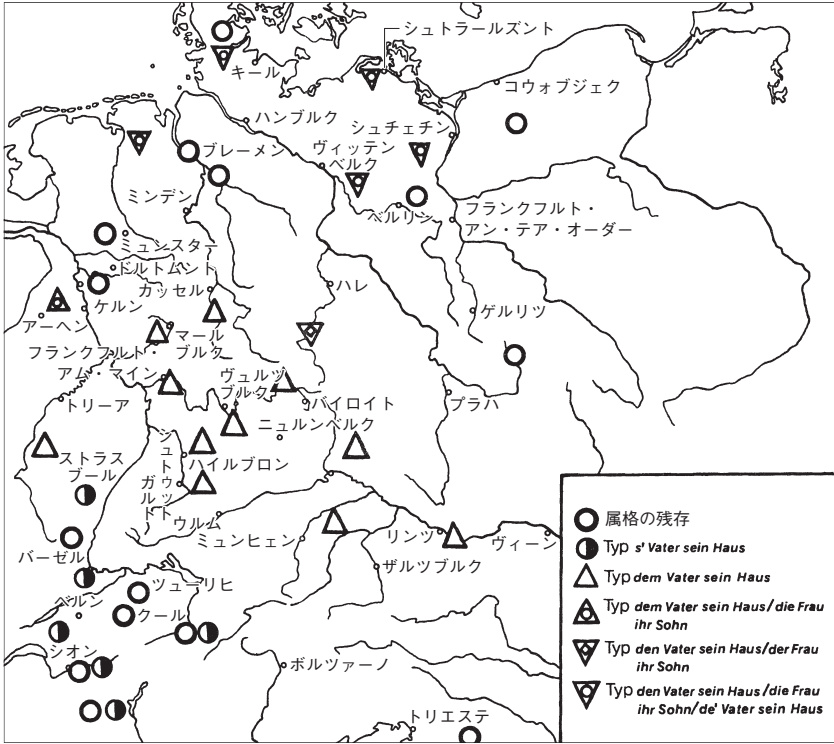
図表5 3人称代名詞男性単数主格形 (König (1998¹²: 164) をもとに作成)



図表6 人称代名詞 uns (Hinter uns-erem Hause...)
(König (1998¹²: 160) をもとに作成)



図表 8 過去の出来事を表す動詞の語形
(König (1998¹²: 162) をもとに一部変更して作成)



図表9 再述所有代名詞構文
(Koß (1983: 1244) をもとに作成)

参考文献

- Bech, Gunnar (1949) Das semantische System der deutschen Modalverba. *Travaux du Cercle Linguistique de Copenhague* 4: 3-56.
- Braune, Wilhelm/Reiffenstein, Ingo (2004¹⁵) *Althochdeutsche Grammatik I. Laut- und Formenlehre*. Tübingen: Niemeyer.
- Duden (1990³) *Aussprachewörterbuch*. Mannheim/Wien/Zürich: Dudenverlag.
- Duden (2009⁸) *Die Grammatik*. Mannheim/Wien/Zürich: Dudenverlag.
- Fulk, R. D. (2018) *A Comparative Grammar of the Early Germanic Languages*. Amsterdam/Philadelphia: Benjamins.
- Gerdes, Udo/Spellerberg, Gerhard (1986⁶) *Althochdeutsch — Mittelhochdeutsch*. Frankfurt am Main: Athenäum.
- Girnth, Heiko (2000) *Untersuchungen zur Theorie der Grammatikalisierung am Beispiel des Westmitteldeutschen*. Tübingen: Niemeyer.
- Hentschel, Elke/Weydt, Harald (2013⁴) *Handbuch der deutschen Grammatik*. Berlin/Boston: De Gruyter.
- Hoekstra, Jarich (1997) *The Syntax of Infinitives in Frisian*. Ljouwert: Fryske Akademy.
- Klappenbach, Ruth/Steinitz, Wolfgang (Hrsg.) (1978²) *Wörterbuch der deutschen Gegenwartssprache*. Berlin: Akademie-Verlag.
- König, Werner (1998¹²) *dtv-Atlas Deutsche Sprache*. München: Deutscher Taschenbuch Verlag.
- Koß, Gerhard (1983) Realisierung von Kasusrelationen in den deutschen Dialekten. In: Besch, Werner/Knoop, Ulrich/Putschke, Wolfgang/Wiegand, Herbert Ernst (Hrsg.) *Dialektologie. HSK Bd. 1-2*. Berlin/New York: De Gruyter. 1242-1250.
- Kuhn, Hans (1964) Hannover und der grammatische Wechsel. *Zeitschrift für deutsches Altertum und deutsche Literatur* 93. 13-18.
- Pfeifer, Wolfgang (Hrsg.) (2004⁷) *Etymologisches Wörterbuch des Deutschen*. München: Deutscher Taschenbuch Verlag.
- Schanen, François/Confais, Jean Paul (1989) *Grammaire de l'allemand*. Paris: Nathan.
- Schweikle, Günther (2002³) *Germanisch-deutsche Sprachgeschichte im Überblick*. Suttgart/Weimar: Metzler.
- Shimizu, Makoto (1999) Zum Wortfeld der Modalverben im Deutschen. In: Nitta, Haruo/Shigeto, Minoru/Wienold, Götz (Hrsg.) *Kontrastive Studien zur Beschreibung des Japanischen und des Deutschen*. München: iudicium. 213-228.

ドイツ語から見たゲルマン語 (10)

- 清水 誠 (2006) 『西フリジア語文法—現代北海ゲルマン語の体系的構造記述』北海道大学出版会
- 清水 誠 (2012) 『ゲルマン語入門』三省堂
- 清水 誠 (2019) 「ドイツ語から見たゲルマン語—名詞の性、格の階層と文法関係」『北海道大学文学研究院紀要』158. 37-76.
- 清水 誠 (2020) 「ドイツ語から見たゲルマン語 (2)—属格と所有表現」『北海道大学文学研究院紀要』160. 37-96.
- 清水 誠 (2021a) 「ドイツ語から見たゲルマン語 (3)—名詞の性の発達と複数形の形成」『北海道大学文学研究院紀要』162. 35-101.
- 清水 誠 (2021b) 「ドイツ語から見たゲルマン語 (4)—冠詞と指示詞」『北海道大学文学研究院紀要』163. 1-22.
- 清水 誠 (2021c) 「ドイツ語から見たゲルマン語 (5)—人称代名詞」『北海道大学文学研究院紀要』164. 19-41.
- 清水 誠 (2021d) 「ドイツ語から見たゲルマン語 (6)—3人称代名詞、再帰代名詞、所有代名詞」『北海道大学文学研究院紀要』165. 31-60.
- 清水 誠 (2022a) 「ドイツ語から見たゲルマン語 (7)—2人称代名詞と関連表現」『北海道大学文学研究院紀要』166. 1-27.
- 清水 誠 (2022b) 「ドイツ語から見たゲルマン語 (8)—不定詞と分詞」『北海道大学文学研究院紀要』167. 1-30.
- 清水 誠 (2022c) 「ドイツ語から見たゲルマン語 (9)—動詞の強変化と弱変化、ウムラウト、人称語尾」『北海道大学文学研究院紀要』168. 1-35.
- Speyer, Augustin (2007) *Germanische Sprachen. Ein historischer Vergleich*. Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht.
- 田中俊也 (2017) 「ゲルマン語強変化動詞および過去現在動詞 IV, V 類に見られる形態的差異について—Schumacher (2005) 論考の批判的考察と形態的混交説からの提案」『言語研究』(日本言語学会) 152. 89-116.
- Tiesema, H. D. (1969²) *Abriss der historischen Laut- und Formenlehre des Deutschen*. Vaassen: Uitgeverij Van Walraven.
- Weber-Messerich, Jackie/Colotte, Franck 2019 *Schnell Fit in Luxemburgisch*. Paris: Assimil.
- Wegera, Klaus-Peter/Waldenberger, Sandra/Lemke, Ilka (2018²) *Deutsch diachron*. Berlin: Schmidt.

プロクロス『プラトン『国家』注解』第四論文 日本語訳・注

近 藤 智 彦・川 島 彬
高 橋 勇 真・野 村 拓 矢

[27.7-8] 『『国家』第二巻において述べられている神学的指針¹について』

【方針】

- ・本訳の底本としては Kroll を用いた（文献表記については末尾の文献表を参照のこと）。
- ・底本と異なる読みを採用した場合のほか、底本が諸写本と大きく異なる修正案を採用している場合も、注に記した。
- ・訳文中の（ ）はギリシア語の原語を、[] は訳者による補足を示す。
- ・注については、本著作に関しては Festugière, Abbate, Baltzly, Finamore & Miles, プロクロス哲学一般に関しては Chlup に負う部分が多いが、特別な場合を除いてどの文献に依拠したのかを一々記すことは控える。
- ・プラトン『国家』への参照に際しては、慣例に従いステファヌス版全集のページ数と段落記号（a-e）を付し、段落内の行数表記については Slings に従う。
- ・節と段落の分割、および [] 内の見出しは、Festugière, Abbate, Baltzly, Finamore & Miles を参考にしつつ独自に付けたものである。
- ・各段落の冒頭に Kroll（全2巻のうち第1巻）の頁数・行数を [27.9-26] のように入れた。
- ・全体の構成は以下の通りである。

第一部：プラトンの見解の提示（27.9-37.2）

指針 I の公理「すべての神は本当に善いものである」（27.9-28.23）

指針 I-1 「神はいかなる悪の原因でもない」（28.23-31.2）

指針 I-2 「すべての神はただ諸々の善のみの原因である」（31.2-32.13）

指針 I の系「諸悪のイデアは存在しない」（32.13-33.7）

指針 II：序（33.8-17）

指針 II-1 「神的なものは変化しない」（33.18-35.17）

指針 II-1 の系（35.17-36.9）

指針 II-2 「神的なものが欺くことはない」（36.10-27）

[第一部：プラトンの見解の提示 (27.9-37.2)]

[指針Iの公理「すべての神は本当に善いものである」(27.9-28.23)]

[27.9-26]『国家』第二巻において彼[プラトン]²が示した神学的指針の中で、彼は第一に、常に神々の善性に狙いを定め、こうしたもの——すなわちすべての善いもの——の原因のみを神々に帰し、その反対のもの[諸悪]の原因は神々に帰さないという指針を提示している³。その際に彼が前提として措定したのは、「すべての神は善いものである」という公理である。実際、彼が「神(ὁ θεός)は善いものである」⁴と語っているときには、すべての神のことを語っているのだと、まずは理解するべきである⁵。というのも、定冠詞の付加は⁶、他を凌駕するものだけを表すか——例えば、もっとも卓越した人

まとめ (36.27-37.2)

第二部：アポリアとその解決 (37.3-41.2)

アポリアの提示 (37.3-22)

アポリアIの解決「諸悪はどこに由来しているのか」(37.23-39.1)

アポリアIIの解決「神々の顕現はどうして生じるのか」(39.1-40.5)

アポリアIIIの解決「虚偽の神託はどうして与えられるのか」(40.5-41.2)

第三部：結論と補足 (41.3-29)

¹ 原語は θεολογικοί τύποι (プラトン『国家』379a5)。藤沢は「神々の物語についての規範」と訳している。

² プラトン『国家』ではソクラテスが登場人物として語っている議論ではあるが、プロクロスはこれを著者プラトンの見解の提示とみなしていると考えられる。本論文でも、登場人物ソクラテスの議論が著者プラトンの見解として何度か紹介されている一方で(32.5, 37.3, 41.11, 41.19)、ソクラテスの名は一度も登場していない。

³ プラトン『国家』379b1-380c11。

⁴ プラトン『国家』379b1。

⁵ プロクロスにおける神々とは、厳密な意味では、「一」の階層に座する「分有される一」としての多数の「ヘナデス(単一者)」のことである。しかしプロクロスは、下位の諸階層においても、ヘナデスを分有することによって神的と言われるものが多数あることも認めている(『神学綱要』命題129, 139他)。このような多様で異なるヘナデスとその現われによって、多神論的な世界観が保証されている。

⁶ 「神(ὁ θεός)は善いものである」の中の「神(θεός)」という語に定冠詞ὁが付いている

[ホメロス]にその[詩人という]語を特別に割り当てて、「詩人(ὁ ποιητής)が語った」とわれわれが述べる場合のように——、あるいは、その集団全体を表すか——われわれが「すべての」の代わりに定冠詞を付け加えて、「人間(ὁ ἄνθρωπος)は理性的である」と述べる場合のように——のいずれかだからである。したがって、このように「神は善いものである」と彼が述べるときには、第一の神についてそう語っているか、すべての神についてそう語っているかのいずれかということになるだろう。しかし、これらの指針が第一の神のみに当てはまるということを彼が意味していないことは、彼がその後で「神々のそれぞれがもっとも美しく、ありうるかぎりもっとも善いものである」⁷という結論を導いていることから明らかである。またそのことは、詩人たちはこれらの指針にしたがって書くべきだと彼が考えているということからも明らかである。というのも、彼ら詩人たちが語っているのは、必ずしも第一の神についてのことというわけではないからである。

[27.26-28.9]したがって、われわれが述べたことが正しければ、このこと、すなわち「すべての神は善いものである」ということを、第一の公理として措定すべきである。『[カルデア]神託』もまた、以下のように述べて人々の不敬虔を咎めている箇所において、その公理を証言している。

すべての神は善いものであるということを知らないとは。ああ、労苦を負う者たちよ、酔いから覚めよ。⁸

また、『法律』では善性、能力、知の三つが神々を特徴づけると語られている

ことを述べている。

⁷ プラトン『国家』381c7-9。プロクロスの引用は正確ではないが、プラトン『国家』の該当箇所でも「(神々の)それぞれ(ἕκαστος)」という語が「すべての神々」の意味で用いられていることは確かである。なお Abbate は、「ありうるかぎり(εἰς δύναμιν)」(プラトンのテキストでは εἰς τὸ δυνατόν)という表現に、プロクロスが「それぞれの神にとって可能なかぎり」という多数の神々の中の位階(注5, 41を参照)を前提とした意味を読み込んでいた可能性を指摘している。

⁸ 『カルデア神託』断片 15 des Places。

が⁹、彼は、その第一のもの〔善性〕を〔『国家』第二巻では〕第一の指針を通して、残りの二つのもの〔能力、知〕を第二の指針を通して——すなわち真理と不変性とが神々においてであると述べることで——、それぞれ把握している。というのも、これらのうちの一方〔真理〕は知に関係し、他方〔不変性〕は能力と関係しているからである。少なくとも、真理は知の完成であり、非受動性は能力の完成である。

〔28.9-23〕さて以上が第一の公理であるが、それはある必要不可欠な区別とともに措定されている。というのも、彼は端的に「神は善いものである」と述べたのではなく、「本当に善いものである」と述べたからである¹⁰。彼はこのように本当にそうあるものを本当にそうあるわけではないものから区別することを常としたが¹¹、それは前者を反対のものと混ざり合うことのないものとして保つ一方で、後者をすでにより劣悪なもので満たされていると述べることによってである。実際、本当の生とか、本当の知性や美などと彼が呼ぶのは、それらと対立するもの——すなわち、生のなさ、知性のなさ、醜さ——のいずれもそれに属することのないものである。他方、本当にこれらの各々であるわけではないものと彼が呼ぶのは、より劣悪な何らかのものが混ざり合っているものである。したがって、すべての神は本当に善いものである。すなわち、善に即してその本質存在を与えられたもの（οὐσιωμένος）であって、善を獲得されたものとしてもつわけでも性向（ἔξις）としてもつわけでもないのである（というのも、このような意味での善いものは、本当に善いものではなく¹²、善を分有したものだからである）。よって、神はそのあり方（ὑπαρξις）そのものに即して善いものであり、まさにそうであることに即して神なのである。すなわち、何か他のものであって次いで善いものである、

⁹ プラトン『法律』900c-903a。

¹⁰ プラトン『国家』379b1。

¹¹ 例えば、イデアとそれを分有する個々のものとの区別は、プラトン『国家』475e-480aで論じられている。また、「本当に（ὄντως）[そう]あるもの」という表現は、イデアに即して『国家』でも490b5, 597c11-d1で用いられている。

¹² 底本に従いὄνを挿入。

というのではなく、ちょうど第一者が善そのもの（αὐτοτάγαθόν）であるのと同じように、善いものそのもの（αὐτοαγαθός）なのである¹³。

[指針 I-1 「神はいかなる悪の原因でもない」(28.23-31.2)]

[28.23-29] ともあれ、この一つの公理が措定されると、二つの推論がそこから分岐する。それらの推論を通して示されるのは、すべての神が諸々の善の原因である一方で、いかなる悪の原因でもない、ということである。後者の推論は以下のように進む¹⁴。

- [a] すべての神は本当に善いものである。
- [b] いかなる（οὐδέν）本当に善いものも有害ではない。
- [c] 有害ではないものは害さない。
- [d] 〈害さないものはいかなる悪をも為さない。〉¹⁵
- [e] いかなる（μηδέν）悪をも為さないものはいかなる（οὐδενός）悪の原因でもない。
- [f] よって、すべての神はいかなる（οὐδενός）悪の原因でもない。

[28.29-29.4] 以上の推論においては、まずは次のこと、すなわち、「いかなる……もない（οὐδέν）」と「いかなる……もない（οὐδενός）」は前提命題と述語との部分として置かれているということに留意するべきである¹⁶。さも

¹³ 第一者が善そのものであることについては、『神学綱要』命題8。ここで言われているあり方が当てはまるのは、厳密な意味での神々、すなわちヘナデスのみだと考えられる（『神学綱要』命題119）。注5も参照。

¹⁴ プラトン『国家』379b1-10。

¹⁵ 底本や諸訳も補ってはいないが、τὸ μὴ βλάπτου οὐδὲν ποιεῖ κακόν. という一文を挿入。以下では明示的にプラトンが述べているとされ（29.27-28）、実際にプラトン『国家』のテキストにも対応する箇所があることから（379b7）、プロクロスがここで省略したとは考えにくい。

¹⁶ この箇所に付けられたスコリアでは、次のように説明されているが、その趣旨は残念ながら明瞭ではない。

なければ、主語が「すべての」という付加限定〔量子〕をもつことはできなくなるだろうからである。次に留意すべきことは、一つを除くすべての前提命題について、〔本来は〕肯定命題であるものが、転換 (μετάθεσις) によって否定命題のように思われるものとなっている、ということである¹⁷。そのことは、〔最初の前提命題の後に〕続く前提命題が、いずれも否定を伴った主語を置いていることから分かる。

[29.4-16] [以上のように] 論理的諸定理が適用されている一方で、その諸前提の事実的な側面とその一貫性にも目を向けるがよい。

[a] すべての神は本当に善いものである。

厳密には述語項は「原因」であり、それに [「すべての (πᾶς) という] 付加限定〔量子〕 (προσδιορισμός) が付けられているのではない (Festugière) [別の解釈: それに「いかなる……もない (οὐ) という付加限定〔量子〕が付けられている (Baltzly, Finamore & Miles)」。これらのことは、大前提において「すべての〈いかなる悪の原因でもないもの〉」とわれわれが述べ、「すべての」という付加限定〔量子〕を「原因」に対して付けられたものとしてわれわれが理解してみれば、明らかである。この場合、今や主語である「原因」が、小前提において述語であったことは明らかである。(II 370.28-371.5 Kroll)

この記述を参考にしつつ、Baltzly, Finamore & Miles は、プロクロスの本気で論じられているのも、量子を述語項に付加することは許されるかという問題 (cf. アリストテレス『命題論』17b14) だとする解釈を提案している。この解釈に従うと、量子は [b] 「いかなる (οὐδέν) 本当に善いものも有害ではない」のように主語に — それゆえ「前提命題の部分」として — 付加されるのみならず、[e] 「いかなる (μηδέν) 悪をも為さないものはいかなる (οὐδενός) 悪の原因でもない」のように「述語の部分」として付加されることもある、と論じていることになる。

¹⁷ Festugièreによると、[b] と [c] がそれぞれ [b'] 「すべての本当に善いものは〈有害ではないもの〉である」、[c'] 「すべての〈有害ではないもの〉は〈害さないもの〉である」と肯定命題に転換できることを述べている (同様に、[d] と [e] も転換できるだろう)。これに対して Baltzly, Finamore & Miles の解釈によると、次のことが言われているとされる。すなわち、まず [a] と [b] から [C.1] 「いかなる神も有害ではない」が帰結する。次いで、[c] を肯定命題に転換した [c'] 「すべての害するものは有害である」と [C.1] から [C.2] 「いかなる神も害さない」が帰結する。さらに、[e] を肯定命題に転換した [e'] 「すべての〈悪／害の原因〉は害する」と [C.2] から、「いかなる神も悪／害の原因ではない」が帰結する。

これが、この [推論の基礎となる]¹⁸ 公理である。

[b] 本当に善いものは有害ではない。

実際、[本当に善いものは] 善においてその本質存在を与えられており (οὐσίωται), [単に] 何かある観点で善いのではないのだとすれば (本当に善いものとして措定されたのだから), 害する能力をもたないのである。というのも、この [害する] 能力をもっているのならば, [善と] 反対のものを分有することになり, もはや本当に善いものではないことになるだろうからである。実際, 反対のものを分有する他のいかなるものも, そう [本当にそうあるもの] ではないことになるだろう。というのも, 能力 (可能態) においてであれ活動 (現実態) においてであれ醜を分有するものは, 本当に美しいものではないからである — いやしくも「本当にそうあるもの」と「本当にそうあるわけではないもの」とが正しく区別されたのならば。ともあれ, 本当に善いものは, 害する能力のような, 善と反対のものに関わる能力をもたないがゆえに¹⁹, 有害ではないのである。

[29.16-27] 彼は次のように言う。

[c] 有害ではないものは決して害さない。

では, これら [「有害ではない」と「害さない」] は, いかなる意味で異なるのか。けだし, 一方, すなわち前者 [「有害ではない」] は [害する] 能力を取り除いたものであり, 他方 [「害さない」] はさらに余分に²⁰ [善と] 反対の活動を取り除いたものである。というのも, 害さないとしても害する能力をもっていれば, そのものは有害であると言われるが, 害すると言われるのは,

¹⁸ Festugière は「次の前提命題 ([b]) の基礎となる公理」ととっている。

¹⁹ 底本に従い διότι を挿入。

²⁰ 「さらに余分に」と訳した ἐκ πολλοῦ τοῦ περιόντος は, 古代後期にしばしば見られる語法である。

すでに [害を与えるという] 活動を行っているものだからである。したがって、熱しうる [熱する能力をもっている] もの (θερμαντικόν) と熱するもの (θερμαίνον) が異なるのと同じように、有害なものと同様に、害するものは異なるのである。このような事例のすべてにおいて明らかなのは、活動するものは能力をもってもいるが、能力をもっているものが必ずしも活動するわけではない、ということである。したがって、何かが悪するならばそのものは有害でもあるが、その逆は成り立たない。そこで彼は、[「すべての害するものは有害である」という命題からの] 否定を伴う换位によって (σὺν ἀντιθέσει [...] ἀντιστρέψας) 「有害ではないものは決して害さない」という命題を把握したのである。

[29.27-30.21] 彼は次のように言う。

[d] 害さないものはいかなる悪をも為さない。

というのも、これらの外延は互いに等しいからである。すなわち、何かが悪するならば、それは害されているものに何らかの悪を与えており、何かが悪を為しているならば、[悪を] 被っているものを害しているのである。これが真であるということは、害の定義から把握できるだろう。というのも、彼は [『国家』] 第一巻において²¹、害とは、何かをその固有の徳に関してより劣悪にするものである、と定義したからである。しかし、[害が何かを] より劣悪にするのであれば、それは害されるものを悪くする (κακύνει) ことは明らかである。よって、

何かが決して害さないならば、それはいかなるものをも固有の徳に関してより劣悪にすることはない。

いかなるものをもその固有の徳に関してより劣悪にすることはないならば、それはすべてのものについて、その内のいかなるものをも悪くする

²¹ プラトン『国家』335b6-c2。

ことはない。

〈すべてのものについて、その内のいかなるものをも悪くすることはないならば〉²²、それはいかなるものに対しても何か悪を為すことはない。

というのも、何か悪を為すものはその受け手を悪くしているからである。そしてまた、これら、すなわち「害する」と「悪を為す」は置換可能であると思われる——ただし、一方「悪を為す」は分有されるものとの関係で、他方「害する」は分有するものとの関係で言及されている（ἀναφέρεσθαι）のではあるが。実際、「悪」は分有されるものである一方で、「害される」のはこれ「悪」ではなく、その内にこれ「悪」が内在する当のものである。したがって、それ「害」は基体を「害する」が、基体に内在するところの「悪」を為す【もたらす】のである²³。例えば、何かが病を為す【もたらす】とき、それが害するのは病ではなく、病を得たものである。そこで、いかなる悪も離在するものではなく、どんな場合でも他のものに内在するのだから、何か悪を為すものはすべて、前からあったその悪の基体を害するのだということは明らかである。こうして、「害さないものはいかなる悪をも為さない」と述べる時、彼はそのことを、そうした【害さない】ものは【α】いかなる基体をもより劣悪な状態にすることもなければ、【β】その基体の内に自然本性に反した状態を為す【もたらす】こともない、という論拠にもとづいて把握しているのである²⁴。以上のように、この「害さないものはいかなる悪をも為さない」という命題の諸項もまた区別される。

²² 底本に従いパーゼル版 (b) にもとづき *εἰ μηδὲν κακύνει τῶν πάντων* を挿入。

²³ *ποιεῖ δὲ κακὸν τὸ ἐν τῷ ὑποκειμένῳ* をこう解する。あるいは「基体に内在するものを悪くする」(Festugière, Abbate)とも解せるか。

²⁴ 【α】は分有するもの・基体の観点から、【β】は分有されるもの・基体に内在するものの観点から、それぞれ述べていると考えられる (Baltzly, Finamore & Miles)。Festugière と Abbate はこの文章を異なる仕方であり、「そうした【害さない】ものはいかなる基体をもより劣悪な状態にすることはない、という論拠にもとづいて「害さないものはいかなる悪をも為さない」と述べることで、彼は、その基体の内に自然本性に反した状態を為す【もたらす】こともない、と言わんとしている」と読んでいる。

[30.21-31.2] 彼は次のように言う。

[e] いかなる悪をも為さないものはいかなる悪の原因でもない。

というのも、もしそれが何らかの〔悪の〕原因だとしたら、それは悪を為す能力をもつことになり、したがって、そのような〔悪を為す〕活動をもいつかもつことになるだろうからである。そこで、能力をもつものをすでに活動していると仮定するならば、何らかの悪の原因であるものは何らかの悪を為すものとなるが、そこから、決して悪を為さないものが何らかの悪を為すということが帰結する。しかし、この不可能な帰結は、能力をもつものをすでに活動しているとみなした先の仮定から導かれたのではなく（可能なことから不可能な帰結は導かれられないのだから）、むしろ、決して悪を為さないものが何らかの悪の原因であると述べたことから導かれたのである。よって、それ〔決して悪を為さないもの〕はいかなる悪の原因でもないということは真である。こうして、この推論は次のように結論する。

[f] すべての神はいかなる悪の原因でもない。

[指針 I-2 「すべての神はただ諸々の善のみの原因である」(31.2-32.13)]

[31.2-13] 以上の推論に続く推論は、上述の議論と対立する事柄——その否定の側を彼は把握したところだが——を通じて、すべての神はただ諸々の善のみの原因であるということを示している²⁵。二つの推論がこの順序で——すなわち、先に神々から劣悪な事柄を除去する推論があり、第二に優れた事柄を神々に付加する推論がある、という順序で——並んでいるのは正当である。というのも、諸悪の原因ではないことは神々のみに特別な優越性ではないが（実際、山羊鹿 [空想上の生き物]²⁶も諸悪の原因ではない）、すべて

²⁵ プラトン『国家』379b11-14。

²⁶ アリストテレス『自然学』208a30 他。

の善の原因であることは神々に特別な優越性だからである。そこで、第二の議論は以下のようなものである。

[a] すべての神は本当に善いものである。

[b] 本当に善いものはただ有益であるのみである。

というのも、「有益」は益する能力を意味し、「有害」に対立するからである。実際、有益なものと益するものは異なる。というのも、食物はたとえ〔実際に益する〕活動をしないとしても、有益なものではあるからである。

[31.14-20] それゆえ、次のように議論を進めることができる。

[c] ただ有益であるのみのものはただ益するのみである。

事実、ただ有益であるのみのものであれば害することはなく、総じて有害なものでもない。さらには、それが決して益することはないということも可能ではない。というのも、〔そうなることが〕可能なものは〔実際に〕そうなることを許容するからである。そこで、それ〔有益であるもの〕が〔実際に〕そうなった〔決して益することはない〕と仮定されたならば、決して益することはないものがいつか益するだろうことになってしまうが、これは不可能である。しかし、その〔不可能なことが帰結した〕理由は、その〔可能なものが実際にそうなったとする〕仮定にあるのではなく、益することが可能であるものを決して益することはないと仮定したことにあるのである²⁷。

[31.20-29] ところで、

[d] ただ益するのみのものはただ善を為すのみである。

というのも、もし何らかの悪を為すものであれば害するだろうが、それはた

²⁷ 上の 30.26-30 と同様の議論。

だ益するのみだと前提されているからである。ここでも、これら二つの項の差異を知らなければならない。すなわち、「益する」は基体との関係で、「善を為す」は基体に内在するものとの関係で、それぞれその活動に言及するのである²⁸。例えば、[益するものは]健康や徳を為す[もたらす]が、為された[もたらされた]もの[健康や徳]を益するのではなく、それらを分有するもの、すなわち、肉体や魂を益するのである。したがって、これら二つの項は、置換可能ではあるとしても、それぞれ異なるものとの関係で言及されているため、同じではないのである（まさにこの点に関して、一部の人々がこの推論を非難しているが）。

[32.1-3] この推論において残されている前提は、

[e] ただ善をなすのみのものはただ諸々の善のみの原因である。

である。以上から、

[f] すべての神はただ諸々の善のみの原因である。

という結論が導出される。

[32.3-13] われわれは第二の推論についてもすべての前提命題を通覧してきたが、プラトンは次のように述べ、ただ両端の前提命題のみを提示した。すなわち、

[b] すべての本当に善いものはただ有益であるのみである。

と、

[c/e] すべてのただ有益であるのみのものはただ善い行い (εὐπραγία) の

²⁸ 上の 30.7-15 と同様の議論。

みの原因である。

である。ただし彼はここで「すべての善」の代わりに「善い行い」を置いている²⁹。それゆえ彼は実際、神は「人間にとって」ただ諸々の善のみの原因であると推論することになる。というのも、善い行いは人間においてあるからである。これは、行為もまた人間においてあるからであり、そしてこのことは、選択意志（προαίρεσις）もまた人間においてあるからである。これに対して、理性を欠いたものや魂を欠いたものにおいても、諸々の善はあるが³⁰、行為はない。それゆえ、これらのものにおける諸々の善を「善い行い」と呼ぶことはないのである。

[指針Ⅰの系「諸悪のイデアは存在しない」（32.13-33.7）]

[32.13-27] さてわれわれは、二つの推論の共通する出発点が何であるかを述べてきた。これに対して、二つの推論からいかなる系を帰結として引き出すことができるのかを今から述べるとしよう。すなわち、もし神がただ諸々の善のみの原因であり、すべての神がいかなる悪の原因でもないならば³¹、諸悪のイデアは存在しないということも同時に論証されたことになるのである³²。実際、もしパルメニデスが述べたように³³、すべてのイデアが神である

²⁹ プラトン『国家』379b13。以下の「人間にとって」という付加は、プラトン『国家』379c3-4によるか。

³⁰ プラトン『国家』608d11-609b3など。

³¹ Kroll II p.472 の Addenda では、〈καὶ κακοῦ〉もしくは κακοῦ 〈δὲ〉という補いが提案されている。この提案に従って訳すと、「もし神——すなわちすべての神——がただ諸々の善のみの原因であり、いかなる悪の原因でもないならば」となる。

³² プラトン『パルメニデス』130c5-d2 では、毛髪、泥、汚物などの無価値なものについてもイデアが存在すると考えるべきかどうか、という問いが立てられている。また、プラトン『国家』476a1-8 では、不正や醜と並んで悪についてもイデアが立てられているように見える。プロティノスの弟子アメリオスは悪のイデアが存在すると論じたとされるが（アスクレピオス『ゲラサのニコマコス『算術序説』注解』44.3-5 Tarán）、プロクロスは悪のイデアが存在するという説を批判している（『プラトン『パルメニデス』注解』829.22-831.24、『悪の存立論』43-44章）。

ならば、諸悪のアイデアも神であることになろう。したがって、もし諸悪のアイデアもまた神である一方で、すべての神がただ諸々の善のみの原因であり、いかなる悪の原因でもないのだとすれば、諸悪のアイデアもまたただ諸々の善のみの原因であり、いかなる悪の原因でもないことになろう。しかし、いかなる悪の原因でもないものは、諸悪の範型でもない。というのも、範型は原因の一種だからである。しかし、諸悪の範型ではないものは、諸悪のアイデアではない。というのも、すべてのアイデアは範型だからである。よって、諸悪のアイデアがまさにそれぞれのもの、すなわち諸悪のアイデアではないということが帰結してしまうのである。

[32.27-33.3] また、諸悪のアイデアが存在するならば、それに対して[目を向けて作る] 作者者とはいかなるものだろうか。というのも、そのアイデアが[諸悪を] 作出するのではなく、むしろ何か他のものがそのアイデアに対して目を向けることで作出するのだ、と言う人がいるかもしれないからである。しかし一方で、もし[その作者者が] 諸悪のアイデアを[範型として] もっている神だとすれば、神はいかなる悪の原因でもないのだから、[その神が諸悪を作出することは] 不可能である。他方で、もしその作者者がこの世界の諸悪の一つだとすれば、範型を知っている者は皆その似像も知っているのだから、その作者者は悪を知りつつ作出することになるだろう。しかし、これは不可能である。というのも、『メノン』において示されたように³⁴、諸悪を為す者は皆、不知によってそうするからである。

[33.3-7] 以上、第一の指針に含まれていた二つの推論について検討した。その推論によると、神々について物語を語る際には、常に神々の善性を讃美し、[神々が] 諸悪の原因ではないということを保たなければならないのである。

³³ Kroll はプラトン『パルメニデス』134cを参照しているが、直接関係しているとは思われない。プロクロス『プラトン神学』に見出されるように『パルメニデス』全体をプラトン神学の典拠とみなす新プラトン主義的な解釈によるか。

³⁴ プラトン『メノン』77c-78b。

[指針Ⅱ：序 (33.8-17)]

[33.8-17] 第二の指針に移ると³⁵、それが二重であることにわれわれは気づくだろう。たしかに一方では、彼はその指針に共通の教説、すなわち、神的なものはいかなる仕方でも非受動的 (ἀπαθής) である — すなわち、変化することもなければ、変化するものであるかのように欺くこともない、ということにより — という教説を示した [とすることもできるだろう]。というのも、[変化することはもとより] 後者 [欺くこと] もまた、そのものに対してある種の受動性をもたらすからである³⁶。実際、自発的に欺くことは非受動的ではないのである。しかし他方で、議論全体を [II-1] 神的なものは真実のところは変化することがないという論³⁷と、[II-2] 神的なものは変化しないものでありながら変化するものであるかのように見る者たちを騙すことも欺くこともないという論³⁸との二つに分割するならば、二つ目の指針が二重であると言うこともできるだろう。すなわち、[II-1] 前者は、神的なものは変化しないものであることを示しており、[II-2] 後者は、神的なものはただ真実のみを告げるものであり、あらゆる欺きや偽りから免れているものであることを示しているのだ、と。

[指針Ⅱ-1「神的なものは変化しない」(33.18-35.17)]

[33.18-24] では、この二つの論のうち前者はどのように示されているだろうか。彼はここでも、議論の前に以下のような公理を掲定している³⁹。

変化するものはすべて、自身によって変化するか（魂が選択意志によって悪くなったり徳をもつようになったりするように）、他のものによっ

³⁵ プラトン『国家』380d1-383c5。

³⁶ 変化することの受動性については、以下 35.10-27 で理由が示されている。

³⁷ プラトン『国家』380d8-381e7。

³⁸ プラトン『国家』381e8-383a1。

³⁹ プラトン『国家』380d8-9。ただし、魂と物体の変化の例はプロクロスによる補いである。

て変化するか（物体が温められたり冷やされたりするように）のいずれかである。

これを措定した上で、彼は、神的なものもまた、もし変化しないものではないのならば、どちらか一方の仕方に変化しなければならない、と推論する。

[33.24-30]まずは、ある神が他のものによって変化すると仮定してみよう。ところで、変化を受けるものはすべて、変化させるものよりも弱いものである。一方は作用する側であり、他方は作用を受ける側だからである。しかし、すべての神的なものはもっとも力のあるものであり、弱さは質料的受動性であるため神々から遠く隔たっている。よって、神々の内の何者か⁴⁰が他のものによって変化を受けることはない。というのも、[神々は]より力のあるものを決してもたないが、他のものによって変化を受けるものは何かより力のあるものをもつからである。

[33.30-34.15]しかし、この議論は神をただ一つのものとしているように思われるかもしれない。というのも、多数のものが存在する場合には、その中により力のあるものが存在するからである。だがむしろ、より力のあるものは存在するが、それは「より弱いもの」よりも力があるというわけではなく、「固有の揺るぎない力をもつもの」よりも力があるのである⁴¹。というのも、太陽的な知性は、デミウルゴスがもっているかの力をもってはいないが、それゆえに弱いわけではなく、固有の形相においては最高度の力をもっているからである。したがって、弱いものが弱いのは、固有の力の欠落（ἀπόπτωσις）のゆえにであって、より強いものとの関係での減退（ὑφέσις）の

⁴⁰ 写本には $\tau\iota$ τῶν θεῶν とあるが、底本に従い $\tau\iota\varsigma$ τῶν θεῶν と改変（ $\tau\iota$ の方を Kroll の提案とする Baltzly, Finamore & Miles の記述は誤り）。もしくは θεῶν を θεῖων と修正すべきか（Kroll）。

⁴¹ プロクロスは、「一」の階層に多数の神々（ヘナデス）が座し、それらの間の序列に即した「減退」による力の点での差異があることは認めつつも（『神学綱要』命題 126）、下位の神が上位の神よりも（固有の力を欠いているという意味で）「弱い」ものであることも上位の神によって変化を受けることも認めない。

ゆえにではない。というのも、もし後者だとすれば、一つのを除くすべてのものが弱いものとなり、そして、もし弱さが悪であるのならば、一つのを除くすべてのものが悪を分有していることになってしまうだろうからである。しかし、減退はいかなるものにとっても悪ではない。というのも、[それぞれのものは]その減退に即して本質存在を与えられている (οὐσίωται) からである。したがって、もし減退の意味での「弱さ」が本質存在的要素 (οὐσιώδεις) であるならば、そして、もしすべての悪が、それが悪である限りにおいては本質存在的要素ではないのであれば (というのも、本質存在的要素は自然本性に即したものであるが、悪は自然本性に反したものであるから)、減退も、その[減退の]意味で「弱い」ものも、悪ではないことになるだろう。むしろ、何か自身に帰属するはずの力をもっていないとき、そのときの力のなさが悪なのである。

[34.15-35.5] 他のものによって変化するのは、固有の力を欠いているのだから、このような力のなさをもつことは必然である。したがって、もしすべての神的なものが自身の位階においては最も力のあるものであり最善のものであるのならば、たとえ[その神的なものどもの中では]他のものが他のものよりも力があるといったことはあるとしても、下位のものが上位のものによって何らかの変化を受け入れることは決してない。というのも、かのもの[上位のもの]は格上の仕方(μειζόνως)最善のものではあるが、いかなる最善のものも、[自身と]似たものを変化させることはなく、むしろ格上の仕方(μειζόνως)でそれら[自身と似たもの]の最善のあり方を保全するものだからである。実際、変化させるものはすべて、どんな場合でも、変化を受けるものを自身と似たものにする。したがって、もしより優れたものがより劣悪なもの(μειζόνως)のいずれかを変化させるのであれば、変化を受けるものを自身と似たものにするだろう。しかし、より優れたものと似たものにされるものは、より力のあるものとなるが、より力のあるものとなるものはより変化しないものとなる。よって、もしかのところで[神的なものどもの中で]より優れたものがより劣悪なものども(μειζόνως)のいずれかを変化させるのであれば、変化を受けるものはより変化しないものとなるだろう。しかし、これは不可能である。こうし

て、すべての神的なものは他のものによって変化しないものであることが示された。

[35.5-17] 残るは、神的なものが変化するとして、自身のゆえにそうした変化を被るという可能性である。しかし、自身によって変化を受けるものはすべて、より優れたものに変化するか、より劣悪なものに変化するかのいずれかである。しかし、何ものも自らすすんで自身をより劣悪なものに変化させることは決してないだろう。というのも、そうした変化を被るものはすべて、善についての無知ゆえにそれを被っているのは明らかだからである。他方、何かが自らをより優れたものに変化させる場合は、変化の前には固有の善を欠いているために、そのような変化を選ぶのである。以上の双方の論から、われわれは神的なものに、意に反した活動か諸々の善の欠如かのいずれかを帰することになるだろう。しかしながら神々には、最善の知と自足した生の両方が存している。よって、神々は、何らかの善を欠いていることもなければ、自らの意に反したことを何か被ることもない。そうであれば、神々は、他のものによって変化することがないのと同じように、自分自身によって変化することもない、ということになる。

[指針 II-1 の系 (35.17-36.9)]

[35.17-36.9] 以上の議論にもとづいて、ここでも、以下のような系を把握するがよい⁴²。すなわち、神々は、物体ともわれわれの魂とも⁴³、本質存在を同じくするもの (ὁμοούσιοι) ではない、という帰結である。というのも、他のものによって変化することは、すべての物体に相応しく、自身によって変化することは、われわれの魂に相応しいからである。したがって、『法律』⁴⁴

⁴² 以下の系をプラトン自身が導いているととるのは難しいため、Festugière 他に従い、写本の λαμβάνει (「彼は把握している」) を λάμβανε と改変 (Kroll もおそらく同様の理由から λαμβάνεται (「系が把握されている」) とする改変を提案している)。しかし、プラトン『国家』381c10-e7 においてこの系が論じられているとプロクロスが解釈した可能性もある。

⁴³ 「われわれの身体と魂のいずれとも」ともとれる。

において神々の魂は自己運動——様々な変化の中で第一番目のもの——によって自身を動かすと言われている以上、われわれは次のように述べるだろう。すなわち、かの種類の変化は、より優れたものに向かうものでもより劣悪なものに向かうものでもなく、むしろ、ある思惟から別の思惟へと移行する生命であり、その際、同一の完成態が保たれているのだ、と。それゆえ、かの変化のことを変化せざるものと呼ぶ人々もいるのである。それは固有の善から離れる変化ではなく、アリストテレスが天の運行について述べたように⁴⁵、常に完成態にある変化だから、というのがその理由である。しかし、これに続く議論を吟味するために⁴⁶ 目下の議論が前提したのは、動かされる事物の性質変化を伴う変化であり、移行の意味での変化ではない。これに続くのは、後に見るように、神々は人間と交渉したり人間のもとを訪れたりする際に人間や何か他の動物に変化する、と語る者たちを論駁する議論である⁴⁷。しかるに、神々が性質変化を受けることは不可能であるが、移行を伴って生きることは可能であり、それはこの移行が性質変化を伴わないからである。それはちょうどわれわれが、前述の可視的事物〔天体〕についても、性質変化なしに場所的移行を受け入れる、と言うのと同様である。他方、性質変化を同時に伴う移行は、上昇したり下降したりする部分〔個別〕的(μερική)な魂⁴⁸に属するものであり、それはちょうどこの種の移行が質料を含む物体に属するのと同様である。

⁴⁴ プラトン『法律』894c以下。

⁴⁵ アリストテレス『気象論』339a25-26。

⁴⁶ FestugièreとBaltzly, Finamore & Milesは、διὰ τὴν τῶν ἐπομένων ἐξέτασινを「[このことは]これに続く箇所を検討することで[分かる]」と補って訳している。

⁴⁷ プラトン『国家』381c10-e7。諸訳はἐπεταί... ὡς μαθησόμεθα διελέγξαιを「これに続いて、……を論駁することをわれわれは学ぶだろう」と訳しているが、ὡς μαθησόμεθαは「後に見るように」という意味で挿入的にしばしば用いられる(プロクロス『プラトン『ティマイオス』注解』III 58.22 Kroll他)。ここでは以下39.1-40.5を予告しているか。

⁴⁸ プロクロスにおいて、個々の人間の魂のような多数の「部分〔個別〕的な魂」は、単一の「全体〔普遍〕的な魂」から分かれたものと考えられている。

[指針 II-2 「神的なものが欺くことはない」 (36.10-27)]

[36.10-18] 以上の議論により、すべての神が変化しないものであることが示された。残るは、以下の点を考察することである。すなわち、神自身は自らによっても他のものによっても変化することはないとしても、それにもかかわらず、われわれを魔術師のような仕方49で欺き、実際とは異なるあり方で現れるということはないのかどうか、という点である。そこでここでも、次の公理がその前提として措定されたことにしよう50。

欺くものはすべて、[a] 自らの内に偽りを保持しており、[それ自身] 欺かれているがゆえに、他のものを欺くのであるか、あるいは、[b] 自らは真実を知っているが、他のものに対する活動を通して欺くのであるか——それ以外の仕方では、敵を負かすことが不可能であるか、あるいは、友の役に立つことが（その友が分別を欠いていて真実 [を伝えること] によって益することはできないために）不可能であるがゆえに——のいずれかである。

[36.19-27] [a] では、神々は自らの内に偽りを保持しており、それゆえ欺くのだろうか。それは不可能である。というのも、このような偽りはすべて、人間たちにも神々にも憎まれるものだからである。実際、自らの内にこのよ

⁴⁹ プラトン『国家』380d1。

⁵⁰ 以下では動詞 ἀπατάω, ἐξαπατάω の能動態と受動態が用いられており、その関係が明確になるようにそれぞれ「欺く」「欺かれる」と訳したが、受動態は「他者によって欺かれた」という意味だけではなく「思い違いをする」という意味にもなる。なお、プラトン『国家』の対応箇所 (381e8-383a1) で基本的に用いられている動詞は ψεύδομαι であり、この語の場合には能動の意味になる中動相（「欺く、嘘をつく」）と受動相（「欺かれる、思い違いをする」）との区別がつかないため、納富が指摘しているような解釈上の問題が生じているが、プロクロスにおいてはその問題はあらかじめ解消されている（あるいは、大多数の解釈者とは異なりプラトンの対応箇所を一貫して中動相で読む納富の提案が正しければ、プロクロスはプラトンのテキストの本来のニュアンスを捉えそこなっていることになる）。

うな意味での欺きを保持したいと望む者は、誰もいないだろう。欺かれることはあらゆる者にとって意に反したことからである。[b]では、神々は[自らは]欺かれているわけではないのに、他の者たちを欺くのだろうか。しかし、これも不可能である。というのも、神々にはいかなる敵も存在しなければ、分別のない状態にある友も存在しないからである。よって、欺くことはいかなる仕方でも神々には相応しくない。すなわち、それ自身が欺かれるという仕方でも相応しくなければ、欺かれる者の友であるという仕方でも敵であるという仕方でも相応しくないのである。

[まとめ (36.27-37.2)]

[36.27-37.2] さて以上が、神々についての物語を作る際に従うようプラトンが望む指針であり、それは次の三点を保持するものである。

[I] 神的なものは善いものであり、ただ諸々の善のみの原因である。

[II-1] 神的なものは変化することがない——他のものによっても自らによっても変化を受けることがないのだから。

[II-2] 神的なものは真実を告げるものである——[それ自身]欺かれているがゆえに欺くこともなければ、欺くことそのものために欺くこともないのだから。

[第二部：アポリアとその解決 (37.3-41.2)]

[アポリアの提示 (37.3-22)]

[37.3-8] プラトンによって示された以上の点のうち、第一の点に関しては、諸悪はどこに由来しているのか、というアポリアがある。実際、諸悪がもし神に由来しているのであれば、神的なものはただ諸々の善のみの原因であるということを示す議論は虚偽となる。他方で、諸悪がもし他のところに由来しているのであれば、一方でそのもの[諸悪の原因である他のもの]が神に由来しているとすれば、なおのこといっそう神的なものが諸悪の原因である

ことになるし、他方で〔その諸悪の原因である他のものが〕神に由来していないとすれば、一方は諸々の善の始源、他方は諸悪の始源というように、始源が一つではなく複数あることになる。

[37.9-15] 第二の点に関しては、神々の顕現 (αὐτοφάνειαι) はどうして生じるのか [というアポリアがある]。神々は、ある時には形姿を欠いた光 (φῶς) として、またある時には形姿をもつ光として現われるからである。実際、これらのものを認めないならば、われわれは神官術の全体と神働術師の業とを、そしてこれらのものを措くとしても、時によって異なる姿形で現出する神々自身による顕現を、いずれも転覆させることになる⁵¹。したがって、何らか神的なものが変化することなくどうして多様な形姿で目撃されるのか、というアポリアが生じるのである。

[37.15-20] 第三の点に関しては、神託を授ける者たちが偽ることはないとするれば、虚偽の神託はどうして与えられるのか [というアポリアがある]。あらゆる神託所は、こうした虚偽の神託で満ちているからである。また、善が真理よりも優先され、神々が時には善のゆえに偽りをなし、真理をただちに手にするに相応しくない者たちを欺く、といったことはどうしてないのだろうか [というアポリアもある]。

[37.20-22] 実際、上述の議論は必然的な論理を通じて論証されたのではあるが、それにもかかわらず以上のようなアポリアに人は陥りうるだろう。

[アポリアⅠの解決「諸悪はどこに由来しているのか」(37.23-39.1)]

[37.23-38.3] さて、以上の点については他の著作でもっと詳しく語ったが⁵²、よければここでも第一のアポリアに関して手短かに、次のように論じて

⁵¹ 「神働術 (テウルギア)」(「神官術 (ιερατική)」とも呼ばれる) とは、この世界に神々が顕現しその業を揮うことを可能にするための、様々な宗教的実践のことである。プロクロスは新プラトン主義の中で、魂を浄化し神々と合一させるための手段として神働術を重視するイアンブリコス以来の流派に属する (ダマスキオス『プラトン『パイドン』注解 I 172.1-3)。

⁵² この箇所につけられたスコリアは、次のように注記している。

おくことにしよう。すなわち、悪は神からも、他の何らかの主導的な原因からも、存在者の内に迎え入れられることはない、と⁵³。というのも、諸悪のアイデアを導入することも、質料が諸悪の原因であると論じること、いずれも可能ではないからである。実際、すべてのアイデアは神のかつ知性的⁵⁴であり、諸実体もしくは諸実体の内の完成を司る。そしてまた、質料は宇宙にとって必要やむをえないもの (ἀναγκαία) である限りにおいて神々からもたらされた (παρήκται) ののであるが、万有の生成に貢献するものであるからそれは悪を為すものでもなく、全体の内では最後のものであるからそれは善いものでもなく、むしろそれはその位置を必要やむをえないものどもの内に有している。というのも、何かのためにあるものはすべて、このような [必要やむをえない] ものだからである。

[38.3-22] したがって、諸悪については、その形相的原因も質料的原因も、あるいは一般にその単一の始源も想定すべきではなく、むしろ、プラトン自身が言ったように⁵⁵、部分 [個別] 的で分散された [諸原因] が、それら [諸悪] に対して派生的存立 (παρүόστασις) を授けるのだと論じるべきである。

(α) 諸悪の存立についての一巻本において。

(β) ディオティマの論説に対する注釈において。

(γ) 諸悪の存立については、『テアイテトス』「しかし悪が減びることは可能ではない」[176a4] に対する注釈において述べられている。

(δ) また、第三エンネアスに対する注釈において、悪はどこに由来しているのかが述べられている。(II 371.12-18 Kroll)

このうちムルベケのグレイレルムスによるラテン語訳により現存するプロクロス『悪の存立論』(上記の(α))には、以下の議論と対応する多くの箇所が見出される。プロクロスは、プロティノス (I, 8 [51]) に見られるような質料を悪の起源とみなす考え方を批判し、悪が自体的に存在することはなく、何らかの善を目指す活動に付帯して生じるにすぎないと論じ、こうした悪のあり方を「派生的存立 (παρүόστασις)」と呼んでいる。

⁵³ 底本に従い δέχεται を補う。

⁵⁴ ここでの νοερά は νοητά (「可知的」) の意味で用いられていると考えられる。

⁵⁵ プラトンのどのテキストを指すのか明確ではない。Kroll は『ティマイオス』48a, 68e, Abbate は『ポリテコス』269d 以下の神話的宇宙論を挙げている。あるいは、Baltzly, Finamore & Miles が言うように、すぐ後で引かれる『国家』379c6 のことを念頭に置いているだけなのかもしれない。

[諸悪の諸原因が] 部分 [個別] 的であるのは、知性や魂や物体のように全体的なものではないためであり、多数であるのは、一なるものではないためである。このことのゆえにプラトン本人も、「それら [諸悪] については何か [神以外の] 他の諸原因 (ἀλλ' ἄλλα [...] τὰ αἴτια) を求めるべきだ」⁵⁶ と述べているのである。実際どんな場合であれ、もし物体が悪を分有しているならば、その物体の内には何らかの不和状態にある諸要素が存在していて、それらが互いに対して不均衡な状態にあり、その各々が他のものを打ち負かそうとするために、病気が派生的に存立する (παρυφίσταται) のである。また、もし魂が悪を分有しているならば、その魂の内においても不和状態にあり何らかの仕方では反対状態にある生の諸形式が存在していて、それらが相互に対抗し合い、その各々が各自の分を守ら〈ない〉ために⁵⁷、何らかの悪が入り込むのである。実際、物体は対抗し合うものからなるそのような [悪を分有する] ものであるほかなかったが、それは、何か消滅しうるものもまた存在するためであり、そしてまた、宇宙があらゆるものからなる完全なものとして成立するためであった。また、この世界には諸々の魂の混じり合いもまた存在するほかなかったが、それは、この世界が理性的な生きものを欠くものとはならないためであり、そしてまた、理性的な生きものが中間物なくして物体の内に生み出されることのないようにするため——すなわち、欲求すること、感覺すること、表象することといった、非理性的な生きものに属する活動を為したり被ったりするため——であった。というのも、これらのことは、死すべきものどもにとって、たとえ短期間であろうとも、生き残るためには必要だからである。

⁵⁶ プラトン『国家』379c6 (「諸原因」と複数形で言われている点にプロクロスは注目している)。

⁵⁷ 伝承されたテキストは ἐκατέρου τὸ ἑαυτοῦ πράττοντος となっており、諸訳はこれを「その各々が自分の利益を優先するために」というような意味で訳している。しかし、τὸ αὐτοῦ πράττειν はプラトン『国家』において、国家の諸階層や魂の各部分が「自分の分を守る」という意味で用いられ、正義の規定に含まれることになる重要な表現であり、これをプロクロスが正反対の意味で用いるとは考えにくい。ここでは、否定の語が脱落したと考え、それを補って ἐκατέρου τὸ ἑαυτοῦ 〈μη〉 πράττοντος と読む。

[38.22-29] したがって、諸悪は存在者の主導的な活動から派生的に存立するのであって、善以外の他の何かのゆえに生じるわけではない。そして、万有はこれら派生的に存立するものどもを必要に応じて用い、それらの方もそれらを用いるものどもの力によって善いものとされるのである。それゆえ、いかなる悪も、純然たる悪ではなく、むしろ善の痕跡⁵⁸を分けもっているのである。したがって、悪もまた何らかの仕方では善いものである限りでは神に由来しており、しかも、他の部分〔個別〕的で多なる諸原因によって生じたものではあるが、それら多くのもの自体⁵⁹にとっても挿話的(ἐπεισοδιώδης)⁶⁰に生じたものなのである。

[38.29-39.1] 諸悪に関する探求に対しては以上のことが論じられ、その議論によって神々は諸悪の原因ではないということが明らかにされている。

[アポリアⅡの解決「神々の顕現はどうして生じるのか」(39.1-40.5)]

[39.1-17] [神々の] 顕現に関する第二のアポリアに対しては、以下のよう
に述べられるべきである。すなわち、神々自身は不変のままにとどまり、何
ものをも自らに加えたり失ったりしない一方で、神的な幻影が、われわれの
周囲の場所において生成を受け取ることによって、映し出される(προβάλλεται)
のである、と。というのも、見る者たちは身体を用いているが神々自身は身
体をもたないため、神々から相応しい者たちに提示されるヴィジョンは、提
示する者たち[神々]に由来する要素をもっている一方で、見る者たち[人々]
と同族の要素ももっているからである。(それらが見られはするものの、す
べての人々によって見られるわけではないのも、そのためである⁶¹。という

⁵⁸ Kroll II p.472, Addenda では、Radermacher による ἀγαθού から τὰγαθού への修正が提案されているが、採らない。

⁵⁹ Festugière, Abbate はおそらくこれを「部分〔個別〕的で多なる諸原因」ととっている。これに対して Baltzly, Finamore & Miles は、それら諸原因によってもたらされた産物の方を指しているのではないかと提案している。

⁶⁰ 「挿話的」とは「本質的な連関を欠いている」という意味(アリストテレス『形而上学』1076a1, 『詩学』1451b31 他)。

⁶¹ Festugière に従い 39.11 で本筋に戻るととる。

のも、見る者たち自身にとっても、それらは魂がまとう光輝く着物によって見られるからである⁶²。事実、目が閉じられているときでも、それらはしばしば見られるのである。)したがってそれらは、延長をもつものである限りでは、そしてそのような[延長をもつ]空気の異なる箇所に出現する限りでは、見る者たちと同族のものとして存立している。しかし他方で、神的な光を映し出したものである限り、効力をもつ限りでは、そしてまた、明白な象徴(σύμβολα)を通して神々の力を表現している限りでは、それらを提示しているより優れた者たち[神々]自身に依拠している⁶³。それゆえ、かのものどもの言表不可能な符牒(συνθήματα)は、それぞれ異なる姿形を映し出したものとして、型を与えられるのである。

[39.17-22]『[カルデア]神託』もまた、神働術師に対して次のように明白に語ることで、このことを明らかにしている。すなわち、すべての神的なものは身体をもたないが、「身体はお前たちのためにそれらに結わえ付けられたのだ」⁶⁴、なぜなら、「お前たちがそこへと接ぎ木された」身体的な「自然本性」のゆえに⁶⁵、非物体的なものどもに非物体的な仕方と与えることが不可能であるから、と。

[39.22-40.5]したがって、それら[神的なヴィジョン]は神々の意志に応

⁶² 新プラトン主義では、非物体的な魂と物体的な身体を媒介するものとして、両者の中間的な性質を有する「魂の乗り物(ὄχημα)」と呼ばれる存在が想定された。プロクロスにおいては、「光輝く(αὐγοειδές)・星のような(ἀστροειδές)」と呼ばれる永続的なものと、「 pneumatic(πνευματικόν)」と呼ばれる可滅的なものが区別され、これらと「貝のような(ὄστρεωδές)」と呼ばれる物体的な身体が対比されている(『神学綱要』命題 196, 205-210, 『プラトン『ティマイオス』注解』III 236.31-237.31, 297.27-300.13 Kroll)。ここでの「光輝く着物」はもっとも優れた「光輝く」種類の「魂の乗り物」への言及だと考えられ、魂はその「魂の乗り物」によって物体的な身体を介することなく知覚できると説かれている。

⁶³ この世界の様々な事物・言葉・行為は、それぞれ特定の神格の「象徴・符牒」を宿しているとされ、神働術はそれを媒介として行われた。

⁶⁴ 『カルデア神託』断片 142 des Places (プロクロス『プラトン『国家』注解』II 242.8-12 Kroll)。

⁶⁵ 『カルデア神託』断片 143 des Places。

じて現れたり現われなくなったりするが、彼ら自身〔神々自身〕は現われることのないものであり、それら幻影から何かを自らに加えることも変化を受けることもなく、あるがままにとどまっているのである。それはちょうど、アイデアに即して存立するものが物的なもの、合成的なもの、姿形をもつものとして存立するからといって——そのような〔物的・合成的・姿形をもつ〕ものではないかのもの〔知性的なアイデア〕に由来するにもかかわらず——、知性的なアイデアが同じように物的なものとなることも合成的なものとなることも姿形を与えられたものとなることもないのと同じことである。したがって、すべての神は、姿形のある仕方で見撃されるとしても、姿形のないものである。というのも、その姿形は神においてあるのではなく、神に由来してあるからである。それは、目撃する人が姿形のないものを姿形のない仕方で見ることが不可能であり、その人の自然本性に応じて姿形のある仕方で見撃するためである。以上で、二つ目の探求についても語られたとしよう。

[アポリアⅢの解決「虚偽の神託はどうして与えられるのか」(40.5-41.2)]

[40.5-41.2] 三つ目のアポリアに対しては、以下のように応答しなければならない。すなわち、偽りは神託を授ける者たち⁶⁶においてあるのではなく、神託を受け取る者たちにおいてあるのである。というのも、いずれの神託においても、神託を授ける者は欺くことも欺かれることもなく、神託を授かる者たちが、彼ら自身の適性のなさや弱さのゆえに、神託を異なった仕方を受け取るからである。とはいえこのことは、神託を授ける者たちの意志に反して生じているわけでもない。というのも彼らは、神託を授かる者がそれに値する人々であって、その人々に見合った事柄のみを手に入れることを望んでいるからである。しかし、一部の人々にとっては、彼らのもとに純粋な形で据えられた真実を知ることは相応しくないものであり、むしろ、彼らのもとにやって来て彼らにおいて存立する偽りを通して、彼らにとって相応しいこと

⁶⁶ 以下、「神託を授ける者たち」は神々自身を指すと考えられるが、神託を伝える人々を指すとも解しうる。

を被ること [が相応しいのである]。したがって、[神託を受ける者たちは] 真理を知らないわけでも隠しているわけでもなく（それは彼らのあり方に悖るものであるから）、むしろ、それに与かる者たちのゆえに隠されてしまった真理を、そのように真理を隠した張本人である [神託を受け取る] 人々の利益のために用いているのである。真理を受け取る際には、受け取る者たちが捻じ曲げてしまうために、その通りに手に入れることができず、むしろ異なる仕方ですて手に入れてしまうということが起こりうるのだが、その要因となる適性のなさとは何であるのかについては、『[カルデア] 神託』についての著作においてもっと詳しく述べられている。また、神託所における記録も、次のように彼らが説くなかで、その点をわれわれに証言している。すなわち彼らによると⁶⁷、神託が与えられる場所や時機や様式のゆえに、あるいはその他の何らかの過誤のゆえに、神託において偽りが派生的に存立する。というのも、他のより本来的な原因による場合は措くとしても、質問が正しくなされないことから、このことは生じるからである——ただし、その原因は下方からのものであり、神々自身はというと、上方から常に真実を、それを手に入れることが可能な者たちに対して、提供しているのである。

[第三部：結論と補足 (41.3-29)]

[41.3-11] さて、以上の点については他の場所でも然るべき検討がなされたが、それらすべてから次のことが示された。神学的規範 (νόμοι) は二つあり、そのうち第二の規範は二重のものであるため、指針は全部で三つあることになる。すなわち、それぞれ、[I] ただ善を成すこと (τὸ ἀγαθοῦργόν) のみを、[II-1] (自らによっても他のものによっても) まったく変化しないことを、[II-2] あらゆる活動において真実を告げることが、神々に帰するように求める指針である。そしてこれらは、すでに述べたように、『法律』第十巻における [神々を特徴づける] 三つのもの——善性、能力、知——に合致する⁶⁸。

⁶⁷「彼ら」の指示対象は不明確だが、Festugière は神託所の公式の解釈者と解している。

[41.11-29] しかし、プラトンは真理に関する議論において、神的なものだけでなくダイモ的なものもまたあらゆる点において偽ることはない、と付け加えたのだから⁶⁹、この付加にもとづいて次のことを把握しなければならない⁷⁰。すなわち、真にダイモ的なものは、あらゆる点において偽ることはない、と（ただし、獲得様態において (κατὰ σχέσιν) ダイモ的なものは⁷¹、その限りではない。それは、多種多様な変化を受け入れ、誰であれ親しくなった者たちを欺きもするから）。本質存在において (κατ' οὐσίαν) ダイモ的なものはいずれも、それが理性的なものであれば、どんな場合でも真実を告げるものであり、それが非理性的なものであれば、真理も虚偽も受け入れられないものである。それゆえ、プラトンもまた、ダイモ的なものも神的なものもすべて「真実を告げる」ものであるとは言わずに、すべて「偽ることはない」ものであると言ったのである。それらはすべて虚偽を受け入れないものではあるからである——ただし、一方 [理性的なもの] については、本性上ただ真実のみを告げるものであるという意味で、他方 [非理性的なもの] については、真実を告げることもなければ偽りを告げることもないものであるという意味ではあるが。したがって、欺きを行う類いのもの——神託を装ったり、召喚に応じたり、人々とおのずから交わったりもすると語られているもの——はすべて、獲得様態においてダイモンであるものに属する。もし人々がダイモンに欺かれ、それが本当の意味でのダイモンであるならば、

⁶⁸ I 28.3-9 Kroll (プラトン『法律』900c-903a)。

⁶⁹ プラトン『国家』382e6。

⁷⁰ プロクロスは同時代の多くの人々と同じく、人間に様々な影響を与え、ときには通常の意味で害すら与えるダイモンの存在を認めていた。しかしプロクロスは、そうしたダイモンはそれ自体で悪しき存在ではなく、害と思われるものもその影響を受ける者のあり方に応じて然るべき罰などを被っているだけなのだと言っている（『悪の存立論』16-17章）。

⁷¹ プロクロス『プラトン『ティマイオス』注解』I 77.11, III 158.27-30 Kroll, 『プラトン『アルキピアデス』注解』70.3-7 Westerink では、人間の魂がダイモンの地位を得たものが「獲得様態においてダイモ的なもの」と呼ばれ、「本質存在 (κατ' οὐσίαν, καθ' ὑπαρξιν) においてダイモ的なもの」と対比されている。

人々は自らゆえに欺かれているのであり、それらのダイモンゆえに欺かれているのではない。これは、神々に関してわれわれが述べたのとちょうど同じである。というのも、プラトンによって語られた虚偽のなさについての議論は、神々の場合にもダイモンの場合にも、共通に当てはまるからである。

【文献】

- [Abbate] Abbate, M. (tr.), *Proclo: Commento alla Repubblica di Platone: Dissertazioni I, III-V, VII-XII, XIV-XV, XVII*, Pavia: Bompiani, 2004.
- [Baltzly, Finamore & Miles] Baltzly, D., Finamore, J. F. & Miles, G. (tr.), *Proclus: Commentary on Plato's Republic*, vol. 1, Cambridge: Cambridge University Press, 2018.
- [Chlup] Chlup, R., *Proclus: An Introduction*, Cambridge: Cambridge University Press, 2012.
- [Festugière] Festugière, A. J. (tr.), *Proclus: Commentaire sur la République*, 3 vols., Paris: Vrin, 1970.
- [Kroll] Kroll, W. (ed.), *Procli Diadochi in Platonis Rem publicam commentarii*, 2 vols., Leipzig: Teubner, 1899-1901.
- [Slings] Slings, S. R. (ed.), *Platonis Respublica*, Oxford: Oxford University Press, 2003.
- [納富] 納富信留 「「真実の虚偽」とは何か？—プラトン『ポリテイア』の虚偽論序説—」
東京大学哲学研究室『論集』40（2021年度），1-20
- [藤沢] 藤沢令夫訳『プラトン：国家（上・下）』岩波書店，1979

※本翻訳は JSPS 科研費（JP21K00024, JP22J00249）の助成による成果の一部である。本訳・注の一部に対して貴重なコメントを下された長尾柁輝氏（東京大学）に感謝申し上げたい。

「夷苗」連帯の夢

——「西南辺疆土司民衆代表」楊砥中伝（中篇統）——

吉 開 将 人

《目次》

- 一、はじめに
- 二、研究動向と問題の所在
- 三、郷里における楊砥中——家族史と社会的地位
[以上、前篇]
- 四、黔滇川三省境界地域の諸勢力と現地社会の実状
[前篇統]
- 五、成年期の楊砥中と郷里の武装勢力
[前篇再統]
- 六、「夷苗」請願運動への参加——「滇川黔辺区夷苗代表」の自称
[以下、中篇]
- 七、楊砥中来渝の背景——黔・滇夷族土目の連帯
- 八、貴州当局と中央の警戒——夷族エリートの請願運動から「夷苗」の広汎な覚醒へ

「夷苗」連帯の夢

九、「滇黔川三省土司民衆駐京代表」——表舞台への浮上

〔以下、本篇〕

(1) 蔣介石との面会

(2) 請願運動同志たちの動向

(3) 「夷苗」参政要求

(4) 高玉柱の死と楊砥中

十、「西南辺疆土司民衆駐京代表」——高玉柱の継承者

(1) 蔣介石との二度目の面会——「四年来工作報告概要及請求事項」の提出

(2) 高玉柱の遺志継承——辺境宣慰・参政要求

(3) 涼山との所縁——地域ネットワークの拡大

(4) 教育への関与——「西南辺疆私立石門坎初級中学」董事長

(5) 小結——「夷苗」請願運動から「夷苗」民族運動へ

十一、連鎖と連帯——期待と警戒

〔以下、続篇〕

十二、「国大代表」——制憲国民大会への参加

十三、国共内戦——嫌疑をかけられた「夷苗」の領袖

十四、西昌戦役と楊砥中——公署委員として夷族「起義」頭人に保護される

十五、一九五〇年の三省境界地域——西南「剿匪」と楊砥中の縁故者たち

十六、北京・成都における楊砥中の足跡

十七、結論——「夷苗」の連帯と分断

本研究では、非漢民族（中国少数民族）の集住する西南中国において二十世紀前半に活躍した、貴州省の夷族（現彝族）エリート^①の楊砥中という人物に注目し、これまで歴史に埋没してきたこの人物の事跡を、政治社会的動向と関連付けながら、中国近代史の一部として掘り起こす試みが続けてきた。伝統的世襲土司家系（且蘭楊氏）後裔として出生した楊砥中は、中国共産党（以下「中共」）の中国工農紅軍（以下「紅軍」）の通過（長征）を契機に、黔（貴州）・滇（雲南）・川（四川）境界地域（以下「三省境界地域」）の実力者の一人として蔣介石（中正）派遣の中央軍と接点を持つに至った。また元々首都南京で始動した「夷苗」請願運動の影響が日中戦争下で貴州に及んだ結果、その刺激を受けて郷里を離れて重慶に入り、一九三八年九月以後、請願運動の一員として、他地域出身の夷族エリートたちと共に、積極的な活動を展開させたのである^①。

その結果、楊砥中には世間の関心が向けられ、その名はここに至ってようやく各種史料に記録され始めることになる。これらの史料を考証して史実を明らかにし、それらを時系列に沿って組み立てていくと、抗戦下の西南中国で活躍した楊砥中の知られざる人生が見えてくる^②。三省境界地域の実力者から「夷苗」の領袖へ、楊砥中が抬頭した過程について、以下で明らかにしたい。

「夷苗」連帯の夢

九、「滇黔川三省土司民衆駐京代表」——表舞台への浮上

前稿で論じたように、楊砥中は郷里の三省境界地域の夷族エリートたちに推挙され、郷里を離れて重慶に向かい、一九三八年九月には、雲南省北勝（現麗江市永勝県）の土司家系後裔の高玉柱を中心とする「夷苗」請願運動に加わり、「滇川黔辺区夷苗代表」の名義で蒋介石を含む政府中枢に陳情書を提出するに至った。その際、彼らはそれぞれに「代表」を自称し、連署して「西南夷苗土司民衆代表聯合駐京辦事処」の設立について公式な承認を得ようとしたが、政府中枢はそれを退けたのである。^③

ここに至るまでの時期の「夷苗」請願運動についての研究は、近年きわめて盛んである。ところが、その圧倒的多数は、当時の運動を率いた高玉柱に焦点を絞って検討を加えている。楊砥中の「夷苗」請願運動への参加については多くが言及するものの、その実態については未解明な点が少なくない。^④ 楊砥中の活動はいかなるものであったのか、それは高玉柱が主導した「夷苗」請願運動といかなる関係にあるものだったのか、以下で検討を試みたい。

（1）蒋介石との面会

一九四〇年九月二四日、重慶発行の新聞紙面に、「滇川黔三省土司民衆代表」楊砥中が、前日（九月二三日）の朝、国民政府軍事委員会委員長の蒋介石と面会して、「西南夷苗の近況を報告し、領袖（蒋介石）の抗戦建国策を忠実に支持することを表明して、蔣委員長から称賛激励を受けた」ことを伝える、小さな記事が掲載された【写真】^⑤。それは、



写真1 蔣介石との
楊砥中記事 (1940年9
月24日)

蔣介石が中国国民党（以下「国民党」）中央執行委員會臨時常務會議に参加する前のおそらく相当に短い時間の面会に過ぎず、彼はまたその日における三十餘名の面会客のうちの一人でしかなかったようである。⁶しかし、この出来事は楊砥中の郷里でも評判になり、三省境界地域で彼の名声を高めたという。⁷

この楊砥中と蔣介石との面会は、高玉柱率いる「夷苗」請願運動の一員としての蔣介石に対する初めての陳情からおよそ二年目のことであり、また重慶を支えた「援蔣ルート」の遮断を目指す日本軍が北部仏領インドシナ（以下「仏印」）に進駐したのと奇しくも同日の出来事であった。そして何よりも、これは楊砥中にとって、生涯で総計四回に及ぶ蔣介石との面会の、初回に位置付けられる出来事だったのである。

蔣介石との面会は、楊砥中たちを率いた高玉柱さえ、いまだ実現していないものであった。前稿で論じたように、彼らによる政府中枢との最初の接触の試みは、蔣介石に送った一九三八年九月十日の七人連署の呈文（上申書）による陳情である。⁸武漢駐在の蔣介石からの高玉柱たちに対する回答内容によれば、彼女らは前線の武漢に赴いて面会して訓示を得ることを求めたものの、それが婉曲的に退けられたことが判明するが、その後改めて面会が実現したことを示す史料は見出されない。⁹「夷苗」請願運動の人員の中で、蔣介石と最初に面会する機会を得たのは、楊砥中だったと理解されるのである。

これに関連して注目されるのは、一九四〇年十月二十六日に国民政府軍事委員會が行政院に送った公函に添付された二つの文書のうちの一つである。公函の本文文末には「附組織大綱及推定書各一件」とあり、これが「推定書」とされ

「夷苗」連帯の夢

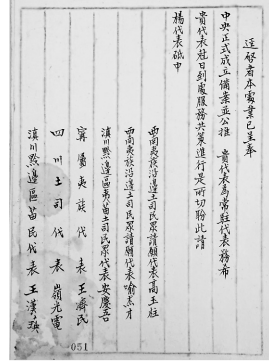


写真2 「推定書」

司民衆が推挙して、中央社会部と内政部に報告する〔公認を受ける〕という規定が見え、「常駐代表」の地位を理解する手掛かりとなる¹⁰⁾。

一方で、これら二つの文書を添付した、国民政府軍事委員会から行政院宛ての公函には、楊砥中が「滇黔川三省土司民衆駐京代表」の名義で軍事委員会に宛てた呈文の一部が引用されており、その呈文が以下のような内容であったことがわかる。

滇黔川三省土司民衆駐京代表の楊砥中からの民国二九(一九四〇)年十月の呈文に以下のようにあります。「西南夷苗……各地は、代表に託して南京に向向いて陳情させ、〔代表たちはその後〕前後して重慶に至りました。

……あれから二年して、敵軍が南下、仏印は弱体化して、やがて東北〔満洲〕の戦火が、西南中国の怒りの炎に火をつけようとしています。今はまさに私たち夷苗が忠義をもって国家への貢献をすべき時です。そこで西南中

全国各地の代表たちは、正式にわたくし〔楊砥中〕を〔彼らの中の〕駐京代表に推挙し、以後〔各地の代表たちは〕次々と重慶にやって来て、組織的な活動を宣伝することに従事しています。わたくしは推挙の日から、身を慎み、必ずや忠義に厚く勇敢な〔夷苗〕民族の力を發揮させ、敵が侵略して来る中、中央からの高配を受け、国家に貢獻させるといふ一途な思いで、微力を尽くし、この願いを実現させようとしています。上意を下々に伝達する利便のためには、固定機関を設けて、専任で辺境各地の夷苗土司を管轄し、辺境各地の学生の内地への進学を管轄すべきです。ここに「西南夷苗土司民衆駐京辦事処大綱」を用意し、審査の上で許可を賜りたく、提出する次第です」⁽¹¹⁾と。

この直前の九月における蔣介石との面会に際しても、楊砥中が「滇黔川三省土司民衆駐京代表」の名義で、「常駐代表」としてこれと同様な主張をし、「固定機関」として「西南夷苗土司民衆駐京辦事処」の設立承認を求めたことが推測される。⁽¹²⁾

以上のように、楊砥中は高玉柱たちに推挙されて重慶常駐代表となり、一九四〇年九月から十月にかけて、蔣介石との面会を実現させた上で、二年前に求めても得られなかった辦事処の設立について、名称を「西南夷苗土司民衆駐京辦事処」に変え、自らの「常駐代表」としての地位と合わせ、公認するよう陳情した。ところが、彼らにとって一九三八年の試みの再挑戦と言うべき行動は、当局に先例の確認を行わせたに過ぎず、結局は前回の結論が踏襲され、再び「門前払い」されてしまったのである。⁽¹³⁾

しかし、今回の楊砥中の陳情は、辦事処の設立承認にとどまらない内容を含んでいた。国民政府軍事委員会から行

「夷苗」連帯の夢

政院に前掲の公函が送られたの同日、一九四〇年十月二十六日に、国民政府文官処が、同月二四日の国民政府からの指示を踏まえ、国防最高委員会秘書庁に送った公函の函稿が残されている。そこには、「滇黔川三省土司民衆駐京代表」の楊砥中が、「百二十名と規定している国民参政会参政員の定員のうち、特別に定員八名を指定し、滇・黔・川・康〔西康〕四省の夷苗の参政員とする」ように陳情してきたことが言及されており、それが楊砥中による呈文の中のもう一つの内容であったことが判明する。今回の楊砥中の陳情は、辦事処の設立承認だけにとどまらず、「夷苗」参政要求を含むものだったのである。

(2) 請願運動同志たちの動向

この楊砥中と蒋介石との面会、呈文での陳情に関し、第一に検討すべき問題は、なぜ高玉柱ではなく楊砥中が常駐代表に推挙されたのか、なぜ楊砥中が蒋介石の面会対象になったのか、という点である。

これについては、高玉柱のこの時期の動向を探ることで一定の答えを見出せる。実際のところ高玉柱たちは、当時重慶を離れて辺境各地で実地に活動を展開しようとしていた、もしくはすでに展開しつつあったのである。

高玉柱は、「夷苗」請願運動の同志の一人である喻杰才（雲南省麗江〔現麗江市〕出身、雲南陸軍講学校第十七期、現納西族）とともに、日本軍による仏印進駐によって西南中国が危機にさらされていることを理由として、一九四〇年十一月、国民党總裁蒋介石に対し、宣慰（宣撫工作）を目的として彼らを辺境に派遣するよう、呈文によって陳情する。西南辺境に宣慰団を派遣することを高玉柱たちが主張したのは南京での「夷苗」請願運動に始まり、国民党中央としてもすでに一九三九年十二月には「辺疆宣慰団」を組織することを決定済みであった。こうした経緯で、高玉

柱・喻杰才は一九四〇年十二月に重慶から雲南に入り、翌一九四一年三月に雲南省政府主席龍雲に面会を果たし、同年九月に龍雲を主任とする前線軍事機構である軍事委員会委員長昆明行營（以下「昆明行營」、一九三九年十二月成立）の下に「国民政府軍事委員会委員長雲南行營边疆宣慰團」（以下「辺宣団」）が成立して、その団長・副団長に就任したのである。⁽¹⁵⁾

辺宣団は抗戦を目的とした組織であり、一九四二年六月頃には正式な活動を開始、雲南と仏印・英領ビルマ（現ミャンマー）との国境地帯の非漢民族と連携し、現地に游撃隊を組織して抗日に貢献させることが目指された。ところが、重慶から送り込まれた彼らを警戒する龍雲はその活動を支持せず、結局のところ期待された成果はほとんど得られなかったようである。⁽¹⁶⁾

以上の関連記事には一貫して楊砥中の名前は現れず、彼は当時の辺宣団の現地活動には参加しなかったと判断される。辺宣団にその一部人員が合流する貴州における「西南夷苗民族解放大同盟」（一九四〇年秋成立）の活動、およびそれに敵対した動きを見せた貴州での夷族土目安慶吾たちの活動、そしてそれらを警戒した当局の監視対象（一九四一年七月）にも、楊砥中の名前は見えない。⁽¹⁷⁾

「夷苗」請願運動の他の同志たちについて見るなら、貴州省水城县以角（現畢節市納雍県新房彝族苗族郷以角村）の夷族土司家系後裔である安慶吾は、一九四〇年九月に郷里の「苗夷」学生を重慶まで引率した後、地元当局からの嫌疑を避け、郷里に戻らず、重慶から雲南省鎮雄県（現昭通市鎮雄県）に逃れたとされる。⁽¹⁸⁾ また、西康省涼山の越嶲県田壩（現四川省凉山彝族自治州甘洛県）の夷族土司家系後裔である嶺光電も、一九三九年十一月以来、抗戦幹道としての楽西公路（乐山―西昌間）の建設工事を、郷里において指揮しており、一九四〇年五月以後は、西康省が彼の郷

「夷苗」連帯の夢

里に設置した「映田特別政治指導区」で国民党副團長の任にあった。⁽¹⁹⁾さらに、同越嶲県（現涼山彝族自治州越西県）の有力夷族家系の王濟民もまた、西康省が涼山に新設した「拖烏特別政治指導区」の国民党副團長の任にあったという。⁽²⁰⁾

要するに、楊砥中が「西南夷苗土司民衆駐京辦事処」の常駐代表に推挙された時期、「夷苗」請願運動の同志たちは、いずれも重慶を離れて各地で実際の任務にあるか、これから辺境に派遣されようとしていた、あるいは密かに潜伏せざるを得ない状況の中にあつたのである。楊砥中が常駐代表になり、蔣介石との面会対象となつたのは、単純にこの時期彼だけが専ら重慶を活動の場としていたという理由によるものと理解される。

(3) 「夷苗」参政要求

国民参政会

一九四〇年九月から十月にかけて楊砥中が実現した、蔣介石との面会、呈文での陳情に關し、第二に検討すべき問題は、「国民参政会」に滇（雲南）・黔（貴州）・川（四川）・康（西康）四省の「夷苗」定員を確保することを求めるという、「夷苗」参政要求がなされている点である。

前稿で論じたように、楊砥中は、高玉柱率いる「夷苗」請願運動の一員として重慶に登場した一九三八年九月、地元貴州省西北部出身の安慶吾と二名連署で独自の呈文を用意し、政府中枢に対して陳情を行つており、それには各地夷族土司家系後裔たちも推挙状を添えていた。ところが、そこで求められていたのは、辺境統治の改善（統治問題）、自衛・国防参加の承認（軍事問題）、「夷苗」教化振興（教育問題）、⁽²¹⁾ 辺境開發（經濟問題）という四つの項目であり、

参政要求に関わる項目は含まなかった。楊砥中は、蒋介石との面会、呈文での陳情に先立って、一九四〇年八月に自身の論文を雑誌に投稿しているが、そこに反映されたのもこれら四つの項目であり、参政要求は含まれていない。⁽²²⁾一九四〇年九月から十月にかけて唐突に現れたこの要求は、楊砥中本人の参政意欲を反映するものだったのだろうか。

実は、これをさかのぼること二年前、一九三八年九月三十日に、楊砥中を含む「夷苗」請願運動の同志たちが、高玉柱を除く六人連署で、高玉柱の履歷書を附し、高玉柱を「国民参政会参議員」に推薦したことがあった。⁽²³⁾これは重慶での彼らによる「夷苗」請願運動の始動時期に相当する。それは、当初から国政に高玉柱を代表者として送り出すことを目指していたのである。当時、その陳情を受けた国民政府文官処からの問い合わせに対し、行政院院長の孔祥熙は、「国民参政会条例」と符合せず、欠員の補充をしないことを中央は決定済みであることを理由として、却下する判断を同処に示している。⁽²⁴⁾この時点での「夷苗」参政要求は、実現しなかったのである。

二年後の一九四〇年十月に、同じく国民参政会について楊砥中が試みた滇・黔・川・康四省の「夷苗」定員八名確保の要求は、前回のこの失敗を踏まえた再挑戦であったに違いない。そしてそれが四省の「夷苗」定員について求められていることから見れば、今回は高玉柱のみならず、おそらく楊砥中を含めた四省出身の「夷苗」請願運動の「七同志」全員についての参政要求であったと解釈されるのである。

国民参政会とは、孫文がかつて構想した建国の三段階（軍政・訓政・憲政）のうち、国民党一党独裁の「訓政」に相当する段階に、国民政府が将来の憲政導入に向けて設置した過渡期の諮問機関である。成立の契機となったのは、抗戦とそれが生み出した第二次国共合作的状況によるものであった。首都南京陥落後に党と政府機関の疎開先となった武漢において、一九三八年七月に第一屆第一次大会が開会したのである。開会に先立ち、「国民参政会組織条例」と

人選が、国民党中央執行委員会での決議、国民党総裁蔣介石の承認を経て、一九三八年四月には早くも公布されていた。定員は、当初総数百五十名（うち蒙古^{モンゴル}四名・西藏^{チベット}二名、および各団体代表五十名）であったが、同年六月に総数二百名（うち蒙古四名・西藏二名、および各団体代表百名）に増された。そして同年九月三十日には、重慶で初の開催となる第二次会議を翌十月二八日に開会することが発表されたのである。⁽²⁵⁾この発表と同日に行われた「夷苗」請願運動の六代表による高玉柱の推薦は、国民参政会参政員という参政の道が現れ、その定員が大幅に増え、重慶での初回会議が目前に迫る中で行動に移されたものであった。そしてそれは、間接的にはおそらく蒙蔵代表枠の存在に刺戟されたものであり、直接的には定員増で百名となった各団体代表の枠での参加実現を企図していたと推測されるのである。

この二年後の一九四〇年十月の楊砥中による「夷苗」参政要求を含めた陳情も、国民参政会の展開を見るなら、それがまた絶妙な時期に行われていることが読み取れる。実は、楊砥中と蔣介石との面会がなされた一九四〇年九月二三日には、楊との面会后に引き続いて官邸で開催された国民党中央執行委員会臨時常務会議において、第一屆国民参政会が翌十月に任期満了となることを踏まえ、定員増をした上で第二屆国民参政会を開催すること、また同年十一月中に（参政員の選定を含む）全ての手続きを終えることが決定されていたのである。そしてこの方針は同年九月二六日に発表された。同日公布の「修正国民参政会組織条例」によれば、定員は総数二百二十名（うち蒙古四名・西藏二名、および各団体代表百十八名）にまで増されたことがわかる。⁽²⁶⁾つまり、楊砥中によって「百二十」「百十八？」名と規定している国民参政会参政員の定員のうち、特別に定員八名を指定し、滇・黔・川・康四省の夷苗の参政員とする」ことを求める陳情がなされたのは、まさにこの決定を踏まえたものと見られるのである。

すなわち、一九四〇年十月の楊砥中による「夷苗」参政要求は、国民参政会が再始動することが発表され、定員が増えて参政員の補充が期待され、次回会議が目前に迫る中で行動に移されたものであった。そしてそれは、やはり間接的には蒙藏代表の枠があることに刺激されたものであり、直接的には定員増で百十八名となった各団体代表の枠で参加実現を企図していたと推測される。「修正国民参政会組織条例」では、第四条第四項に各団体代表枠の参政員選出について特別な規定が新たに設けられ、「国防最高委員会が、参政員とすべき定数に照らし、候補者を提案し、中国国民党中央執行委員会に提出して選定を求める〔指名する〕」ことが定められているからである。²⁷⁾この時期の「夷苗」請願運動が、常駐代表の楊砥中を中心として、政府中枢に対し二年ぶりに積極的な接近を図ったのは、こうした事情に關係していると理解されよう。

楊砥中の陳情を受けた国民政府が、一九四〇年十月に「国防〔最高〕委員会に送って参考に付す」という判断をし、実際にその呈文が国民政府から国防最高委員会に転送されたことまでは判明するが、その先は不明である。ただし歴代参政員の名簿には、楊砥中はもちろんのこと、高玉柱の名前も存在しない。²⁸⁾国民参政会について見れば、「夷苗」参政要求はまたしても失敗に終わったと理解すべきであろう。

前提としての国民大会

しかしながら「夷苗」参政要求は、国民参政会をめぐる失敗で終わるものではなかった。国民参政会は、それに先んじて準備が進められていた「国民大会」の召集が延期される中、抗戦下で召集された諮問機関に過ぎなかったのである。「夷苗」参政要求も元来は国民大会の代表選出を目指して展開されていたのであり、過渡的な性質を持つ国民参

政会への参加が実現しなかった後も、将来的に召集されるであろう国民大会の代表選出をめぐり、さらに継続的に推進されていくことになる。

国民大会とは、孫文がかつて「国民政府建国大綱」において、憲法を制定して中央の統治権を行使する民意機関であると定義し、そこで制定された憲法の下で全国総選挙が行われて政権は民選政府に移譲され、建国大業が完成される、と構想したものである。過渡段階の政治体制である国民党一党独裁の「訓政」は、憲法制定のための国民大会（制憲国民大会）を開催して国民の代表が憲法を制定することをもって終了し、中華民国の政治体制は、以後「憲政」へと移行するとされていた。国民大会は、実際には抗戦勝利から一年あまりを経た一九四六年に首都南京でようやく開催の運びとなるのだが、それよりもはるか以前、実に一九三五年から何度も召集が予告されながら延期を重ねてきたのである。²⁹

前述したように、楊砥中の主張として「夷苗」参政要求を確認できるのは一九四〇年の国民参政会をめぐるものが初めてであるが、「夷苗」請願運動の中で参政要求自体は、一九三六年に南京でそれが始動した当初から、国民大会を目標として明確に存在していた。³⁰そして、上記の楊砥中による国民参政会の陳情がなされた一九四〇年にも、それに先立つ五月に、高玉柱・喻杰才が「西南辺疆土司夷苗民衆請願代表」名義で行政院に呈文を送り、「国民代表大会」（国民大会）について、蒙古・西藏代表選出に倣い「西南辺疆各地選挙」を規定して「真正之土司夷苗代表」が参加できるようにすること、地域区分と人口比率に照らして公平な定員を設けること、然るべき人材を代表に充当することなど、きわめて具体的な「夷苗」参政要求をしていたのである。³¹

この当時には、一九四〇年十一月が国民大会の召集予定として設定されていたから、高玉柱らの参政要求は、そ

した日程を踏まえてなされたものであったに違いない。ところがこの予定は、奇しくも楊砥中と蔣介石との面会がなされた一九四〇年九月二三日に中央執行委員会臨時常務会議で再延期が決定され、先述の国民参政会の再始動の決定とあわせて発表されたのである。⁽³³⁾一九四〇年五月に高玉柱・喻杰才からの呈文を受けた行政院が、その呈文を「国民大会代表選挙総事務所」に転送したことまでは確認可能であるが、⁽³⁴⁾以後については召集延期により、棚上げになったと推測される。高玉柱たちも、一九四〇年九月に再延期の速報に接したに違いない。「夷苗」請願運動において当面の目標が、同年十月に国民参政会へと突然変化したのは、当然の結果と言えるのである。⁽³⁵⁾

(4) 高玉柱の死と楊砥中

以上において、一九四〇年の楊砥中による蔣介石との面会、常駐代表としての各種陳情内容について検討を試みた。その結果、懸案の辦事処の公認はまたしても得られなかったこと、以前からの陳情を踏まえてようやく辺宣団は実現したのだが、それも期待された実績は得られなかったこと、今回の陳情のもう一つの内容であった参政要求も達成されなかったことなどを確認した。楊砥中はこの時、「常駐代表」としてほとんど成果を上げることができなかったのがある。

楊砥中にとつて、その後も不幸な出来事が続いた。一九四〇年夏以前においては、高玉柱・楊砥中の住居でもあった非公認の辦事処（重慶夫子池八三号）が「夷苗」請願運動の拠点だった。ところが、楊砥中が「西南夷苗土司民衆駐京辦事処」の公認と「滇黔川康四省の夷苗の参政員」についての参政要求をした一九四〇年十月の呈文には、「重要な文書は夫子池八三号において爆弾で焼かれた」という記述が見える。同年夏から十月にかけての、おそらく楊砥中



写真3 雲南永勝の高玉柱墓所（墓は写真中央）

と蒋介石との面会前後の時期に、そこが日本軍の空襲によって焼失したことが推測されるのである。⁽³⁶⁾

楊砥中はこの当時、郷里においても手痛い打撃を受けている。上記呈文が国民政府に送られた数日後と見られる一九四〇年十月二十六日（一説に十一月七日もしくは二六日）に、彼の拠点であった三省境界地域の林口の街（現貴州省畢節市七星関区林口鎮）が紅軍残党の「土匪」（緑林）に脅かされるという出来事が起きたのである。急遽、現地に戻った楊砥中は、民団を率いて戦いを挑んだのだが、十月二八日完敗を喫した（箱子廠の戦闘⁽³⁷⁾）。これにより、彼の郷里での威信は大きく傷ついたに違いないのである。

さらに追い打ちをかけるように、「夷苗」請願運動の牽引者であった高玉柱が、一九四二年九月二十日、雲南省の中越国境付近で急逝する⁽³⁸⁾【写真3】。現地で辺宣団の任務を引き継いだのは喻杰才とされるが、それを指揮した昆明行営主任の龍雲が辺宣団の終結を一九四三年一月に蒋介石に報告した電文が存在する⁽³⁹⁾。また喻杰才も病気のために一九四六年に昆明で死去したことが伝えられている⁽⁴⁰⁾。次々と襲った不幸な出来事は、楊砥中に、その後いかなる影響を及ぼしたのだろうか。

十、「西南边疆土司民衆駐京代表」——高玉柱の継承者

管見の限り、高玉柱の急逝を受けて、残された請願運動同志たちがこの時期に重慶に再結集して何らかの善後策を協議したことを示す史料は見当たらない。その後の「夷苗」請願運動の実態についても多くが未解明であり、これ以前の活動との関係も明確ではない。しかしながら、以下に見るように、関係史料を収集して考証を重ねるなら、苦況がかえって楊砥中を高玉柱の継承者としての地位にまで押し上げ、またそのことが一九四〇年代半ばにかけて「夷苗」請願運動にさらなる展開をもたらしたことが明らかになる。



写真4 楊砥中と蔣介石との二度目の面会記事（1945年1月23日）

① 蔣介石との二度目の面会——「四年來工作報告概要及請求事項」の提出

一九四五年一月二二日朝、楊砥中は「西南边疆土司民衆駐京代表」を自称して、重慶で蔣介石に再び面会し、報告と陳情を行った^①【写真4】。面会に際し、楊砥中が用意して同月二十日に軍事委員会委員長侍從室に提出した摘要（レジюме）には、以下の内容が記されていて、この時の面会内容をうかがい知ることができる【写真5】。

「西南边疆土司民衆駐京代表楊砥中が委座（蔣介石）に謁見するに際しての報

「夷苗」連帯の夢

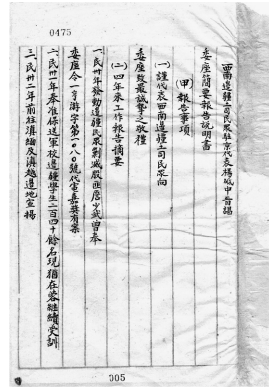


写真5 「四年來工作報告概要及請求事項」

告概要説明書」

(甲) 報告事項

- (一) 西南邊疆土司民衆を代表して委座に衷心よりご挨拶。
- (二) 四年來の活動報告概要。

一、民国三十(一九四二)年に辺疆民衆を動員して匪賊の詹少武(詹紹武)を殲滅し、委座から直々に「游字第一〇八〇号代電〔快郵代電〕」でお褒めの言葉をいただきました。

二、民国三一(一九四二)年に許可を受けて辺疆〔夷苗〕学生二百四十名あまりを推薦して軍事学校〔中央陸軍軍官学校〕に送り、目下なお成都で訓練中です。

三、民国三二(一九四三)年に雲南省とビルマ〔現ミャンマー〕・ベトナムとの国境地域に行つて、委座の人物について宣伝し、辺疆民衆が祖国に忠実となり、日本の侵略者や〔日本に協力する〕タイ国の奸計に乗らないように意識させました(附…雲南辺疆各土司および辺疆民衆に送つた文書一通)。

四、民国三二(一九四三)年に辺疆民衆の械闘事件十件あまりを調停し、すでに各県において解決しました。

五、民国三三(一九四四)年に〔貴州省〕威寧県〔現畢節市威寧彝族回族苗族自治县〕の石門坎に辺疆中学を創設しました(附…創設時の記念冊子一冊)。

六、民国三三(一九四四)年に貴州西部各県の民衆が誤解により事件を起こした際、「委座に」報告して指示を求めました。

七、民国三三（一九四四）年に〔西康省〕涼山土司の安良臣を背後で支援し、〔不時着した〕アメリカ空軍パイロットを保護して、無事帰還させました。

（乙）要請事項

（一）〔国民政府〕指定枠の国民大会代表の〔定員〕二百四十名の総数のうち、二十名を西南边疆土司夷苗代表に割り当てることを要請（すでに国民大会選挙総事務所に申し入れ、〔回答として同事務所から〕「拳総字第三八九号批示」があり、とりまとめて国民政府に審査申し入れ済みとのこと）。

（二）〔わたくし楊砥中を〕「川滇東路〔公路〕民衆護路指揮」に任命し、平時には公路を保全して安全を図り、戦時には游撃に参加させることを要請（具体的方法についてはすでに親展状で申し入れ済み）。

（三）特定の機関や専門家を指定し、边疆の人士と随時連絡を取って边疆の実情が政府に伝わるようにすることを要請。

（四）特別許可を与え、陸軍大学〔中央陸軍軍官学校〕および政治大学〔中央政治学校〕の二校に、ふさわしい資格と経歴をもつ边疆〔夷苗〕の人員二人を毎年入学させて訓練し、広く人材育成することを要請。

以上の要請四項目の当否につき、それぞれご指示を賜りたく、謹んで蔣〔軍事委員会〕委員長に陳情いたします（附属書類二点）。西南边疆土司民衆駐京代表楊砥中。中華民國三四（一九四五）年一月二二日。⁴³

これらの報告・要請内容から、高玉柱の死後、一九四〇年代前半の楊砥中の動静について多くの手掛かりが得られる。また要請四項目に対しては、同年一月三十（三一？）日に侍従室の陳布雷によって検討され、蒋介石からは同年

「夷苗」連帯の夢

三月十三日に楊砥中に対して回答が送られたことも確認できる。⁽⁴⁴⁾以下では、それらに関する幾つかの論点について検討し、この時期の楊砥中の活動に対する歴史的評価を試みたい。

(2) 高玉柱の遺志継承——辺境宣慰・参政要求

第一に注目すべき内容は、「四年來の活動報告」の第三項目に見える滇緬・滇越国境での宣慰活動である。上述のように、同地域で辺宣団を率いて宣慰活動を試みていた高玉柱は一九四二年九月に死去し、それを指揮した昆明行営主任の龍雲が宣慰団の終結を一九四三年一月に蔣介石に報告している。

一方で、その直後に、引き続き経費を発給して辺宣団を活動継続させる意思を蔣介石は龍雲に示しており、また一九四三年七月に、楊砥中の名前は欠くが、雲南辺境での昆明行営辺宣団の活動についてラジオ放送がなされたことが知られるほか、楊砥中本人が一九四三年冬に雲南辺境土司たちに対して宣慰活動を行ったこと、それがタイ国の雲南辺境での大タイ主義的宣伝に対抗したものであったことを、一九四五年四月に記者の取材に答えた新聞記事も残る。⁽⁴⁵⁾なおも詳細は不明だが、楊砥中が高玉柱の死後直ちに昆明行営宣慰団の一部事業を引き継いだ可能性は高いと思われる。

第二に注目すべき内容は、「要請事項」の第一項目に見える「夷苗」参政要求である。その具体的中身は、前章で見た一九四〇年五月の高玉柱・喻杰才による国民大会への「夷苗」参政要求、さらにはその代替としての同年十月の楊砥中による国民参政会への「夷苗」参政要求と軌を一にしている。それは、高玉柱の遺志を継承したものであったと理解すべきであろう。

楊砥中による「(国民政府) 指定枠の国民大会代表の〔定員〕二百四十名の総数」という今回の文言が、この段階において有効であった「修正国民大会代表選挙法」(一九三七年五月公布) 第二条第四項、すなわち国民大会の代表定員枠の一つを「国民政府によって指定された者、二百四十名」と規定した内容に対応していることは確実と見られる。これより先、一九四三年の中国国民党第五届中央執行委員会第十一次全体会議では、「戦争終結後一年以内に、国民大会を召集し、憲法を制定して公布する」ことが議決されていた。⁽⁴⁷⁾ 一九四五年一月におけるこの参政要求は、楊砥中が抗戦勝利を確信し、戦後の国民大会召集に向けていち早く動いた結果として理解すべきである。

この参政要求に対し、一九四五年三月に蒋介石は楊砥中に「快郵代電」を送り、「国民大会代表の選出は、おもに省ごとに行っており、変更できないが、辺境人民〔夷苗〕の代表に配分するために、すでに内政部に命じ、〔夷苗〕所属の各省の〔区域選挙枠として〕規定された〔各省〕定員内で、運用して配分することについて斟酌するよう検討させている」と暫時の回答を示した。⁽⁴⁸⁾ 従来「夷苗」参政要求は、定員規定に含まれないことを理由として、また特別地域である蒙古・西藏とは性質が異なるという認識によって、言わば「門前払い」を当局から受け続けてきたが、ここに至ってようやく希望の光が差したのである。

そして、楊砥中が蒋介石から直々にこの回答を得たことは、西南中国の「夷苗」社会に大きな衝撃を与えた。貴州・雲南省出身で在重慶の苗族エリートたちが、この情報に接して刺激を受け、一九四五年四月頃にはそれぞれに苗族独自の参政要求に立ち上がったことが確認できるからである。⁽⁴⁹⁾ 【写真6】。この時すでに楊砥中は、西南中国の広汎な「夷苗」ネットワークの中にいたことがうかがわれる。

もともと、国民大会そのものについては、以後もなお延期を重ね、一九四五年五月に蒋介石は中国国民党第六次全

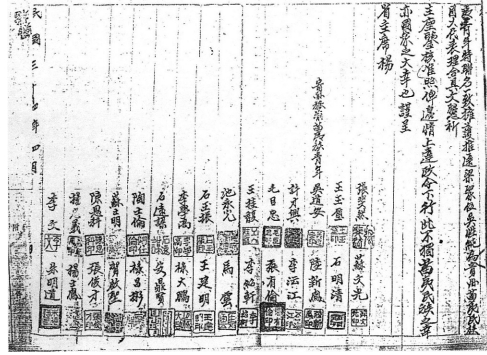


写真6 「貴州旅渝苗夷民族青年」の参政要求 (1945年4月)

国代表大会で同年十一月の召集を発表したものの、国防最高委員会は一九四六年五月に再変更することを決定、国民政府によって四回目の延期としてその決定が公表されるという経過をたどることになる⁵⁰。その過程で、楊砥中や所縁の各地「夷苗」エリートたちは、引き続き粘り強く「夷苗」参政要求を展開していくのである。

(3) 涼山との所縁——地域ネットワークの拡大

楊砥中による蒋介石との面会について第三に注目すべきものは、「四年来の活動報告」の第七項目として、一九四四年に西康省涼山でアメリカ空軍パイロットを保護したことが述べられている点である。涼山地域については、本研究でのこれまでの議論においても、西南中国における夷族集住地域の一つとして、高玉柱の宣慰工作との関係、あるいは「夷苗」請願運動の「七同志」のうち、土司家系後裔の嶺光電、および白夷家系の有力者であった王済民との関係で度々言及することがあったが、貴州省出身の楊砥中の活動には全く関係するを見なかつた土地である。

西康省が現在の四川省西部と西南部を割いて、独立した省区として正式に成立したのは、一九三九年一月のことである。涼山はそれによって四川省から西康省に帰属変更となった。涼山地域を含む西康省南部は、同省の中でも「寧属」という地域名称を持ち、中心都市は西昌県（現四川省凉山彝族自治州西昌市）であった。抗戦下、戦時首都重慶

と東南アジアとを結ぶ交通の要衝として、また依然として勢力を保つ旧軍閥、雲南省政府主席であった龍雲や西康省政府主席であった劉文輝を牽制・監視する軍事拠点として、西昌は重要な都市であった。当時、涼山は高い戦略的価値を認められた地域だったのである。⁽⁵¹⁾

このため当地は、重慶などの大都市と同様に日本軍の空爆対象となり、その結果、中国の同盟軍である米軍戦闘機も繰り返し飛来し、それにともなつて意図せぬ不時着事件も相次いでいた。楊砥中の報告内容は、以上のような背景の下で起きた出来事に関係するものとして、十分に理解可能である。

この時期における米軍パイロットの涼山への不時着事件と涼山夷族との関係については、趙崢氏による詳細な検討があり、この問題について考察する上できわめて有益である。これを参照すると、一九四四年には確かに複数回の不時着事件があり、米兵が保護された事例もあつたことが確認できる。⁽⁵²⁾ しかしながら、小文筆者の手元の材料では、それらへの楊砥中の関与は不明で、また楊砥中の報告内容に関係者として見える「涼山土司の安良臣」という人物についても手掛かりがなく、とりあえずはこれ以上の考証は暫時棚上げにせざるを得ない。

ただし、関連する史実が確認できないわけではない。この事件の十年後の涼山において、中共政権下で行われた「少数民族社会歴史調査」⁽⁵³⁾に際し、以下の故事が現地での口述として得られている。

一九四二年、貴州の楊繼忠土司は安登文を連れて重慶に行き、蔣介石と于佑任〔于右任〕に面会した。安登文は重慶で涼山の状況を誇張して話し、また〔四川から雲南にかけての〕大涼山と小涼山の彝族同胞を組織して前線に行つて日本と戦うと訴えたところ、蔣介石は大いに称賛し、「安が重慶を」離れる際には六百三十着の軍服、

「夷苗」連帯の夢

三箱の銀両を与え、涼山に〔彝族の〕軍隊を成立させるよう命じた。安登文は〔涼山に〕戻ると〔拠点の一つであった雲南〕黄坪で軍隊を組織して人民を搾取して圧力を加えたが、前線に行くことはなかった。⁽⁵⁴⁾

ここに見える「貴州の楊繼忠土司」について、一九四二年当時に重慶で政府中枢に人脈を持っていた人物としては、楊砥中以外に考えられない。「忠」と「中」が音通し、「繼」と「砥」の漢字音が近似することは、その推測を補強するものである。

ただし、残念なことに重慶での報道や檔案など同時代の記録にこの出来事を裏付けるものをいまだ見出し得ていない。しかし史料の中には、一九四二年一月に「涼山沙馬宣撫司^マ□等」が政府中枢に対して書面で陳情し、その後、同年三（？）月に「安」某が「土目及頭人」を率いて重慶に来て監察院長の于右任に面会したこと、および一九四二年二月に「沙馬土司安登文之土目」である聶覺啊格という人物が重慶に来て政府中枢に対して現地事情について報告したことに言及するものがある。⁽⁵⁵⁾一方、涼山の沙馬土司安氏の祖先が、三省境界地域の彝族土司家系の安氏（水西安氏）であり、明末清初の戦乱の中で涼山に移って現地沙馬土司に入贅し、沙馬に改姓したことが知られている。⁽⁵⁶⁾楊砥中もまた彝族土司家系後裔であり、彼が属した且蘭楊氏は水西安氏と古来通婚関係にあり、楊砥中本人の母親もまた水西安氏の娘であった。⁽⁵⁷⁾つまり、楊砥中と涼山の沙馬安氏とは、遠縁の親戚に相当する土司家系後裔の間柄だったのである。安登文本人、あるいはその配下の土目聶覺啊格の上京と政府中枢との接触到、楊砥中が関与しなかったはずはない。引率しての蔣介石との面会という風聞の当否については保留とするが、少なくとも涼山の沙馬土司安登文による一九四二年の陳情に際し、楊砥中が重慶にあって一定の役割を果たしたことは間違いないだろう。

以上の考証によって、楊砥中が蔣介石との面会で報告した一九四四年の涼山における米兵保護に先立つこと二年前において、すでに彼は涼山地域に関与を深めていたことが確認される。米兵保護の一件も、根柢のない手柄話として片づけることはできないであろう。

楊砥中が持った地域ネットワークの拡大を示す以上の議論に関連し、ここで論じておくべき問題として、この時期の彼が、「夷苗」請願運動の「代表」としての立場とは別に、個人の資格で西南中国を広く対象とする経済分野に乗り出していたという事実がある。楊砥中は、銀行を開業し、商社を設立するなど、重慶を拠点に「手広い」活動を手掛けているのである。

楊砥中と経済活動との関係は、一九三八年九月に重慶を拠点として始動した「夷苗」請願運動との関連で、同年十二月に設立許可申請がなされた「西南辺疆民族文化経済協進会」にまでさかのぼる。西南中国の辺境開発推進を目指した同会は、文化振興と並んで経済活動を軸としており、楊砥中はその発起人の一人であった。⁽³⁸⁾ この当時においては、安慶吾との連署による陳情でも、楊砥中は郷里の貴州辺境の経済開発を求めている。⁽³⁹⁾ 彼が早くから経済活動に関心を向けていたことは明らかである。自他ともに認める「夷苗」請願運動の「代表」としての地位を得て、彼は満を持してその関心を行動に移したと見られる。

楊砥中が重慶の下半城望龍門に「和豊銀行」という銀行を開業し、その「股東」(出資者)の一人として、同行の「総経理代理」(支配人代理)もしくは「総経理」(支配人)となったことについては、各論考・史料ですでに指摘される事実である。⁽⁴⁰⁾ その開業の時期については、一九四四年十月とするものと、一九四五年八月頃とするものが史料的に並存して確定は困難であるが、少なくとも抗戦末期、もしくは抗戦勝利から間もない時期の出来事であったと見られる。⁽⁴¹⁾

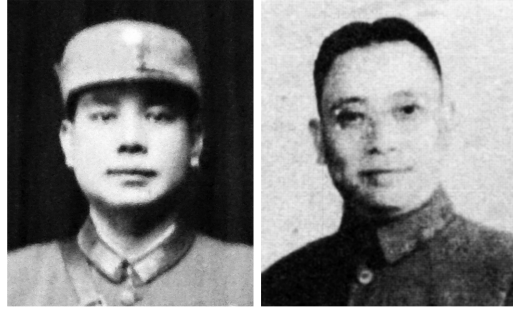


写真7 左 龍繩祖 右 隴生文(応奎)

るに至ったこと(次節参照)も知られている。金融業に進出した楊砥中が、雲南東北部の昭通を基盤とする彼ら二人の軍人たちと深い関係を持つに至ったのは、その前半生における地理的縁故関係から見ても、十分に理解しやすいことである。⁽⁶⁶⁾

この他、一九四七年六月に、楊砥中が「董事」となって「輸出貿易(主に錫・銅・油・生糸・漢方薬材・茶葉)お

同銀行の主要な「股東」は、雲南省彝族の「龍繩祖」と「隴生文^{マツ}」という人物であったという。⁽⁶²⁾「龍繩祖」は、雲南省政府主席の龍雲(雲南昭通彝族)の次子で、一九三九年〜四五年に龍雲の命で旅団を率いて雲南昭通(現昭通市)に駐屯した人物である【写真7左】。一方、「応葵」と同音の「応奎」は、龍繩祖が率いた師団(元の旅団)の副官であった隴生文(雲南鎮雄〔現昭通市鎮雄県〕彝族)【写真7右】の字^{あな}であるから、「隴応葵」は隴生文であろう。⁽⁶³⁾楊砥中が、早くは一九二八年頃に雲南に疎開して雲南軍閥の要人たちと若くして接点を持っていたこと、さらには一九三〇年代半ばの紅軍「長征」に際し、雲南東北部に展開した雲南軍と三省境界地域で連携関係にあったことについては、先に論じた通りである。⁽⁶⁴⁾楊砥中は昭通に隣接する雲南彝良県の梭戛(梭嘎、現雲南省昭通市彝良県龍街苗族彝族郷梭嘎村・拖姑梅村)隴氏を郷里で妻としていたこともあって繰り返し昭通に向向していたとされ、⁽⁶⁵⁾そうした関係を背景として一九四三年には昭通に隣接する貴州威寧県石門坎(現華節市威寧彝族回族苗族自治県石門郷)で学校を経営す

よび輸入貿易（金属製建築材・機器・工具・西洋医薬・教育用品など）を業務とする「西南边疆企業股份有限公司」（資本金五千万円）を、重慶で会社登記していたことも判明する。⁶⁷登記で輸出品として想定されているのは、いずれも西南中国の非漢民族地域の特産品である。それが、彼の「夷苗」請願運動代表としての身分を前提とした貿易事業であったことは、疑いのない点であろう。

以上のように、楊砥中の活躍の場は、抗戦期から戦後初期にかけて、彝族特有のネットワークを下敷きとして、三省境界地域の実力者としての枠を越え、西康省の涼山地域や雲南省の昭通地域にまで拡大し、分野としても「夷苗」請願運動から金融・実業界へと大きな展開を遂げたことが見て取れる。⁶⁸

（4）教育への関与——「西南边疆私立石門坎初級中学」董事長

楊砥中による蒋介石との面会について第四に注目すべきものは、「四年來の活動報告」で、第二項目として一九四二年に「夷苗」学生を成都の軍官学校に入學させたこと、第五項目として一九四四年に貴州威寧石門坎に中学校を創設したことがそれぞれ報告され、また「要請事項」の第四項目として軍官学校と政治学校への「夷苗」学生入學枠の設置が申し入れられていることである。いずれも教育分野に関するものであり、楊砥中の「夷苗」教育に対する関心の強さを反映している。

石門坎の教会教育

これらについて理解するには、彼が中学校を創設した地、石門坎（現畢節市威寧彝族回族苗族自治县石門郷）の話

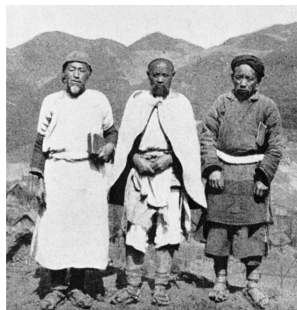


写真9 石門坎苗族牧師たち



写真8 英国人宣教師ハズベス

から説き起こす必要がある。

石門坎は、貴州省の西北角に位置し、雲南省東北部に隣接する。楊砥中による蒋介石との面会がなされた一九四五年当時においては典型的な「夷苗」地域であり、今日においても苗族を中心とする非漢民族の集住地である。三省境界地域の中でも特に内陸奥深くに立地するため、この地に暮らす苗族は歴史的に長く貧困に苦しみ、中共政権下においても近年まで発展から取り残されてきた。

ところが意外なことだが、実は一九三〇年代に一度、この地は「苗族最高文化区」と形容されるほどの文化的繁栄を達成したことがあった。⁽⁶⁹⁾ その奇跡の前提となったのは、清末以来、この地において布教が進み、現地社会に深く根を下ろしたキリスト教（プロテスタント）の存在であった。そうした歴史的背景と社会的現実を持つこの地に、楊砥中は私立の中学校を創設し、それを自らの実績として蒋介石に報告したのである。

清朝後期の開港場での布教開始以来、西南中国各地にも徐々にキリスト教が伝わり、信者が急増した。三省境界地域においては、雲南昭通で布教していた英国メソジスト教会（循道会）の英国人宣教師ポラード（Samuel Pollard、柏格理）が一九〇五年に教会を貴州石門坎に創設して以来、そこが当地の苗族社会における最大の布教拠点となった。石門坎にはポラード以後も代々西洋人の宣教師が継続して居住し【写真8】、石門坎から西南中国各地へと苗族の牧師たちが布



写真10 石門坎光華高小大教室（後の初中？）旧影

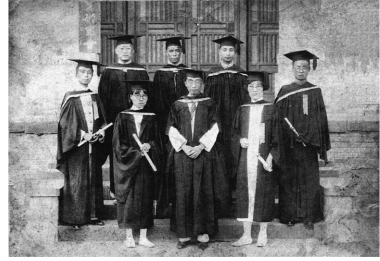


写真11 大学卒業時の朱煥章（後列中央）

教に赴いた【写真9】。各地には教会とともに小学校が設立され、石門坎は教会ネットワークの中心となると同時に、教会主導の教育ネットワークの中心ともなったのである。苗族を主体とする地元の信者たちは教会が運営する小学校で啓蒙教育を受け、彼らの一部は外地の中学、高等教育機関に進学して、社会上昇を達成するに至る。なかには、外地の都会で高等教育を受けた後に地元に戻り、教育・布教活動に従事する苗族エリートも出現した。⁽⁷⁰⁾

その一人が朱煥章である。朱煥章は、教会が一九〇六年に創設した石門坎光華小学【写真10】で学び、当時石門坎に赴任していた英国人宣教師のハズベス（H. Hudspeth、王樹徳）に才能を見出され、雲南昭通の宣道中学（後の明誠中学）に進学、同高級中学を卒業、同校教員となった後、ハズベスから援助を受けて四川省成都の華西協合大学に進学して教育学を学んだ【写真11】。朱煥章は、卒業した一九三五年に石門坎に戻り、光華小学の校長を務めるが、次第に石門坎への中学校創設の夢を抱くようになる。しかしそれは実現することなく、一九三九年に石門坎を離れ、昭通の明誠中学の教導主任となるが、一九四三年に「西南辺疆私立石門坎初級中学」が石門坎に創設されるとその校長となり、以後、この地の教育・布教活動に尽力したという。⁽⁷¹⁾

近年の「石門坎熱」と楊砥中の欠落

石門坎のキリスト教社会についての研究と関係者の回顧録の出版は、近年きわめて盛んである。外国教会の拠点であった石門坎は、早くから帝国主義勢力の根拠地として貴州省政府から疑いの目が向けられ、中共政権下では禁書とともに激しい宗教弾圧を受けて、中国最貧困地の一つに数えられるほどに衰退した。ところが、中共貴州省党委員会書記（一九八五―八八年）を務めた胡锦涛が、長らく否定されてきた石門坎におけるキリスト教的近代化を、辺境教育の成功例として一九八七年に認めたことを契機に、地元での石門坎の歴史の見直しが水面下で始まり、やがて学術界において「石門坎熱」が現れた。²² その結果、一九九〇年代以後、石門坎に関する優れた研究成果が相次いで世に出されるようになったのである。²³

ところが、「石門坎熱」の下で焦点となるのは先に述べたポラードから朱煥章に至る歴史的展開とそこから派生した史実の数々である。そこに楊砥中は中心人物として登場しない。それは、石門坎に関する研究や出版が、信者の多数を占める苗族の当事者、あるいは社会の底辺に置かれてキリスト教に救済を求めた苗族たちに同情を寄せる研究者、あるいは信仰で現地と結び付く漢民族信者たちによって、おもに推進されているからである。そのため、従来の石門坎に関する研究では、苗族ばかりに目が向けられ、当地の民族雑居的現実を踏まえた「夷苗」の視点が欠落してきた。外地出身の彝族であり、キリスト教徒でもなかった楊砥中は、「石門坎熱」を背景とした数ある論著の中で、言及されることはあっても、主たる関心の対象とはならなかったのである。²⁴

一方で、筆者が本研究において楊砥中に関する主要な先行研究として位置付けてきた数ある論著もまた、同様な問題を抱えている。「夷苗」請願運動を論じていても、関心が「夷」（現彝族）に専ら向けられているため、石門坎はも

ちろん、苗族が信者の主体であった三省境界地域のキリスト教社会への関心は乏しく、全体として一つに統合した議論がなされないのである。⁷⁵ 楊砥中についても、当地の民族雑居的現実を踏まえ、「夷苗」の視点で検討を試みる必要がある。

楊砥中と石門坎との所縁

こうした問題意識から見ると、先に紹介した一九四五年の蔣介石との面会に際し、楊砥中本人が、報告・要請において「夷苗」教育に関する内容を繰り返しており、また実績としても具体的に石門坎での学校創設に言及していることは、注目に値する。

その上で、関係者の回想録を精査すると、以下の経緯が浮かび上がる。一九三九年に石門坎を離れ、雲南昭通の明誠中学の教導主任となった朱煥章は、昭通で雲南彝良（現昭通市彝良県）の隴体芳という人物と知り合い、一九四一年前半に昭通で隴体芳から「姉の夫」である楊砥中を紹介された。朱煥章が、小学校しかない石門坎にとって長年の課題であった中学校の創設について、楊砥中に協力を求めたところ、楊砥中は同年六月に石門坎を訪れて端午節運動会の盛況ぶりを見て驚き、そこに開校することに同意した。楊砥中は昭通に戻った後、雲南・貴州の彝族上層人士、すなわち雲南彝良の隴・安・楊・羅氏と貴州威寧の安氏と協議し、共同出資して教会の下に董事会（理事会）を組織、その董事長（理事長）に楊砥中、校長に朱煥章が就任すること、経費の三分の一は教会、三分の一は董事会、残り三分の一は学費収入と苗族からの寄付金で負担することなどを取りまとめた。そして朱煥章は明誠中学の職を辞して一九四三年八月に「友人楊砥中の約に応じて」石門坎に戻り、同年九月の開校式典では、董事長の楊砥中が「西南辺疆



写真 12 石門坎「石房子」(1938年竣工) 現状

私立石門坎初級中學」の開校を宣言し、校訓を「忠誠、義勇、刻苦、勤勞」とすることを発表した。⁽⁷⁶⁾そしてこうした成果により、「楊〔砥中〕」に対する教会の扱いは西洋人〔宣教師〕と同列で、貴賓待遇であった。教会については〔石門坎に建てられた〕昭通在任の西洋人〔宣教師が石門坎に滞在する時のための〕住居を長期にわたって楊〔砥中〕の居住に提供した⁽⁷⁷⁾【写真12】というのである。

朱煥章と楊砥中をつないだとされる隴体芳という人物は、その「姉の夫」が楊砥中であつたとされることから見ても、雲南彝良（現昭通市彝良県龍街苗族彝族郷梭嘎村・拖姑梅村）の彝族土司家系後裔（芒部隴氏野登支）、梭戛土目隴維崧の次子の隴体芳【写真13】⁽⁷⁸⁾として間違いなからう。楊砥中の妻は、隴維崧の次女の

隴体智であつた。⁽⁷⁹⁾隴体芳・隴体智の叔父である隴維垣は、清末の科挙廃止という事態に直面し、一九〇六年に日本留学のために旅立つたが、途上の湖北宜昌で客死した人物である⁽⁸⁰⁾【写真14】。隴体芳自身も、小学校を卒業後、一九二七年に昭通の省立二中（現昭通市第一中学）を卒業、上海で一年間の予科に学び、一九二九年に浙江大学農学部に入学、一九三三年に卒業して農学学士の学位を得た後、一九三六年に同大学の講師に任じられたが、結婚のために帰郷し、戦争によって郷里に残ることになったとされる。隴氏が楊砥中の親戚に相当し、近代教育にも熱心で進取の精神に富む一族であつたことがわかる。

これに加え、楊砥中以外の共同出資者であつたとされる雲南・貴州の彝族上層人士たちの姓氏が、隴・安・楊・羅氏など、三省境界地域の有力な彝族土司家系のもつと一致することから見て、彼らがいずれもその後裔であつたこと



写真 13 隴體芳



写真 14 隴維垣墓（彝良龍街拖姑梅）



は疑いない。石門坎における小中一貫教育は、彝族土司家系後裔たち固有のネットワークに、苗族信者たちのキリスト教ネットワークが組み合わさった、今日的な民族分類を越えた「夷苗」エリートの連携を基礎として実現したものであったのである。

石門坎に見る「夷苗」関係の変化

石門坎における「夷苗」エリートたちの今日的な民族分類を越えた協力関係には、さらに地域的、歴史的な理由がある。

元々この地域には、佃戸（小作人）である苗族に対して、地域の実力者である彝族土司家系後裔の各地「土目」が領主（地主）として君臨するという社会状況が、近代に至るまで長く存在した。貴州威寧の石門坎そのものは雲南彝良の梭戛土目隴氏の領地ではないが、両地はキリスト教の教区としては一体であり、ポラードによる布教も隴氏の土地で行われていた。そのため隴氏支配下の苗族佃戸の子弟の中には、省境の峡谷を隔てた貴州省内の石門坎に就学する者も少なくなかったのである【写真15】。

このことに関連して、ポラードが残した日記を引用する（*Eyes of the Earth*（土目）という文献には、以下の三つの注目すべき記事が認められる。

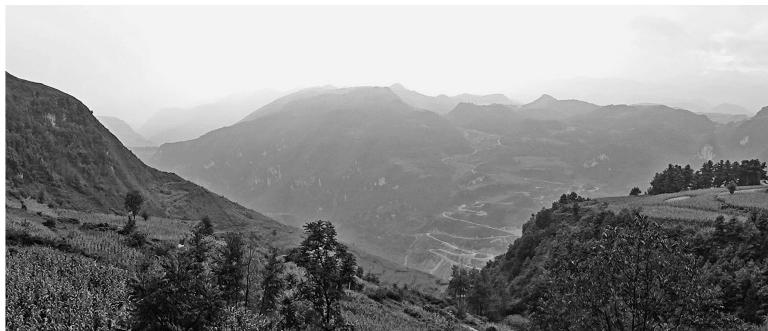


写真 15 梭戛近辺から石門坎（左側谷筋奥）を遠望する

〔一九〇五年〕十月二十五日…雨の中、「現雲南省昭通市彝良県」奎香に向けて出発した。夜、私たちは梭戛の領主の居館〔The feudal castle of So-ka〕に宿泊した。そこでは三兄弟が共同で領主であった。そのうちの一人だけが在宅で、彼〔隴維邦〕は北京から科挙〔武挙〕の学位を得ている。私たちは一緒に夜遅くまで話をした。彼は教会について関心が大きく、彼が言うには他のノス〔現彝族〕の領主たちも信者になることについて関心が非常に大きいとのことだった。私と同行していた苗人〔現苗族〕は、傍の倉庫に宿泊した。……

一九〇六年……一月二十六日…梭戛の領主〔the So-ka landlord〕からの一人の使者がやって来て、私と路上で出会うと「隴氏からの」手紙を差し出した。その手紙には、何人かの信者の苗人が領主に対する酒租〔小作料としての酒〕、すなわち彼に対する年貢となっているものを、負担するのを拒否したという不満が述べられていた。彼らが酒を納めるのを拒否したところ、縄で縛られて鞭打たれたと、すでに私は複数の苗人から聞いていた。彼らのうちの二人は、そのために、彼〔隴氏〕の居館の牢屋に入れられたままだった。一月二十七日…私は彼に長文の手紙を書き、……苗人たちが〔現物の酒ではなく〕貨幣で〔彼に小作料を〕支払うようにすることを求めた。

……彼〔隴氏〕は二人の逮捕者を解放し、当夜、彼ら〔苗人たち〕は〔ポラードのいる〕石門坎〔教会〕のミサに参加した。彼らは鞭打たれたのだが、そのうちの一人がミサで言うことには、主〔キリスト〕が彼とともにいたので鞭で打たれても傷つかなかった、とのことだった。……

〔一九一三年〕四月二日…石門坎に帰還。梭戛の大領主〔the great landlord of So-ka (隴維崧)〕が、彼の息子〔隴体要 (隴体芳の兄)〕と娘を、ここ〔石門坎〕へ就学⁽⁸²⁾に派遣してきた。

以上から読み取れるのは、当地へのキリスト教伝播以後、それ以前の彝族土目と苗族佃戸との伝統的な関係が少しずつ変化を見せ、彝族土目の梭戛隴氏も佃戸の苗族たちが帰依するキリスト教と石門坎の教会に関心を強め、ついに隴氏は子供たちを石門坎の光華小学に入学させるに至ったという展開である。宣教師ポラードの視点を離れ、これを隴氏の視点から解釈するなら、伝統的支配の継続が徐々に難しくなる中、苗人佃戸たちの新たな保護者としてこの地で存在感を大きくする教会に対し、警戒心と同時に関心を強め、自らの子弟を就学させるに至ったというように読み替えることができる。

こうした背景の下で、伝統的な土司家系後裔であった梭戛土目の隴氏、とりわけ都会で高等教育に触れた隴体芳は、郷里の苗族を中心とするキリスト教信者たちの教育に理解を示し、親戚の楊砥中を朱煥章に紹介した。本稿ですでに論じたように、この石門坎への中学校設立の時期は、ちょうど楊砥中が高玉柱の死後に「夷苗」請願運動を継承し、抬頭し始めた時期に相当する。隴体芳は、重慶で存在感を大きくしつつあった楊砥中を利用して、郷里の教育振興に貢献したのである。⁽⁸³⁾

楊砥中にとつてもこれは見返りのない出資ではなかった。楊砥中もまた、蔣介石との面会に際し、郷里の治安維持以外に目立った実績がない中、この事業を成果として示すことができたからである。

楊砥中の関与を可能にした現地事情——西洋人宣教師の劣勢化と「苗族復興運動」の高揚

しかしながら、ここに至って問題となるのは、なぜ楊砥中が石門坎における中学校設立において主動的役割を果たすことができたのか、ということである。ここまで検討してきたように、楊砥中が「夷苗」請願運動で名声を高めており、姻戚の隴体芳が彼を朱煥章に紹介したことが、直接の契機であったことは言うまでもない。しかしそれ以上理解が必要なのは、石門坎の苗族信者たちが、この当時、新たな庇護者を求めていたという、相手側の現実問題である。

石門坎では、一九〇五年にポラードが来て以来、外国人宣教師が布教の拠点である現地に居住し、信者と生活をとにもする状況が続いた。しかしポラードの死後、外国人宣教師たちの多くは、現地ではなく近隣の街である昭通に移り住むようになり、現地社会への影響力を次第に弱める傾向が現れていたとい⁽⁸⁴⁾う。楊砥中が石門坎に関与する余地は、こうして生まれたのである。

一方、外国教会の影響力が衰退する中、一九二〇年代から一九三〇年代にかけての時期の石門坎では、従来は宣教師たちによって規制され、衰退の一途にあった民族伝統の再興をめざす苗族青年たちが、種々の文化活動を主体的に推進するようになっていたともい⁽⁸⁵⁾う。そして、延いてはそれが石門坎から教区各地へと広がるかたちで、苗族としての民族意識の覚醒が促されたのである。この一連の動きは、一九四〇年代初めにおいて、外部の観察者が「苗族復興

運動」と形容して朝野に警戒を訴えるほどの高揚を見せていた。⁽⁸⁶⁾

当時の石門坎の現地事情を以上のように理解するならば、楊砥中の石門坎への関与について、以下のように歴史的意義を見出すことができる。

楊砥中の郷里は、石門坎と同じく三省境界地域に位置し、苗族も雑居する土地であったが、彼らは石門坎苗族とは異なるサブグループに属した。加えて、楊砥中の父である楊懷遠（建侯）が郷里において苗族佃戸と対立していたことも、先に見た通りである。⁽⁸⁷⁾ 石門坎に関与することで、楊砥中はそれまで無縁であった石門坎の苗族社会、および石門坎教会の影響下にある西南中国各地の広汎な非漢民族社会と、初めて結びつく機会を得たのである。こうして、土司家系後裔の旧領主層を中心に展開されてきた「夷苗」請願運動と、下層の佃戸層を中心とした苗族キリスト教徒たちの「苗族復興運動」は、初めて合流を果たす。そして楊砥中もまた、それによって初めて三省境界地域の「夷苗」を代表する地位を、名実ともに獲得することになったのである。

(5) 小結——「夷苗」請願運動から「夷苗」民族運動へ

以上、一九四五年の楊砥中による蔣介石と二度目の面会に注目し、その際の報告内容と要請項目を検討して、幾つかの問題について考証と考察を試みた。⁽⁸⁸⁾ その結果、高玉柱の死後、楊砥中が「夷苗」請願運動を継承し、抗戦下の西南中国における各種の実践を通じて、単なる三省境界地域の自称代表や「夷苗」請願運動の重慶駐在者ではなく、西南中国の広汎な「夷苗」社会を代表する実力者として抬頭した過程が明らかとなった。

高玉柱が牽引した「夷苗」請願運動の遺志は、継承者の楊砥中を介することによって、その後も西南中国に生き続けた

「夷苗」連帯の夢

のである。従来の「夷苗」請願運動に関する諸研究では、高玉柱にばかり目が向けられ、楊砥中はおもな関心の外にあった。高玉柱の「夷苗」請願運動の継承者は楊砥中であつたことが、正しく理解されるべきである。

一方で、楊砥中は単なる継承者だつたわけではなく、彼が継承して以後の「夷苗」請願運動がそれ以前とはかなり異なる性質のものになつたことにも注意する必要がある。「夷苗」請願運動は、高玉柱の晩年においてすでに、辺宣団の事業など、当初から目指していた要求項目の幾つかを実現し、貴州省では「西南夷苗民族解放大同盟」の活動のよりに、各地の彝族土司家系後裔ではない非漢族エリートたちにも刺激を与えるなど、⁸⁹⁾幾つかの転換点が現れ始めていた。それが楊砥中による継承後には明確な動きとなり、彼を軸に省籍や民族分類を越えた非漢民族エリートたちの、より広汎な連携が生まれるに至つたのである。

ところがその結果、楊砥中は西南中国各地における民族意識の「覚醒」という問題に巻き込まれていくことになる。「覚醒」は広汎な西南中国の非漢民族社会へと広がり、それによつて生じた動きは、やがて単なる陳情活動にとどまらない政治運動、すなわち「民族運動」と言うべきものとなつた。⁹⁰⁾「夷苗」請願運動は、ここに至り「夷苗」民族運動へと変質する。楊砥中は、民族運動の領袖として表舞台に立ち、西南中国で唯一無二の非漢民族エリートとして、「夷苗」民衆からの期待と、当局からの警戒を、その一身に集めることになるのである。

（以下、続篇）

註

(1) 拙稿「楊砥中と民国晩期の西南中国―忘れられた西南民族の「領袖」」、『北大史学』五七、札幌・北大史学会、二〇一七年、六八―九四頁、および拙稿「「夷苗」連帯の夢―「西南辺疆土司民衆代表」楊砥中伝（前篇）」、『北海道大学文学研究科紀要』一五七、札幌・

同研究科、二〇一九年、一〇四七頁、「同(前篇続)」『北海道大学文学研究紀要』一五九、札幌・同研究科、二〇一九年、一〇六十頁、「同(前篇再続)」同前一六三、二〇二一年、一〇六六頁、「同(中篇)」同前一六六、二〇二二年、一〇五二頁。本篇での以下の議論では、これらのうち拙稿「夷苗」連帯の夢(中篇)を「前稿」と略称する。

- (2) 以下、本篇内容の骨子は、すでに拙稿「苗族史の近代(七)」『北海道大学文学研究紀要』一三四、二〇二一年、一〇五五頁、拙稿(王曉梅・李炯里訳)「近代「苗族」精英的自我認同——古苗疆走廊」在国族建構中的転型」貴州大学編『「一带一路」視野下的中国西南文化走廊專題研討會論文集』貴陽・同大学、二〇一七年、三〇七―三二〇頁、および前掲註1拙稿「楊砥中と民国晩期の西南中国」に発表済みである。本篇で扱う時期の楊砥中の事跡については、この時期の夫人である戴瓊英の事績と関連して、楊耀健「土司夫人伝奇」『紅岩春秋』四、重慶・中共重慶市委党史研究室、二〇〇三年、五十五―五二頁、同「土司夫人戴瓊英」『文史天地』一、貴陽・貴州省政協辦公庁、二〇〇四年、二六―二八頁(中国人民政治協商會議重慶市渝中区委員会文史資料委員会編『重慶渝中区文史資料』十六、重慶・同委員会、二〇〇六年、二〇九―二二三頁再収録)に言及があり、また楊砥中の伝記記事の一部として、中共畢節市七星関区委党史研究室ほか編『七星関区史志人物選』北京・方志出版社、二〇一八年、十三―十四頁「楊砥中」、および畢節市地方志編纂委員会編『畢節地区通志(十)』北京・方志出版社、二〇一九年、三八六―六頁「楊砥中」(本稿文末「追記」参照)にも採録されているが、いずれも考証が不十分であり、訛伝が多い。この他、温春來「『五族共和』之外」『身份、国家与記憶——西南経験』北京・北京師範大学出版社、二〇一八年、三一―二六三頁には、当該期における楊砥中の事跡の概略についての議論があり、参考になるが(一部改稿して内容補訂したものが同「五族共和」之外)『身份、国家与記憶——西南経験』香港・中華書局、二〇二二年、十九―一七五頁である)、いくつかの重要な事績の考証と考察がなおも不足している。これら以外には、二〇二二年九月十二日に死去した安毅夫(安健の子、前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢(前篇))「三八―四十頁註37参照)の追悼に関連して、馮利「高山仰止、景行行止——我对兩位彝族前輩充滿敬意(二〇二二年九月十四―十六日)」(中国インターネットサイト「彝族人網」www.yizuren.com/people/yryj/43662.html)所載、二〇二二年十月十八日閲覧)が、上記諸論著の訛伝の一部修正と情報追加を行っており、参考にすべき内容を含むが、採録された史実は断片的で、なおも訛伝が残る。本稿はこれらの不足を補い、当該時期の楊砥中の事跡の全体像を初めて明らかにするものである。

- (3) 前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢(中篇)」一〇十九頁。

「夷苗」連帯の夢

- (4) 高玉柱とその「夷苗」請願運動に関する先行研究として、張兆和（瀨川昌久訳）「押しつけられた表象」から「自己表象」へー民国期中国・苗族知識人にみるエスニック・アイデンティティの模索と実践」末成道男編『中原と周辺ー人類学的フィールドからの視点』東京：風響社、一九九九年、三三二―三三九頁（Cheung Siu-woo, "Miao Identities, Indigenism and the Politics of Appropriation in Southwest China during the Republican Period", *Asian Ethnicity*, Vol. 4, No. 1, Abingdon: Taylor & Francis, 2003, pp. 142-169）李菲訳「從「他者描写」到「自我表述」ー民国時期石啓貴關於湘西苗族身份的探索与实践」『广西民族大学学报（哲学社会科学版）』三〇一五、南寧：广西民族大学、二〇〇八年、三七―四五頁、清水亨「イー涼山イ族を中心に」末成道男ほか編『講座世界の先住民族ーフアースト・ピープルの現在（〇一東アジア）』東京：明石書房、二〇〇五年、二六一―二七六頁、李列「本土学者的彝族研究ー自鑑位的視覚」『民族想像与學術選択ー彝族研究現代學術的建立』北京：人民出版社、二〇〇六年、三五八―四一八頁、婁貴品「不遠万里、為謀團結ー一九三七年西南少数民族請願代表在上海的活動追述」『中国民族報』二〇〇九年十一月二十日第七面、婁貴品「一九三七年西南夷苗民族請願代表在滬活動述論ー以『申報』為中心的考察」『民国檔案』二、南京：民国檔案雜誌社、二〇一〇年、七九―八七頁、伊利貴「永勝高氏土司与「改土帰流」」『学理論』四、哈爾濱：哈爾濱市社会科学院、二〇一〇年、二一九―二三頁、二三四頁、拙稿「苗族史の近代（五）」『北海道大学文学研究科紀要』一三一、二〇一〇年、一六―三三頁、伊利貴「民国時期西南「夷苗」的政治承認訴求ー以高玉柱の事迹為主線」北京：中央民族大学博士学位論文、二〇一一年、趙暉「少数民族」的政治建構ー以民国時期西康寧属彝族問題为中心』上海：復旦大学博士学位論文、二〇一五年、婁貴品「民族平等与国族整合ー全面抗戰時期西南少数民族請願代表活動述論」『學術探索』四、昆明：雲南省社会科学界聯合会、二〇一六年、一一四―一二頁、伊利貴「民国時期西南少数民族請願代表活動叙事与主体塑造ー基於話語權力視角的分析」『中央民族大学学报』二、北京：同大学、二〇一六年、一〇一―一〇九頁、Andres Rodriguez, "A 'Weak and Small' Race in China's Southwest: Yi Elites and the Struggle for Recognition in Republican China", *Asian Ethnicity*, Vol. 18, No. 4, 2017, pp. 563-586. 前掲註の温春來「五族共和」之外」温春來「高玉柱ー民国時期西南非漢民族的代言人（代序）」政協麗江市委員会編『麗江市文史資料十三』昆明：雲南人民出版社、二〇一八年、一―四十頁、および趙暉「尋求国家統治的藝術ー一九三〇年代西南「夷族」代表請願活動」中央研究院近代史研究所集刊』一一二、台北：同研究所、二〇二一年、五五―九九頁がある。それを主題として扱ったものではないが、関連する内容を含む先行研究としては、馬玉華「国民政府对西南少数民族調查之研究」昆明：雲南人民出版社、二〇〇六年、張久瑛「民国年間「辺胞」改造運動与「苗夷」精英的民族建構活動」

《張振珮先生生誕一百周年紀念文集》編輯委員會編『張振珮先生生誕一百周年紀念文集』貴陽：貴州人民出版社，二〇一一年，二二五
〜二二九頁、王文光ほか「承認与認同―民国西南少数民族民族的身份建構」、『広西民族大学学报（哲学社会科学版）』一、南寧：同大学、
二〇一二年、八四〜九二頁、楊思機「以行政区域統馭国内民族―抗战前国民党对少数民族的基本策略」、『民族研究』三、北京：中国社
会科学院民族学与人类学研究所，二〇一二年、六五〜七五頁、段金生「南京国民政府的边政」、『民族出版社』二〇一二年、李月華「湘
西苗疆土著民族与国民政府对話渠道的建立」、『民族論壇』四、長沙：湖南省民族事務委員會，二〇一三年、七六〜七九頁、閔昉「從民
国報刊資料看彝族土司嶺光電兩次赴南京請願事迹―以四川、南京報刊為核心」、『民族史研究』十二、北京：中央民族大学出版社，二〇
一五年、四六五〜四八一頁、陳征平「近代西南边疆民族地区内地化進程研究」北京：人民出版社，二〇一六年、張伝躍「抗战爆發前
後之湘西革命運動探析」、『民族論壇』二、二〇一六年、二五〜三二頁、同「試析改土歸流与湘西政治格局變動」、『民族論壇』六、二〇
一六年、三七〜四一頁、何一民「抗战時期国家与中華民族認同之構建及影響―以西南少数民族為例」、『四川大学学报（哲学社会科学版）』
三、成都：同大学，二〇一六年、十四〜二二頁、劉波兒「政治統一与文化多元―民国時期西南少数民族民族的民族共生訴求」、『湖北民族学
院学报（哲学社会科学版）』六、武漢：同学院，二〇一七年、六二〜六五・一八三頁、蔣正虎「二十世紀三〇年代西南少数民族精英与近
代国家建構」、『北方民族大学学报（哲学社会科学版）』六、銀川：同大学，二〇一八年、四七〜五六頁、伊利貴「嶺光電先生民族教育
思想初探」爾布什哈主編『嶺光電民族教育思想學術研討會論文集』北京：民族出版社，二〇一九年、一六一〜一六八頁、閔昉「從民
国報刊資料看嶺光電先生兩次赴南京請願事迹」同前書，二一一〜二二二頁、清水享「涼山彝族土司嶺光電的教育活動」、『史叢』一〇四、
東京：日本大学史学会，二〇二一年、二八〜四三頁、朱映占「民国時期西南边疆民族赴内地活動情形述論」、『昆明学院学报』四四―一、
昆明：同編輯部，二〇二二年、三三〜三九頁、伊利貴「抗日戰爭時期西南少数民族精英中華民族認同的表述与实践」、『中央民族大学学
报（哲学社会科学版）』一、北京：同大学，二〇二二年、七十〜七七頁がある。高玉柱に関する諸研究の多くは楊砥中に言及するが、
両者の事績の相互関係について、考証は不十分で、未解明な点が少なくない。楊砥中に関する先行研究とそれらに認められる問題点
については、前掲註2、および本稿第十章第(4)節を参照。

(5) 無記名「西南土司代表晋謁蔣委員長」、『中央日報（重慶）』一九四〇年九月二四日第三版。この面会自体については、前掲註4伊利
貴「民国時期西南少数民族精英的身份叙事与主体塑造」一〇七頁がすでに紹介している。この出来事を楊砥中に焦点を絞って分析し
た議論としては、前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢（前篇再続）十頁、四九〜五十頁註24、および前掲註2温春來「五族共和」之外

「夷苗」連帯の夢

- (6) 二〇二二年、一〇五―一〇六頁（同「五族共和」之外）二〇一八年、一四七頁では史実として未確認と記す）がある。
- (7) 薛月順編輯『蔣中正總統檔案・事略稿本（四四）』台北・國史館、二〇一〇年、三〇九―三二二頁一九四〇年九月二三日条。
- (8) 《中国工農紅軍川滇黔辺区游撃縦隊闘争史》編写組編『中国工農紅軍川滇黔辺区游撃縦隊闘争史（討論稿）』叙永・同組、一九八四年、一〇六―一〇八頁、劉順和整理「川滇黔辺区游撃縦隊鎮雄母亨游撃隊（下）」鎮雄县委党史徵集研究室編『紅旗卷起農奴戟』（鎮雄党史叢書一）、鎮雄・同研究室、一九九一年、一三三―一三五頁、および宋樹雲「林口戦闘情況」中共畢節地委党史研究室ほか編『烏蒙磅礴』（畢節地区党史資料叢書十五）、畢節・同研究室、一九九六年、二八三―二八五頁。なお、郷里の楊砥中関係者の回顧によれば、蔣介石は楊砥中に接見して彼を「川滇黔三省辺区土司民衆代表」に任命し、さらに自ら楊砥中のために扁額まで揮毫し、彼を帰郷させて川滇黔三省辺区の匪賊鎮圧を担当させたのであり、楊砥中は蔣介石に対してその指示に従って川滇黔三省辺区の匪賊を一掃することを約束した、とされる（前掲宋樹雲「林口戦闘情況」、および前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢（前篇再統）七―十一頁、三六―三九頁）。前稿で論じたように、楊砥中は一九三八年九月から「滇川黔辺区夷苗代表」と自称しており（前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢（中篇）五頁、三六―三七頁註10）、本稿で論じているように一九四〇年九月の蔣介石との面会では「滇川黔三省土司民衆代表」という名義で報道されているので、この回顧に言う蔣介石による「川滇黔三省辺区土司民衆代表」への任命が誤伝であるのは明らかである。しかしながら、概ね正確な自称名義が郷里で語られていることは、この回顧がある程度確かな記憶に基づくものであることを示しているとも言える。
- (9) 前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢（中篇）五頁、三六―三七頁註10。
- (10) 「國民政府軍事委員会快郵代電（辦四字第土六三五一号）（一九三八年九月 日）（呈為扼西南夷族沿辺土司民衆請願代表高玉柱等呈請指示今後工作方針暨請呈院准其設立西南夷苗土司民衆代表駐京辦事処並陳述夷苗困苦情形及開發辺区意見一案究应如何統籌辦理請核示祇遵由（附貳件）（一九三八年十一月四日）、《西南苗族土司民衆請願案・請准設立西南苗族土司民衆代表聯合駐京辦事処（二）》、《行政院／総類／公共事務／請願》、国史館蔵、入蔵登録号・〇一四〇〇〇〇三四六A（數位典蔵号・〇一四一〇〇〇〇六〇二一〇〇〇二）、〇八〇頁）には、呈文への回答として「至所請指示延見日期面陳請訓一節、希暫緩來漢、先向重慶行營張（群）主任陳述意見可也」とある。

(10) 「西南夷苗土司民衆代表駐京辦事処有無設立必要請核辦見復（附件）（一九四〇年十月二十八日）、前掲註9《西南苗族土司民衆請願

案… 批准設立西南苗族土司民衆代表聯合駐京辦事処（二）、〇四五〜〇五二頁「推定書」および「組織大綱」。

- (11) 前掲註10「西南夷苗土司民衆代表駐京辦事処有無設立必要請核辦見復（附件）」〇四六頁所引の楊砥中呈文の原文は「案拋滇黔川三省土司民衆駐京代表楊砥中二十九年十月呈稱… 窃查西南夷苗… 各地均委託代表、到京請願、先後澄渝。… 歷時二載、茲者胡馬南來、法越軟化、行見東北之烽煙、將引起西南之怒火。此時乃我夷苗發揮忠誠報國之時機也。故西南各地代表、公推中（楊砥中）為駐京代表後、紛紛來渝、從事宣傳組織工作。中自受推舉之日起、兢兢業業、必使忠誠毅勇之民族、在此狂敵侵凌之下、躬受中央之德惠、發揮力量、直接報效國家、中一本斯旨、決尺棉薄、達此願望。為求承上轉下之便利計、須有一固定機關、而專司各地夷苗土司、及學生留學內地之事宜。特擬具西南夷苗土司民衆駐京辦事処大綱一份、呈請鑑核、准予備案」である。

- (12) 楊砥中は蔣介石との面会に先立って、九月十六日、「苗夷学生」を引率し、安慶吾とともに、監察院院長の于右任に面会し、それらの学生たちが今回重慶にやって来た経緯を説明している（無記名「苗夷学生謁見于院長」『中央日報（重慶）』一九四〇年九月十七日第三版）。それは、本文で引用した楊砥中の軍事委員会宛て呈文に記される、彼らの辦事処の設立目的についての説明と符合する。なお、楊砥中・安慶吾および「苗夷学生」と于右任との面会については、夷族土司家系後裔の安慶吾（以角土目）が、郷里の貴州省水城県以角（現畢節市納雍県新房彝族苗族郷以角村）に私財を投じて一九三七年に設立した「省立以角边疆小学」の故事、すなわち楊砥中と喻杰才を介して于右任の賛同と国民党政府の批准を得て、安慶吾が三十名あまりの学生を引率して重慶に行き、「边疆中学」への進学を実現させたという文史資料の記事と対応するものとして理解すべきである（前掲註1拙稿「『夷苗』連帯の夢（中篇）」十二〜十三頁、三二頁、四四頁註40、五十一頁註78参照）。「边疆中学」は、国民党中央政治学校蒙藏学校（旧蒙藏班）を重慶で教育部が一九四一年に接收、改称して成立した「国立边疆学校」に名称が近似するが、時期的に合致せず、その前身としての蒙藏学校を指すと理解するのが適切である。中央政治学校の蒙藏班・蒙藏学校は、一九四〇年九月当時、重慶近郊の四川省巴県界石場（現重慶市巴南区界石鎮）に所在した（以上、教育部边疆教育司編「边疆教育概況」南京・同司、一九四七年統編、十六〜十七頁参照）。
- (13) 前掲註10「西南夷苗土司民衆代表駐京辦事処有無設立必要請核辦見復（附件）」〇四六〜〇四七頁「國民政府軍事委員會公函」（一九四〇年十月二十六日）、および同〇五二頁「行政院顏」省簽（一九四〇年十月三十日）。以上、一九四〇年十月に「滇黔川三省土司民衆駐京代表」名義の呈文をもって楊砥中による陳情がなされ、その際に「西南夷苗土司民衆代表駐京辦事処組織大綱」とあわせて「推定書」の写しが添付されたこと、そして最終的にそれが却下されたことについては、後年「西南边疆土司民衆駐京代表」名義で楊砥

「夷苗」連帯の夢

中による諸々の活動がなされた際、内政部から行政院に送られた「密呈」の中で改めて言及されている（「准雲南省咨駁黔民楊砥中以辺疆土司代表名義散發致辺疆父老書及毛臣忠呈請以王弘道為滇省国大代表一案呈請鑑核示遵由」(一九四五年十二月十日)、《黔民楊砥中擅設辦事処》、《行政院/内政/辺政及蒙藏》、国史館蔵、入蔵登録号：〇一四〇〇〇〇四二二〇A(數位典蔵号：〇一四一〇一一三〇〇一〇一一三)五(六頁)。なお、「夷苗」請願運動における「辦事処」設立承認をめぐる強い欲求を理解するには、「辦事処」という語句に対する常識的先入観を避けるべきである。各種史料を精査すると、すでに高玉柱たちの第一次請願(一九三六年六月)において、陳情内容として列挙されているものに「請在中央特設夷務機関、指導研究夷苗之教養衛等事項」という項目が含まれていたこと(高玉柱・喻杰才「西南沿辺土司夷苗民衆代表請願意見書」〔「新夷族」一一一(創刊号)、南京・西南夷族文化促進會、一九三六年七月、六三頁)、および同「擬治理西南夷族鞏固国防意見書」〔賀伯烈「夷苗概況及夷苗代表來京請願運動(統)」《辺事研究》五、南京・辺事研究月刊發行部、一九三七年、十八頁)、また同年六月に内政部に対して請願がなされた際に、「請特設機関」「組織夷苗委員會」という項目が陳情内容に含まれ、当時蒙古・西藏を掌っていた政府機関の蒙藏委員會を前提に、「夷苗」地域の現実に見合うものを新設・成立させるよう要求していたこと(前掲賀伯烈「夷苗概況及夷苗代表來京請願運動(統)」十九頁)、さらに同年八月に内政部に対して補足の請願がなされた際には「請在蒙藏委員會下附設夷苗辦事処」および「請成立夷務委員會、並由中央遴派大員、考察夷務」と、要求の具体化がなされていたことが判明する(前掲賀伯烈「夷苗概況及夷苗代表來京請願運動(統)」二一―二二頁)。前稿では、高玉柱たちが一九三六年以来繰り返し返してきた陳情の中で、「辦事処」という名称の機関の設立承認要求が含まれていたことが確認できるのは、南京における第二次請願(一九三六年十月)においてである(「西南夷族代表第二次請願意見文(附行政院批)」《新夷族》一一二、南京・西南夷族文化促進會、一九三七年一月、七九―八二頁)と指摘したが(前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢(中篇)「三八頁註14)、修正が必要である。注目すべき点は、第一次請願以来、蒙藏委員會に対比すべきものとして高玉柱たちが「夷苗辦事処」「夷苗委員會」の新設・成立を要求していたことである。一九三八年および一九四〇年に繰り返された「辦事処」設立に関する陳情は、その延長線上に位置付けられるべきものであろう。高玉柱や楊砥中にとって、政府中枢から「辦事処」設立承認や代表公認を得ることは、蒙藏委員會に相当する機関として認められ、その委員長に任命されることに等しかったのである。

(14) 「滇黔川土司民衆代表楊砥中呈国民政府為請指派滇黔川康四省夷苗參政員八名」(一九四〇年十月二十四日)、《国民參政會任免(二)》(〇三二六)、《国民政府/人事/中央機關人員任免/中央機關人員任免給目》、国史館蔵、入蔵登録号：〇一〇〇〇〇二六六六A(數

位典蔵号・〇〇一—〇三二—〇〇〇〇六—〇三六、および「国民政府文官長魏懷函国防最高委員会秘書庁為滇黔川三省土司民衆代表楊砥中呈請指派滇黔川康四省夷苗參政員八名一案調査照転陳」(一九四〇年十月二六日)、〈国民參政会任免(二)／〇三七〉、同前、入蔵登録号・〇〇一—〇〇〇〇〇〇二六六六A(數位典蔵号・〇〇一—〇三二—〇〇〇〇〇六—〇三七)。原文は「在規定一百二十名国民參政会參政員名額内、特別指定額八名、為滇黔川康四省夷苗參政員」である。

- (15) 辺宣団と高玉柱については、拙稿「苗族史の近代(六)」、『北海道大学文学研究科紀要』一三三二、二〇一〇年、五七—五八頁を参照。喻杰才については、「喻杰才」簡明履歴表(一九四〇年十一月)、『高玉柱喻杰才簡明履歴表』、『特種檔案』、中国国民党文化傳播委員會党史館蔵、館蔵号・特二六／三・一三、および彭建華ほか編「納西族人物簡志」呼和浩特・內蒙古大学出版社、一九九八年、一六六—一六七頁「喻(喻)杰才」を参照。辺宣団の成立経緯については、前掲註4 婁貴品「民族平等与国族整合」が最も詳しく、正確な整理をしており、参照すべきである。高玉柱たちの第二次請願(一九三六年十月)に「請派遣大員先行到地宣撫」という項目が含まれていたことについては、前掲註13「西南夷族代表第二次請願(一九三六年十月)」に「請派遣大員先行到地宣撫」という項目が遺案については、無記名「中国国民党第五届中央執行委員会第六次全体會議紀要」、『中央党務公報』一一二十、重慶・中国国民党中央執行委員会秘書処、一九三九年十二月、十二頁、三一—三二頁、および「請組織邊疆宣慰団以加緊團結而利抗戰建国案(提案第三十三号)」(一九三九年十二月)、〈組織邊疆宣慰団案〉、『国防檔案』、中国国民党文化傳播委員會党史館蔵、館蔵号・防〇〇三／〇四一九を参照。高玉柱たちによる一九四〇年十一月の蔣介石に対する陳情については、「呈請根拠歴次請願案准予選西南邊疆各地土司夷苗代表參加国民代表大会并請指定為二屆參政員」(一九四〇年十一月)、『高玉柱喻杰才上蔣總裁呈』、『特種檔案』、中国国民党文化傳播委員會党史館蔵、館蔵号・特二六／三・一一、および「呈擬宣慰西南土司邊民辦法意見」(一九四〇年十一月)、『高玉柱喻杰才上蔣總裁呈』、同前特二六／三・一二を参照。彼らが一九四〇年十二月に雲南に入ったこと、および翌一九四一年三月に龍雲に面会しようとしていたことについては、無記名「高玉柱將謁龍主席—請組訓邊地民衆」、『中央日報(昆明)』一九四一年三月十四日(伊利貴「西南夷苗精英高玉柱」前掲註4 政協麗江市委員会編「民国女傑高玉柱」五二六頁挿図参照。当該図版が日付部分を参照。昆明行營が「邊疆宣慰団」を組織して、高・喻を正・副団長に任命し、辺宣団の辦事処が一九四一年九月一日に昆明市北後街三六号に成立したことについては、無記名「行營組訓邊疆宣慰団—辦理邊地宣慰問組訓工作、任命高玉柱為團長籌備出発」、『中央日報

「夷苗」連帯の夢

〔昆明〕一九四一年九月二七日（前掲伊利貴「西南夷苗精英高玉柱」五二八頁挿図参照。当該図版が日付部分を「民国三十年三月十四日」に貼り間違えていることは、前掲斐貴品「民族平等与国族整合」の議論との照合によって明らかとなる）を参照。昆明行営については、斎藤道彦「行營（行轅）——中華民國国民政府軍事機構」一井昭ほか編『創立百周年記念論文集』東京・中央大学経済学部、二〇〇五年、五五一〜五六八頁を参照。一九四〇年前後における雲南に対する重慶政府の関心のあり方については、藤井元博「重慶国民政府軍事委員会の「南進」対応をめぐる一考察——「中越関係」案を手がかりに」『史学』八二—四、東京・三田史学会、二〇一四年、一四五〜一七一頁を参照。

(16) 辺宣団の実際の活動が一九四二年六月頃に始動したことについては、無記名「滇邊疆宣慰団即分別出發——循滇越滇緬兩路至思茅」会齊、宣慰土司駐軍棉僑及辺胞等」、『中央日報』掃蕩報聯合版（重慶）一九四二年六月十九日第五版を参照。辺宣団と龍雲との関係、および活動停滞の実態については、金国光「略憶参加「西南夷苗民族解放大同盟」前後」中国政治協商会議貴州省大方県委員会文史資料研究委員会編『大方文史資料選輯』五、大方・同委員会、一九八九年、一二〇〜一二二頁を参照。

(17) 前掲註15拙稿「苗族史の近代（六）五六〜五八頁、前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢（中篇）二二〜三二頁を参照。

(18) 邵書義「整理」『以角民族小学簡介』政協納雍県委員会文史資料研究委員会編『納雍文史資料』二、納雍・同委員会、一九八九年、一五九〜一六一頁には、「一九四〇年、該校第一屆小学畢業生共三十六人。安慶吾……決定以安慶吾為西南彝・苗代表的身份、向国民党中央教育部写報告、要求將這批學生保送去重慶就中央政治大学附設的邊疆學校。接到国民党教育部同意的通知後、安慶吾除安排有錢人家為自己的子女每人拿出五十塊大洋後、其餘費用均由安慶吾負責。安……親自帶着這三十六個學生步行到畢節後、在畢節包三部汽車一直將這三十六個學生送到重慶。到重慶後、中央政治大学附設邊疆學校不予接收這批學生。安慶吾便叫沈文英……在重慶照顧學生、他又再次去找国民党中央行政院、行政院与陳果夫協商好後、接受了賄賂一床虎皮毯子、一只全架虎骨（價值六百多塊大洋）、旧教育部才再次通知該校接收這批學生、學校才將這三十六個學生收下。在重慶、因帶去的錢用完了、安慶吾叫沈文英……回以角帶錢。二人在回來的途中、被畢節県党部以共產党嫌疑被捕。安慶吾在重慶聽到這一消息、怕受牽連、不敢回家、只得往雲南的鎮雄而去」とある。この記事が、安慶吾・楊砥中の重慶における一九四〇年九月の消息に対応するものであると判断されることについては、前掲註12を参照。

(19) 嶺光電「我在映田特別政治指導区工作的経歴（一九八八年十二月）」温春來ほか主編『嶺光電文集』香港・香港科技大学華南研究中

心、二〇一〇年、下冊二九八～三〇七頁。

(20) 前掲註19嶺光電「我在映田特別政治指導区工作的經歷（一九八八年十一月）」二九八頁。王濟民（曲木倡民）については、拙稿「人類学上より見たる西南支那」を読む―近代中国史研究史料としての鳥居龍藏の旅日記」徳島県立鳥居龍藏記念博物館ほか編「鳥居龍藏の学問と世界」京都・思文閣出版、二〇二〇年、一五〇～一五四頁を参照。

(21) 国民党中央党部総裁蔣介石・副総裁汪精衛に提出した「呈為代表滇川黔三省辺区夷苗土司民意謁誠請纓抗戰並陳述辺民實際痛苦情形懇請改善辺区政治注重夷苗教化尽量扶助開發由（附：呈一件）」（一九三八年九月二六日）、〈西南苗族土司民衆請願案・請准設立西南苗族土司民衆代表聯合駐京辦事処（一）〉、《行政院／総類／公共事務／請願》、国史館藏、入蔵登録号：〇一四〇〇〇〇三四五A（數位典蔵号：〇一四〇〇〇〇六〇二一〇〇〇二）、〇一二一〇一五頁があり、これとは別に、国民政府行政院長孔祥熙に提出した「呈一件為代表滇川黔三省辺区夷苗土司民意謁誠請纓抗戰並陳述辺民實際痛苦情形懇請改善辺区政治注重夷苗教化尽量扶助開發由（附：呈一件）」（一九三八年九月二七日）、同前一一七～一二〇頁、政府主席林森に提出した「呈一件為代表滇川黔三省辺区夷苗土司民意謁誠請纓抗戰並陳述辺民實際痛苦情形懇請改善辺区政治注重夷苗教化等情特抄送查核復由（附一件）」（一九三八年十月二二日）、前掲註9〈西南苗族土司民衆請願案・請准設立西南苗族土司民衆代表聯合駐京辦事処（二）〉、〇三三～〇三七頁があり、これらの他に内政部長何鍵に提出した文面の写しが、内政部から行政院に送られた前掲註9「呈為擬西南夷族沿辺土司民衆請願代表高玉柱等呈請指示今後工作方針暨請呈院准其設立西南夷苗土司民衆代表駐京辦事処並陳述夷苗困苦情形及開發辺区意見一案究應如何統籌辦理請核示祇遵由（附貳件）」（一九三八年十一月四日）の中に収録されている（同前〇八一～〇八三頁）。本史料については、前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢（前篇続）三九～四〇頁、および「同（中篇）」十一～十八頁を参照。

(22) 楊砥中「滇川黔夷苗実察記」『欧亜文化』三一、重慶：中国留法比瑞同学会、一九四〇年八月、四四～四五頁。管見の限りでは楊砥中にとって唯一の公刊論文であるが、論文内容は、前稿までにおける楊砥中に関する議論、および本稿における前掲の関連檔案中に見える内容と基本的に重複し、「夷苗」参政要求は含まれていない。

(23) 「呈為籲請尊重西南夷苗土司民意特為援照国民参政会組織法第三条丁項規定准許高玉柱代表為国民参政会參議員促使全体夷苗貢獻所有力量裨益抗戰建國由（附履歷一件）」（一九三八年九月三十日）（奉交各夷苗代表王濟民及安慶吾等呈為請纓抗戰並懇開發辺区又

「夷苗」連帯の夢

喻杰才等呈請選拔代表為國民參政會參政員及高玉柱等呈送工作報告請示此後工作方針俾得繼續報効國家各案奉諭併交行政院函達查照由（附八件）（國民政府文官處公函渝字第二九三二號）（一九三八年十月六日）、前掲註21（西南苗族土司民衆請願案・請准設立西南苗族土司民衆代表聯合駐京辦事處（一））、〇五五〇五八頁。

- (24) 「各夷苗代表王濟民安慶吾等呈請選拔高玉柱為國民參政會參政員一節無庸置議至各該代表呈請開發辺区各節已發交主管機關核辦函達查照特陳由」（一九三八年十一月十日）、前掲註9（西南苗族土司民衆請願案・請准設立西南苗族土司民衆代表聯合駐京辦事處（二））、〇九〇頁を参照。行政院から國民政府への回答に見える、「國民參政會條例」と符合しないという判断が、具体的には「当該條例の中に夷苗が參政員を推選する規定がない」という行政院秘書長魏道明の認識に基づくものであったことについては、國民黨中央宣傳部からの問い合わせに対する魏道明による一九三八年十月二八日の回答（「為撫安慶吾等呈請改善辺区注意夷苗教化等情特抄送查核選復由」（一九三八年十月二四日）、前掲（西南苗族土司民衆請願案・請准設立西南苗族土司民衆代表聯合駐京辦事處（二））、〇三八〇四三頁）を参照。

- (25) 國民參政會史料編纂委員會編『國民參政會史料』台北：國民參政會在台歷屆參政員聯誼會、一九六二年、一〇六七頁、居伯均主編『中國選舉法規輯覽（第二輯）』台北：中央選舉委員會、一九八五年、一三九〇一四三頁、および郎裕憲ほか編『中華民國選舉史』台北：中央選舉委員會、一九八七年、一九二〇一九頁。國民參政會の歴史的位置付けについては、齋藤道彦「國民參政會と國共關係」同編『中國への多角的アプローチⅡ』東京：中央大學出版部、二〇一三年、八九〇二四二頁、孫宏雲（衛藤安奈訳）「地域代表か？職能代表か？―國民黨の選舉制度」および中村元哉「一黨支配を掘り崩す民意―立法院と國民參政會」深町英夫編『中國議會百年史―誰が誰を代表してきたのか』東京：東京大學出版部、二〇一五年、八五〇一〇三頁および一〇五〇一八八頁を参照。

- (26) 前掲註6薛月順編輯「蔣中正總統檔案・事略稿本」一九四〇年九月二三日条、無記名「中央常會決議設國民大會籌委會、國大召集日期另行決定―二屆參政會限期完成產生手續」、『中央日報（重慶）』一九四〇年九月二六日第二版、および前掲註25國民參政會史料編纂委員會編『國民參政會史料』二〇三〇二〇六頁、居伯均主編『中國選舉法規輯覽（第二輯）』一四四〇一四七頁、郎裕憲ほか編『中華民國選舉史』一九二〇一九頁。

- (27) 前掲註25國民參政會史料編纂委員會編『國民參政會史料』二〇四〇二〇六頁、および居伯均主編『中國選舉法規輯覽（第二輯）』一四四〇一四六頁。

(28) 前掲註14「滇黔川土司民衆代表楊砥中呈国民政府為請指派滇黔川康四省夷苗參政員八名」(一九四〇年十月二四日)、「国民政府文官長魏懷函国防最高委員會秘書庁為滇黔川三省土司民衆代表楊砥中呈請指派滇黔川康四省夷苗參政員八名一案請查照轉陳」(一九四〇年十月二六日)、および前掲註25「国民參政會史料編纂委員會編『国民參政會史料』六三七〜六四三頁。

(29) 孫文の建国構想については、孫文「国民政府建国大綱」(一九二四年一月三日)、「廣東省社会科学院歴史研究所ほか編『孫中山全集』九、北京・中華書局、一九八一年、一二六〜一二九頁(孫文(深町英夫編訳)『孫文革命文集』東京・岩波書店、二〇一一年、三八九〜三九五頁)を、国民大会の開催経緯については、国民大会秘書処編『国民大会実録』南京・同処、一九四六年を参照。

(30) 各種史料を精査すると、すでに高玉柱たちの第一次請願(一九三六年六月)で、陳情内容として列挙されているものに「准许夷苗民族、推選若干代表、参加国民代表大会」という項目が含まれていたこと(前掲註13高玉柱ほか「西南沿辺土司夷苗民衆代表請願意見書」および同「擬治理西南夷族鞏固国防意見書」、また同月に内政部に対して請願がなされた際に、「請参加国民代表大会(大会)」という項目が陳情内容に含まれていたこと(前掲賀伯烈「夷苗概況及夷苗代表來京請願運動(統)」十九頁)、さらに同年八月に内政部に対して補足の請願がなされた際には、「請設法補救夷苗区域選舉法、俾產生夷苗代表、参加国民大会」と、要求の具体化がなされていたことが確認できる(前掲賀伯烈「夷苗概況及夷苗代表來京請願運動(統)」二十頁)。

(31) 「西南沿辺土司夷苗代表高玉柱等請准產生土司夷苗代表参加国民大会」(一九四〇年五月二一日)、〈高玉柱等請准產生土司(土著)夷苗代表参加国民大会〉、《行政院／総類／中央民意代表／国民大会》国史館蔵、入蔵登録号：〇一四〇〇〇〇一一九七九A(數位典蔵号：〇一四〇〇〇〇三〇二一〇〇一一)、四〜七頁。

(32) 前掲註26無記名「中央常会決議設国民大会籌委會、国大召集日期另行決定」、および前掲註29「国民大会秘書処編『国民大会実録』三一八頁。

(33) 前掲註6「薛月順編輯『蔣中正總統檔案・事略稿本』一九四〇年九月二三日条、前掲註26無記名「中央常会決議設国民大会籌委會、国大召集日期另行決定」。

(34) 前掲註31「西南沿辺土司夷苗代表高玉柱等請准產生土司夷苗代表参加国民大会」四頁。

(35) なお、この時期には高玉柱率いる「夷苗」請願運動の同志たち以外にも、西南中国各地の非漢民族エリートたちの中で参政要求が高まっていた。高玉柱たちと並んでこの動きを象徴する人物は石啓貴である。湖南省西部の乾州(現湘西土家族苗族自治州吉首市)

「夷苗」連帯の夢

出身の石啓貴（一八九六―一九五九年）という人物であった。苗族である彼は、一九三六年に郷里の苗族エリートたちと連名で湖南省政府に対して「湘西苗民文化経済建設方案」を提出（同年七月三日省政府委員會議決）するなど、湖北省で各種請願運動を展開した後、一九四〇年六月に行政院と国民政府に対して「湖南土著（＝土著）民族代表」の名義で呈文を送り、「土額（土著定員）代表を指定して（国民）大会に参加」できるようにすることを陳情したのである（「石啓貴」呈「行政院院長札」（一九四〇年六月二日）、「石啓貴呈国民大会代表請設土著名額由」（一九四〇年七月六日）、前掲註31（高玉柱等請准產生土司（土著）夷苗代表參加国民大会、九〇―十四頁）、および「民国二十九年六月二十二日給国民政府主席林森的信」（一九四〇年六月二日）（石啓貴「湘西苗族实地調査報告（増訂本）」長沙：湖南人民出版社、二〇〇二年、六二五―六二七頁）。同呈文によれば、これに先立つ一九三七年春頃の段階で、石啓貴は中央に「快郵代電」の形式で「土額代表」の国民大会参加を陳情したことがあったという（以上、石啓貴の参政要求の歴史の展開と具体的内容については、前掲註4拙稿「苗族史の近代（五）」六―二三頁を参照）。一九三六年七月頃に請願運動を開始し、一九三七年春頃に国民大会への参政要求の声をあげ、一九四〇年六月に再度の参政要求をしたという展開は、高玉柱の動向と軌を一にしている。「夷苗」請願運動が「土著民族」請願運動に影響を与えたか否かという点については、直接それを裏付ける文言は史料中に見えないが、時系列的展開と時間的前後関係からその可能性が十分に推測される。これに関連する諸問題については、本稿第十章第（2）節も参照。

(36) 以上、前掲註1拙稿「『夷苗』連帯の夢（中篇）」三二―三三頁を参照。前掲註11所引の「滇黔川三省土司民衆駐京代表楊砥中二十年十月呈」には、前引部分とは別に「各重要公文在夫子池八十三号被炸燬」という文言が見える。

(37) 前掲註7参照。

(38) 無記名「夷族女傑高玉柱病逝」『新華日報』一九四二年九月二六日第二版（前掲註2温春來「五族共和」之外」二〇二二年、九九頁註2参照）。夏恩祿口述・龍順乾整理「宣慰団」到辺疆活動情況的回憶」中国人民政治協商會議雲南省红河哈尼族彝族自治州委員會文史資料委員會編『红河州文史資料選輯』五、不明…同委員会、一九八五年、二九五頁には、一九四二年七月十五日から数日後に急逝したとあるが、これを旧暦による記述と理解すれば矛盾は生じない。

(39) 「龍雲電蔣中正辺疆宣慰団即行結束請飭各該地駐軍或行政長官具領前請經費就近派員宣慰賑發」（一九四三年一月二五日）、（積極治辺（六）／一五二）、《蔣中正總統文物》／特交文電／領袖事功／國家建設、國史館藏、入藏登錄号…〇〇二〇〇〇〇二〇八八A（數

位典蔵号・〇〇二一〇九〇一〇二一〇〇〇一七一一一)。

(40) 前掲註15彭建華ほか編『納西族人物簡志』一六七頁。

(41) 無記名「西南土司代表謁蔣主席」、『中央日報(重慶)』一九四五年一月二三日第二版、および葉惠芬編輯『蔣中正總統檔案…事略稿本(五九)』台北：國史館、二〇一一年、五一—頁一九四五年一月二二日条。

(42) 「報告四年來西南邊疆工作概況並請求四項乞核示(待秘川字第三六一九〇号)」「一九四五年一月二四日」(「西南邊疆土司民衆駐京代表楊砥中呈軍事委員會委員長蔣中正為報告四年來西南邊疆工作概況及請求事項、(西南邊政/〇〇二)、《國民政府/內政/西南邊境政情/西南邊境政情綜目》、國史館蔵、入蔵登録号・〇〇一〇〇〇〇五〇六八A(數位典蔵号・〇〇一〇五九四〇〇—〇〇〇〇二—〇〇一)、〇〇三頁)、「待秘」川字第三六一九〇号代電(同前〇二—〇三頁)、および「批示(軍事委員會代電待秘字第二六八七七号)」(「照抄西南邊疆土司民衆駐京代表楊砥中致邊疆父老書(一九四五年三月十六日)、前掲註13(黔民楊砥中擅設辦事処)、十四頁)を参照。軍事委員會委員長侍從室については、張瑞德(鬼頭今日子訳)『遠隔操縦—蔣介石の「手令(直接指令)」研究』姫田光義ほか編『日中戦争の国際共同研究(一) 中国の地域政權と日本の統治 慶應義塾大学出版会、二〇〇六年、四九—六九頁、同『無声的要角—蔣介石の侍從室と戦時中国』新北：台湾商務印書館、二〇一七年、および劉維開『導読』樓文淵編『老蔣在幹啥?—從蔣介石侍從日誌解密一九四九大撤退』新北：聯經出版事業股份有限公司、二〇一九年、九—十五頁を参照。

(43) 「報告書(西南邊疆土司民衆駐京代表楊砥中普謁委座簡要報告說明書)」「一九四五年一月二三日(前掲註42「西南邊疆土司民衆駐京代表楊砥中呈軍事委員會委員長蔣中正為報告四年來西南邊疆工作概況及請求事項」〇〇四—〇〇六頁および「照抄西南邊疆土司民衆駐京代表楊砥中致邊疆父老書」十三—十四頁)。原文は「西南邊疆土司民衆駐京代表楊砥中普謁委座簡要報告說明書。(甲) 報告事項。(一) 謹代表西南邊疆土司民衆向委座致最誠摯之敬礼。(二) 四年來工作報告摘要。一、民國三十年、發動邊疆民衆、剿滅股匪詹少武、曾奉委座令一亨「游字第一〇八〇号代電」、嘉獎有案。二、民三十一年、奉准保送軍校、邊疆學生二百四十餘名、現猶在蓉繼續受訓。三、民三十二年、前往演繹及演越邊地、宣揚委座德意、并喚醒邊民、応効忠祖国、勿中日寇及泰國奸計(附致雲南沿邊各土司暨邊民疆衆書一件)。四、民三十二年、會調解邊民械鬪案十餘件、在各該県府均有案。五、民三十三年、在威寧石門坎創辦邊疆中學一所(附創校特刊一本)。六、民三十三年、勸止西黔各県民衆誤會、曾有專案、報請備查。七、民三十三年、暗助涼山土司安良臣、保護美空軍人員、安全出境。(乙) 要求事項。(一) 懇求主座、在指派國大代表二百四十名總額内、確定以二十名為西南邊疆土司夷苗代表

「夷苗」連帯の夢

- (43) (曾經呈奉國大選總統事務所「拳總字第三八九号批示、已彙呈國府核示在案)。(二) 擬懇委座、畀以「川滇東路民衆護路指揮」名義、以便平時護路用策安全、戰時參加游擊(辦法、曾有密件呈報)。(三) 擬懇委座、指定機關或專人、与边疆人士、隨時接洽、以期边疆上達。(四) 擬懇委座、特准在陸大及政大兩校、每期保送、資歷合格之边疆人員二名、入校受訓、以宏作育。以上要求四項、是否有当、伏祈分別指令、祇遵。謹呈委員長蔣。附呈二件。西南边疆土司民衆駐京代表楊砥中呈。中華民國三十四年元月二十二日」である。
- (44) 「陳布雷」呈「一九四五年一月三〇日」(前掲註42「西南边疆土司民衆駐京代表楊砥中呈」)、「西南边疆土司民衆駐京代表楊砥中呈軍事委員會委員長蔣中正為報告四年來西南边疆工作概況及請求事項」〇〇七〇〇八頁、前掲註42「待秘」川字第三六一九〇号代電」および「批示(軍事委員會代電待秘字第二六八七七号)」。
- (45) 「蔣中正電龍雲边疆宣慰团經費准統發拾萬元並飭軍政部轉飭滇局照發」、《積極治边(六)／一五二》、《蔣中正總統文物／特交文電／領袖事功／國家建設》、国史館藏、入藏登錄号・〇〇二〇〇〇〇二〇八八A(數位典藏号・〇〇二〇九〇一〇二一〇〇〇一七一—五二)、一八六頁、「昆明行營边疆宣慰团 華文放送 昭和十八年七月二七日」アジア歴史資料センター・レファレンスコードC一三〇五〇二九六六〇〇、重慶側資料第二一七号「政治」華文資料(边疆) 昭和十八年(防衛省防衛研究所)、および本紙記者「西南边疆土司代表楊砥中暢述边情」《重慶国民公報》一九四五年四月十日版面不明(国立政治大学図書館蔵、政大數位典藏「民国三八年前重要剪報資料庫」<https://contentdm.lib.ncu.edu.tw/digital/collection/38clip/id/70162/rec/3> 二〇二二年十一月二七日閲覧)。当時のタイ国(旧称シヤム国) 政府の大タイ主義的思想とそれに関係した対中姿勢については、前掲註15拙稿「苗族史の近代(六)」七八〜八八頁を参照。
- (46) 前掲註25居伯均主編『中国選挙法規輯覽(第二輯)』六七〜九六頁。
- (47) 前掲註29国民大会秘書処編『国民大会実録』三一八頁。
- (48) 前掲註42「待秘」川字第三六一九〇号代電」および「批示(軍事委員會代電待秘字第二六八七七号)」。原文は「楊砥中君鑑…一月二十日報告悉。茲分別核示如次。(一) 所謂第一項「於国民大会代表中、指定西南边疆土司夷苗代表名額」一節、查国大代表之產生、係以省【区】為主、不便變更、惟為配選边疆人民代表起見、已令内政部研究、酌就所属省份規定名額内、運用配選矣」である。
- (49) 一九四五年四月に、貴州省苗族の張斐然・王玉璽・王建明・陸新鳳ほか、複数の「苗族青年」たちが、貴州省政府に対して「苗族民族国大代表」の選出について陳情したことを示す、以下の史料が存在する。「張斐然等擁護梁聚五為貴州省苗族国民代表大会之

代表致貴州省長楊主席信」(一九四五年四月)、張兆和ほか編『梁聚五文集—民族・民主・政論』香港・香港科學技術大學) 華南研究中心、二〇一〇年、下冊口絵図版二には、「竊查苗夷民族之國大代表、業經西南土司民衆代表楊砥中呈請國民政府主席(蔣介石)、當即獲軍事委員會代電待秘書第二六八七七号略開、「(一) 所謂第一項、於國民大会中、指定西南边疆苗夷代表名額」節、查國大代表之產生、係以省為主、不便變更、惟為配選边疆人民代表起見、已令內政部研究、酌(就) 所属省份規定名額内、運用配選矣。(二) (三) ……略」之批示、准予選派在案。查貴州我苗夷人民、為數三百餘方、以憲法草案之規定、每人口五方、選推代表一名之比例選舉、我苗夷民衆、至少應獲選推代表六名、而於六名之中、我旅渝黔籍苗夷青年、願一致擁護雷山梁聚伍、威寧吳性純為代表、出任此職、代訴民情。…謹呈(貴州) 省政府(主席) 楊(森)。貴州旅渝苗夷族青年・張斐然…〔等總共三十名〕。民國三十四年四月一日」とある。なお、これとは別に、「張斐然等苗族青年擁護吳性純・梁聚五為貴州省苗族國民代表大會之代表請願書」(一九四五年)、貴州省檔案館藏、檔号不明(秦和平『基督宗教在西南民族地区的傳播史』成都・四川民族出版社、二〇〇三年、一九〇〜一九一頁所引) という史料の存在が知られ、両者は同一史料と見られる。当該史料については、すでに前掲註2拙稿「苗族史の近代(七)」十六〜十七頁で論じ、その前提となる楊砥中が受け取った蔣介石の「代電」の存在に注目していたが、その当時は該当する史料を見出し得なかった。その後、これを見出し、改めて検討を加えることによって事実関係を明らかにしたのが、本稿での以上における議論である。なお、本史料とは別に、「旅渝滇籍苗族青年」毛臣忠ほか総計十一名の連署で雲南省政府主席龍雲に送られた参政要求の呈文(写し)が存在し(「照抄毛臣忠等原呈」、前掲註13「准雲南省咨駁黔民楊砥中以边疆土司代表名義散發致边疆父老書及毛臣忠呈請以王弘道為滇省國大代表一案呈請鑑核示遵由」(一九四五年十二月十日)、十頁)、その内容は楊砥中の受け取った蔣介石からの「快郵代電」の引用を含め、前引の貴州省苗族のものと言言が基本的に一致する。この呈文の具体的な日付は不明だが、雲南省政府が内政部にそれを添付したのが一九四五年八月とされるから、それ以前のものであることは明らかである(同前「准雲南省咨駁黔民楊砥中以边疆土司代表名義散發致边疆父老書及毛臣忠呈請以王弘道為滇省國大代表一案呈請鑑核示遵由」四頁)。これら貴州・雲南それぞれの省政府に送られた二つの呈文は、いずれも楊砥中との関係の下で、重慶在住の苗族青年たちによって起草されたものであったと理解される。これら二つの呈文については、「國民大会代表選舉總事務所主任葉楚傖呈國民政府主席蔣中正關於苗族推選國民大会代表各案檢具原件連同調回原呈一併呈請鑑察俯賜併案查核」(一九四五年十二月二十四日)、「國民政府指定國民大会代表案(一)／三〇」、「國民政府／総類／中央民意代表／代表」、国史館藏、入蔵登録号…〇〇一〇〇〇〇〇二四八A(數位典蔵号…〇〇一〇一〇一一一四

「夷苗」連帯の夢

二一〇〇三二一〇三〇）、〇六八〇七〇七〇頁にも言及されている。

(50) 前掲註29国民大会秘書処編『国民大会実録』三一八頁。

(51) 以上については、李亦人編著『西康綜覽』重慶：正中書局、一九四一年、三頁、劉文輝「走到人民陣營的歷史道路（一九六二年）」『走到人民陣營的歷史道路』北京：三聯書店、一九七九年、二六〇―三〇頁、今井駿「劉文輝の西康省経営と蒋介石―大後方における統一戦線の一側面」石島紀之ほか編『重慶国民政府史の研究』東京：東京大学出版会、二〇〇四年、一〇五―一二六頁、および前掲註15拙稿「苗族史の近代（六）」五一頁を参照。

(52) 趙暉「中外交渉と辺疆政争―戦後川康彝区搜救墜機美国飛行員風波」『抗日戦争研究』三、北京：近代史研究雜誌社、二〇一六年、八十八―九一頁。

(53) これに関連する凉山での現地調査については、胡慶鈞「凉山彝区社会歴史調査中的親身経歴」および王曉義「記少数民族社会歴史調査」揣振寧主編『偉大的起点―新中国民族大調査紀念文集』北京：社会科学出版社、二〇〇七年、六四―七三頁および七四―八二頁を、現四川省における当該調査プロジェクトそのものと、本口述が収録された史料を含む関連出版物の編纂・出版に関する諸問題については、松岡正子「四川における一九五〇―六〇年代の民族研究（一）」および「同前（二）」李紹明が語る「中国少数民族問題五種叢書」と政治民族学』愛知大学国際問題研究所紀要』一三七および一三九、名古屋：同大学、二〇一一年および二〇一二年、九七―一五頁および二二五―二四三頁を参照。

(54) 中国科学院民族研究所四川少数民族社会歴史調査組編『沙馬土司簡史及其統治地区的社会經濟概況』涼山西昌彝族地区土司歴史及土司統治区社会概況（資料匯編）北京：同調査組、一九六三年、十一頁（節略・加工されたものが、四川省編輯組編『四川彝族歴史調査資料・檔案資料選編』成都：四川省社会科学出版社、一九八七年、二三頁に収録されている）。原文は「一九四二年、貴州楊繼忠（楊砥中）土司帶（沙馬土司）安登文去重慶拜見過蒋介石和于佑任（于右任）。安登文在重慶大為吹嘘凉山的情况、並宣称組織大小凉山彝胞上前線攻打日本、甚得蒋介石贊賞、臨走時發給六三〇套軍服、三箱銀子、命其在凉山成立軍隊。安登文回來後在（雲南）黃坪組織過軍隊敲榨勒索压迫人民、但并未上前線」である。

(55) 四川省檔案館藏《民国四川省民政庁檔案卷宗》、第五四一八三六五（九）卷の檔案には、「一九四二年一月又有凉山沙馬宣撫司安□□（登文？）等聯名呈請中央開發凉山以支持抗戰、函称……凉山位居川康滇邊区、地広物豊……、自中国建設協進會派委員帥子馨・譚自

新、二君不辭艱險來涼……。〔安〕登文、爰於本（一九四二？）年三月、率土目及頭人等赴渝、恭謁監察院長兼中國边疆建設協進會會長于鶴烈（于右任）……、復謁毛副會長慶祥」とあるとされ（陳征平『近代西南边疆民族地区内地化進程研究』北京・人民出版社、二〇一六年、四一二～四一三頁所引）、無記名「沙馬夷民代表來渝報告辺情」、『中央日報（重慶）』一九四二年二月二日第三版には、「中國边疆建設協會、……去年八月、派有研究委員帥子馨等、前往川康滇交界辺区沙馬一帶考察、歷時半年、日前偕該区夷民代表聶覺啊格（漢名陳廷富）來渝、晉謁中枢當局、報告辺情近況。聞聶覺啊格、係沙馬土司安登文之土目」とある。

- (56) 前掲註54中国科学院民族研究所四川少数民族社会歴史調査組編「沙馬土司簡史及其統治地区的社会經濟概況」一・三・九・十四頁には、「瓦崗原属涼山四大土司之一——沙馬土司統治的地区、……沙馬土司及其官百姓（格節）の祖先原居住於貴州威寧和雲南昭通一帶。明末清初、吳三桂帶兵進剿雲南彝民、当地彝人分作三路紛紛逃進涼山、謀求生路、……滿清皇帝為了「以彝治彝」、便分封沙馬家為「沙馬都督府」（即土司）、……沙馬土司与雷坡楊土司為親家關係、安登俊的女人楊録秀是雷坡楊土司之女。……沙馬土司為涼山四大土司之一、拋伝説沙馬土司原在烏撒（今貴州威寧）受封（朝代不詳）、在貴州居住十一代、清朝初年、……統率涼山。清康熙年間加封為「威鎮涼山都督府沙馬宣慰司」……。沙馬土司の祖先原住於貴州畢節、元朝時封為諸侯、明朝封為貴州鎮雄蠻鄉府土司（叫水西土司）、當時貴州辺境有三大土司、除安家外、還有威寧楊昌府和昭通烏蒙府兩大土司。明朝末年、……安崗（安学成前十六代祖先）被封為元帥、領兵百万与吳三桂打仗、……安崗被打敗、退守雲南、……連統打仗九年、最後安崗戰死、安氏家族紛紛逃亡。安崗有三子、第二個兒子（阿之立莫之、漢名失伝）和第三個兒子（彝那叫阿之立咂之）逃亡貴州（現在（一九五六年）……在西南民族学院工作的安逸夫是阿之立咂之的後代）。安崗の長子（彝名叫阿之立咂之、漢名叫安獲節）當時帶領家族和百姓百餘人逃進涼山、入贅於涼山的沙馬家。……入贅後、安家改姓沙馬、繼承沙馬家的官爵和産業。清康熙四十九年、滿清皇朝封沙馬家為「沙馬宣撫司」とある。安登俊と安登文が兄と弟であったこと、土司の地位は安登文が先に世襲し、その死後に安登俊が継承したことについては、同前十頁および姜先杰「涼山土司研究」北京・光明日報出版社、二〇一三年、七〇一～七〇三頁・七一四頁を参照。「沙馬土司」安氏については、馬林英「涼山沙馬宣撫司興衰歷程及分支現狀論述」『西南民族大学学报（人文社会科学版）』七、成都・同大学、二〇一八年、三四～三九頁を参照。なお、上文にあるように安登俊は「雷坡楊土司之女」を妻としているが、雷坡楊氏について、楊砥中は自身の父親楊懷遠の五代前の楊天釗について「後に雲南昭通・彝良県などの地に暮らし、後に涼山に入り、雷波（坡）などの地の彝族の楊氏となった（天釗後居雲南昭通、彝良等県地、後入涼山為雷波等地彝族楊氏）」と自ら説明している（楊砥中『有関涼山彝族歴史的幾個問題』成

「夷苗」連帯の夢

都：西南民族学院、一九五七年、五頁。この雷坡楊氏の土司家系後裔が楊代蒂（女）であり、一九四七年に嶺光電の妻となっている（爾布什哈「回憶父親嶺光電」前掲註19「嶺光電文集」下冊四九八頁参照。楊代蒂については前掲姜先杰「涼山土司研究」六八二～六八三頁を参照）。つまり、この沙馬土司安登文の陳情から数年後には、さらに楊砥中は同族の楊代蒂を介し、嶺光電とも遠縁の姻戚関係で結ばれることになるのである。楊砥中と涼山との所縁は、血縁・姻戚関係にある各地有力土司家系後裔との個人的関係を通じ、相当に深いものであったと理解しなくてはならない。本稿後篇で論じる予定の一九五〇年における楊砥中の涼山入りと西昌戦役への関与は、この点からも説明されるべきである。

(57) 前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢（前篇）十三～十八頁。

(58) 「呈為擬發起組織西南辺疆民族文化經濟協進會懇祈鑑核備案准予發給許可証並請派員工作由（附呈：組織簡章草案一份、發起人簡明履歷表一份）」（一九三八年十二月一日）、〈雲南高玉柱等組織西南辺疆民族文化經濟協進會案〉、《国民党中央》社会部檔案、中国第二歴史檔案館蔵、檔号：十一（二）—二〇四二、二—二六頁（一部分は中国第二歴史檔案館編『中華民國史檔案資料匯編 五—二・文化（二）』南京：江蘇古籍出版社、一九九八年、三三二—三三五頁に「高玉柱等呈報發起組織西南辺疆民族文化經濟協進會及社会部胡星伯簽呈」と改題して収録）。本史料については、前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢（中篇）三七頁註11を参照。

(59) 前掲註21各史料を参照。

(60) 前掲註2楊耀健「土司夫人伝奇」「土司夫人戴瓊英」には、「重慶下半城望龍門」「股東」「總經理代理」とある。一方、姜建清主編『近代中国銀行業機構人名大辞典』上海：上海古籍出版社、二〇一四年、一四七頁「和豊銀行」（前掲註2温春來「五族共和」之外二〇一八年、二五七頁註145参照）には「總經理」とある。さらに当時これに言及した檔案としては、重慶衛戍総司令部から行政院への一九四六年二月の報告があり、「楊砥中現於合豊銀行充任總經理」という文言が見える（重慶衛戍総司令部部丑（皓）震簡字第〇三八六号代電）（一九四六年二月二日）、前掲註13「黔民楊砥中擅設辦事処」、三三頁）。

(61) 前掲註2楊耀健「土司夫人伝奇」「土司夫人戴瓊英」はそれが抗戦勝利（一九四五年八月）前であることを示唆するのみだが、前掲註60姜建清主編『近代中国銀行業機構人名大辞典』一四七頁「和豊銀行」がそれを「一九四四年十月」と明記している。一方で、朱玉芳「光華之子——我的父親朱煥章」昆明：雲南民族出版社、二〇〇六年、五六頁はそれを抗戦勝利後としており、一致しない。遅くとも一九四六年二月以前の開業であることは、前掲註60「重慶衛戍総司令部部丑（皓）震簡代電」から明らかである。

(62) 前掲註2楊耀健「土司夫人伝奇」「土司夫人戴瓊英」参照。

(63) 龍繩祖については昭通市民族宗教事務局編『昭通少数民族志』雲南民族出版社、二〇〇六年、三五七―三五八頁「龍繩祖」、隴生文については前前書三五四―三五五頁「隴生文」および龍瓏芝（談）「民国少将、暫編二四師師長隴生文家族成員訪談録」吳喜編著『民国時期雲南彝族上層家族口述史』北京・社会科学文献出版社、二〇一四年、三一四―三二〇頁を参照。前掲註60姜建清主編『近代中国銀行業機構人名大辞典』一四七頁は、「和豊銀行：一九四七年十月六日開業、行址設在雲南、最後資本額金圓券十五萬元、董事長龍繩祖、總經理高直卿、一九四九年十二月結束」という項目を設け、「和豊銀行：一九四四年十月成立、行址設在四川重慶、資本一十萬元、總經理楊砥中」とは区別している。両銀行の関係については不明であるが、楊砥中夫人からの伝聞を採録した前掲註2楊耀健「土司夫人伝奇」「土司夫人戴瓊英」の記述を採用するなら、両者は関連を持つ銀行である可能性が考えられる。

(64) 前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢（前篇続）二六―二七頁、および「同前（前篇再続）」十三―十四頁。

(65) 楊砥中の妻が雲南彝良県梭戛（梭嘎、現雲南省昭通市彝良県龍街苗族彝族鄉梭嘎村・拖姑梅村）の彝族土目、芒部隴氏野登支の隴維松の次女隴体智であったことについては、前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢（前篇）十六―十七頁を参照。当時楊砥中が繰り返し昭通を訪れていたことについては、楊忠徳「西南边疆私立石門坎初級中学的創辦及其教学活動」中国人民政治協商會議貴州省威寧彝族回族苗族自治県委員会第二屆文史資料研究委員会編『威寧文史資料』三、威寧・同委員会、一九八八年、一三一頁を参照。

(66) 楊砥中故地（且蘭楊氏土目衙門所在地）の貴州省畢節市大方県八堡彝族苗族郷中箐村（前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢（前篇）」十三―十四頁参照）での筆者による聞き取り調査（二〇一三年五月）によれば、かつて当地村民二人が、楊砥中との関係で重慶の和豊銀行に働きに出っていたとのことであった。

(67) 「公司登記卡片：西南边疆企業股份有限公司」（一九四七年六月九日）、〈公司登記卡片：重慶（十一）〉、〈資源委員会／資源委員会及国内附屬機構／業務／工廠管制〉、国史館蔵、入蔵登録号：〇〇三〇〇〇二二四六〇A（数位典蔵号：〇〇三―一〇三〇四―〇三二二）には、「登記日期：三六年六月九日、……名称：西南边疆企業股份有限公司、所在地：重慶林森路七三号、主要業務：以經營出口貿易（以錫・銅・油・生絲・藥材・茶葉為主）及進口貿易（以五金建築材料・機器・工具・西藥・教育用品等為主）等為業務、資本総額：五十萬元、……主要負責人：（姓名）楊砥中、（職務）董事、（住所）渝林森路七三号」とある。

(68) そして、この過程で重慶において満人官僚後裔（現滿族）の戴瓊英と出会い、新たな家庭を築く。関係者によれば、戴瓊英は私立

「夷苗」連帯の夢

光華大学の「銀行系」(学科)を卒業後に和豊銀行の「会計」(経理係)として雇われていたという(前掲註2楊耀健「土司夫人伝奇」
「土司夫人戴瓊英」)。

(69) 王建明「現在西南苗族最高文化区—石門坎の紹介」『康藏前鋒』四—三、南京・康藏前鋒社、一九三六年、一三三—一三五頁。

(70) 以上については、前掲註65楊忠徳「西南辺疆私立石門坎初級中学の創辦及其教學活動」一二九—一三八頁、張坦「窄門」前的石門坎 昆明・雲南教育出版社、一九九二年、石茂明「基督教循道公会在石門坎傳播的社会分析—近代西方宗教勢力対華「文化侵略」的反思」『貴州民族学院学报』(哲学社会科学版)三、貴陽・同学院、二〇〇〇年、二二—二六頁、前掲註49秦和平「基督教在西南民族地区的傳播史」、東夏ほか主編『貴州石門坎』北京・中国文史出版社、二〇〇六年、沈紅「石門坎文化百年興衰—中国西南一個山村的現代性経歴」瀋陽・万卷出版公司、二〇〇六年、沈紅「結構与主体—激蕩的文化社区石門坎」北京・社会科学文献出版社、二〇〇七年、張慧真「教育与族群認同—貴州石門坎苗族個案研究(一九〇〇—一九四九)」北京・民族出版社、二〇〇九年、羅鋒「烏蒙山区苗族社会非典型現代化運動」昆明・雲南民族出版社、二〇一四年、王乃雯「基督教信仰与「国家」的遭逢—以川黔滇交境「苗族」為例」『漢学研究通訊』三三一—二、台北・漢学研究會、二〇一四年、八—十八頁、黄宣衛ほか主編『国家、族群与基督教—西部苗族調查報告』台北・唐山出版社、二〇一六年、馬玉華「区域文化与社会變遷—威寧・石門坎・苗族」合肥・合肥工業大学出版社、二〇一六年、汪牧耘「中国・石門坎の觀光資源化—異なるアクターが見出す価値のせめぎ合い」東京・法政大学修士論文、二〇一八年、汪牧耘「中国・石門坎の觀光資源化—政府と諸アクターの相互作用に着目して」『白山人類学』二二、東京・白山人類学研究會、二〇一九年、一三一—一五一頁、黄淑莉「苗族、基督教与現代性—石門坎的民族学研究」『歴史人類学』十七—一、香港・香港科技大学華南研究中心、二〇一九年、六七—一二二頁を参照。三省境界地域におけるキリスト教伝道史と石門坎を含む非漢民族社会へのその影響については、楊漢先「基督教在滇・黔・川交境一带苗族地区史略」(貴州省民族研究所編『民族研究參考資料』(十四)、貴陽・同研究所、一九七九年、楊漢先「基督教循道公会在威寧苗族地区传教始末」中国民族政治協商會議貴州省委員会文史資料研究委員會編『貴州文史資料選輯』七、貴陽・貴州人民出版社、一九八三年、九六—一〇四頁、前掲註15拙稿「苗族史の近代(二)」五九—七十頁、前掲註2拙稿「同前(七)」および「近代「苗夷」精英的自我認同」、福本勝清「中国内地会の雲南伝道戦略」氣賀澤保規編『雲南の歴史と文化とその風土』東京・勉誠出版、二〇一七年、一九九—二〇四頁、胡其瑞「中国西南苗族基督教与国家(一九〇〇—一九六〇)」新北京・台湾基督教文藝出版社有限公司、二〇二二年を参照。

(71) 前掲註61朱玉芳『光華之子』。石門坎の教会学校が輩出した苗族エリート全般については、陶紹虎編『從石門坎走出来的苗族先輩們』昆明・雲南民族出版社、二〇〇七年を参照。

(72) 《威寧苗族百年実録》編委会編『威寧苗族百年実録』威寧・同編委会、二〇〇六年、三〇四～三〇五頁、および前掲註70馬玉華『區域文化与社会変遷』三三四～三三七頁。

(73) 前掲註70諸研究。

(74) 唯一の例外は、石門坎苗族の当事者の一人である楊漢先が、往時の石門坎を回顧する中で以下のように楊砥中についてやや詳しく言及し、それを歴史的に評価した以下の内容である。「抗日戦争前夕、雲南少数民族大土司高玉柱・喻杰才、打著『西南夷苗土司民衆代表』的招牌、投靠国民党蒋介石、取得蒋介石的歡心、給予一定的爵祿。我省畢節県有個土司楊砥中、見此情景心也紅了、於是抗日戦争開始後当了高・喻二人的隨員参加活動。不久、高玉柱・喻杰才相繼死去。楊砥中看到晋升之階時機已到、於是扛起高・喻二人打過的爛招牌、奔向国民党反動政府去朝見主子、從此楊砥中便掛上了『西南夷苗土司民衆代表』的招牌。此人〔楊砥中〕野心不小、眼見頂上一頂桂冠、又獲得了爵祿、但頗不滿意、還想高升一步、於是把家中多年剝削人民所得資財、變為貨幣、在重慶開辦和豐銀行、自任經理。為了招降納叛、籠絡爪牙、擴大勢力、導向天開的各処尋找政治投資、結果石門坎教会被所發現、這是楊砥中最理想的投資場所。從此楊砥中和石門坎教会密接往來、……從此楊砥中便打入石門坎教会、石門坎中学便美其名曰『西南边疆民族中学』（前掲註70楊漢先『基督教在滇・黔・川交境一带苗族地区史略』二八～二九頁）。当事者は、楊砥中が高玉柱の繼承者となったという「夷苗」請願運動の基本的経緯を、当時の現状認識を踏まえてきわめて正しく理解していたのである。しかし、それを指摘しながらも、石門坎への中学校設立を楊砥中の野心実現のためと評価するのは、本稿でのここまでの議論から明らかのように、あまりに一面的に過ぎる。楊砥中はずでこれ以前に、重慶を舞台として高玉柱と共に「夷苗」請願運動を展開し、辺境の教化を含め、様々な陳情と実践を繰り返していた。しかも、本稿において以下で明らかにするように、少なくともその影響については、石門坎という一点にとどまるものではなかったからである。

(75) こうした研究上の問題点は、三省境界地帯の非漢民族社会の近代史研究の先駆である潘先林『民国雲南彝族統治集團研究』昆明・雲南大学出版社、一九九九年が、彝族という枠組みに縛られて、彝族エリートと密接な関係を有しつつ同時期に急速な社会上昇を実現した苗族エリートの存在を視野から漏らしてしまっていることにまでさかのぼって認められる。昨今になり、ようやく両者の関係

「夷苗」連帯の夢

を視野に入れた近代彝族史研究（前掲註2 温春来「五族共和」之外）や近代苗族史研究（前掲註70 胡其瑞『中国西南苗族基督教与国家』が現れ始めているが、結局は前提として特定民族への関心があり、事前に枠組みが設定されているので、議論される内容にも自ずと限界が現れる結果となっている。

(76) 前掲註65 楊忠徳「西南辺疆私立石門坎初級中學的創辦及其教學活動」一三二～一三三頁、および前掲註61 朱玉芳「光華之子」五三～五六頁・二二四頁、および朱煥章「自述（一九五二年七月十二日）」同前書三三〇～三三三頁「附録二」。なお、楊忠徳「西南辺疆私立石門坎初級中學的創辦及其教學活動」と朱玉芳「光華之子」によれば、開校後数年は楊砥中が不定期に石門坎を訪れて視察、講話をし、彝族の董事たちとともに経費を供出したが、一九四五年八月の終戦後になると、楊砥中が重慶で銀行経営（前述）を始めて資金が必要になったという理由で、次第に経費の供出を渋るようになり、学校経営は行き詰まったことである。

(77) 前掲註70 楊漢先「基督教在滇・黔・川交境一帶苗族地区史略」二九頁。原文は「教会対楊的接待与洋人同等、是貴賓的待遇。循道公会竟然把昭通洋人的住室長期給楊住下」である。

(78) 隴体芳については、隴承弼「隴体芳先生事略」『烏蒙彝族文化』十二、昭通・昭通市彝学学会、二〇一四年、八七～九八頁、昭通市地方志辦公室編纂『昭通人物志』昆明・雲南人民出版社、二〇一九年、三二六～三二七頁「隴体芳」を参照。梭戛土目隴氏については、韓忠ほか整理「彝良梭戛郷彝族社会歴史調査」中国科学院民族研究所雲南民族調査組ほか編『雲南彝族社会歴史調査（彝族調査材料之一）』不明・同調査組ほか、一九六三年、一五〇～一六三頁、隴承弼ほか編著『芒部野登隴氏考』不明・編者自刊、二〇〇九年、および隴賢君「彝族芒部源流史」昆明・雲南人民出版社、二〇一七年を参照。

(79) 前掲註65 参照。

(80) 「隴維垣碑文」前掲註78 隴承弼ほか編著『芒部野登隴氏考』二八頁を碑文によって補正（二〇一六年九月筆者現地調査）。原文は「皇清庇贈儒林郎隴公諱維垣老大人之墓。男体芳・胞姪体要全立。光緒三十三年七月十九日。吾胞弟維垣、字樹藩。生於光緒癸未年三月三十日酉時、卒於丙午年六月初十日申時、享年二十四歲。娶貴州畢節鼎大屯土司余公雨生之女為室、生子体群、幼孀。族議以胞姪体芳立繼、承其禮祀。吾弟自幼智慧、同歲失怙、三歲失恃、孤弱可憫。其一生処家受苦、情狀不忍為之細述也。年甫七歲、經書讀畢、十有二歲、負笈遊學、歷年在外、歲暮歸家一次。独自勤學、無須勸勉。每說詩至蓼莪諸篇、廢書痛哭、悲父母之早歿不得終養。……至十有五歲、初進文場、屢刻前茅。試官評以氣清筆暢、前程遠大為。国朝變法、停科筭棄八股、而博採東西洋新學。弟力圖上進、於

丙午春負笈東遊日本、不幸行至鄂省宜昌府、因染暑症、卒於宜昌之高陞棧內。同友殯殮、在彼、郵函報即、着人搬柩回籍、安厝於拖姑妻(梅)。予今修其墓、応情人代作碑序。予不拘俗例、按其実跡、而自為之序焉。藍翎遊府銜補用副府現署理鎮雄營左軍守府胞兄維邦立。州附貢胞兄維松序書」である。当該史料を含め、校夏隴氏を主題とした考察は、機会を改めて試みたい。

- (81) 前掲註78昭通市地方志辦公室編纂『昭通人物志』三二六～三二七頁「隴体芳」を参照。隴体芳が卒業した小学校が石門坎光華小学であるか否かは不明。隴体芳の大学進学については、「捭説、校夏大地主(彝良県、姓隴)培養他的兒子隴体方到浙江大学読書、是通過洋人(宣教師)幫助匯錢去的」とされ(前掲註70楊漢先『基督教在滇・黔・川交境一带苗族地区史略』一二三頁)、教会からの資金援助によるものであった可能性がある。

- (82) R. Elliott Kendall ed. *Eyes of the Earth: The Diary of Samuel Pallard*, London: The Corgate Press, 1954, pp. 94-95, 102, 160 (中文訳書の柏格理ほか著・東人達ほか訳注『在未知的中国』昆明：雲南民族出版社、二〇〇二年を参照)。「三兄弟」とは、この時期に隴維垣は留学・逝去前であるから、隴維邦・隴維松(隴体芳父)・隴維垣三兄弟を指すものであろう。「科拳の学位を得ている」という人物は、「武拳」を受験したとされる隴維邦であらう。「彼(校夏の大領主)の息子」とは、経歴・年齢から見ても、校夏隴氏の中で隴体要の他には考えられないから、その父親である「校夏の大領主」は隴維松と見られる。その場合、「彼の」娘」は年齢から見ても、隴維松の長女の隴体慧、もしくは次女の隴体智とならう。もし隴体智であれば、それは楊砥中の妻であるから、楊砥中の石門坎への関与は、隴体芳のみならず、妻の隴体智の所縁によるものでもあったことになる。校夏土目隴氏については、前掲註78諸文献を参照。
- (83) 以上の議論に関連して言及すべきものとして、当時の各地彝族土司家系後裔たちの学校設立と教育実践に対する熱意という問題があるが、紙幅の都合により省略し、別の論考で機会を改めて論じたい。

- (84) 前掲註70楊漢先『基督教在滇・黔・川交境一带苗族地区史略』二二頁。
- (85) 同前十七・二五頁。

- (86) 馬毅・顧頡剛(提)「建議訂正上古歷史漢族驅逐苗族居住黃河流域之伝説以掃除國族團結之障礙案(一九四一年六月、教育部边疆教育委員會第二屆第一次全体會議)」、(蒙藏司(改提)「建議訂正歷史上有關障礙國族團結之伝説案(一九四一年七月、教育部史地教育委員會第二次全体會議)」、教育部編『教育部史地教育委員會概況』二、重慶：同部、一九四一年、一四八～一四九(十五～十七)頁。原文は「某省某区(密)曾有大規模苗族復興運動、主其事者皆為國內外專科以上學校之學生(名密)強調民族五千年前為中國主人翁、

「夷苗」連帯の夢

居住黃河流域、被漢族所驅逐、遂致式微、故宣伝一律使用苗語、苗文、讀苗書（実并無文字）、穿苗族服装、禁止与漢族通婚、并分遣代表至各省宣伝、以期恢復故土復興苗族」である。本史料およびその関連史料をめぐる議論と、ここでいう「某省某区（密）」が貴州石門坎であるという考証については、前掲註15拙稿「苗族史の近代（上）」五九〇～七六頁を参照。

(87) 前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢（前篇続）一三二～一四頁。

(88) 報告に見られる内容の中で論じ残したものに、報告の筆頭項目に置かれた、楊砥中の郷里での治安維持の実績に関する記述がある。「匪賊の詹少武」は、先に紅軍殘党の「土匪」ないし「緑林」に対する鎮圧問題を論じた際、史料において彼らの頭目として現れた「詹紹武」その人（前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢（前篇再続）七〇～九頁、三七〇～三八頁）であることは間違いない。詹紹武については不明な点が多いが、地方志の人物伝によれば、四川省瀘県（現瀘州市）の農家庭出身の人物で、一九三五年秋から阮俊臣（三省境界地域を活動域とした武装勢力の頭目、同前拙稿参照）に随い、その武装勢力が紅軍によって再編された「抗日救国軍第三支隊」に参加して、雲南省鎮雄県母享・黒樹一带を根拠地として游撃活動を展開するなどした後、一九四〇年九月に母享游撃隊の司令員となり、以後、三省境界地域を転戦し、同年十二月初めに游撃隊の第二・三・四大隊を率いて鎮雄・畢節境界地域の黒樹・魚洞・水箐口一带に潜伏していたところ、同月中旬に葛蒲田で畢節保安団の第二・四団に襲撃され、母享の劉家山へ脱出したものの、翌一九四一年一月中旬、游撃隊第四大隊大隊長王伯川の裏切りにより、詹紹武は母享の鍋圈岩で捕えられ、連行後、鎮雄県城で処刑されたという（前掲註78昭通市地方志辦公室編「昭通人物志」三六九～三七〇頁「詹紹武」参照）。その捕縛と勢力の殲滅について、三省境界地域の史料中に楊砥中の名前は全く見えない。また、一九三〇年代後半に三省境界地域を混乱に陥れ、楊砥中と対立した「土匪」ないし「緑林」の詹紹武・黄華先・阮俊臣・趙文海が、一九四一年一月から同年十月にかけて相次いで捕縛、処刑され、各地の「游撃隊」が一掃されたことは、中共鎮雄県党史研究室編「中国共产党鎮雄県歴史（一九三〇—一九五〇・四）」昆明・雲南省新聞出版局、二〇一三年、一五四～一五六頁を参照（同書に「黄華福」と記される人物が「黄華先」の誤植であることは、鎮雄県志辦公室編「鎮雄人物志」鎮雄・同辦公室、一九九〇年、九八～一〇〇頁「黄華先」を参照）。ただしこの事実に関する種々の関連記事においても、楊砥中の名前は一切言及されない。楊砥中が蔣介石への報告においてこれを自らの実績としたことの当否については、とりあえず不明としておく他はない。

(89) 前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢（中篇）二二～三十頁。

(90) 前掲註2拙稿「同前(七)」および「近代「苗夷」精英的自我認同」ですでに論じたところである。

【図版出典】写真1・前掲註5「西南土司代表普謁蔣委員長」、写真2・前掲註10「推定書」(筆者撮影)(二〇一六年十二月)、写真3・筆者撮影(二〇〇九年九月)、写真4・前掲註41「西南土司代表謁蔣主席」、写真5・前掲註43「報告書(西南辺疆土司民衆駐京代表楊砥中普謁委座簡要報告説明書)」(国史館提供)、写真6・前掲註49張兆和ほか編『梁聚五文集』下冊口絵図版二、写真7左・雲南省昭通市龍氏家祠展示室写真パネル(筆者撮影)(二〇一六年九月)、写真7右・前掲註78昭通市地方志辦公室編『昭通人物志』二七八頁「隴生文」挿図、写真8・9・W. H. Hudspeth, *Stone Gateway and the Flowering Miao*, London: The Corgate Press, 1937 口絵図版・六十頁挿図、写真10・前掲註70張坦『窄門』前的石門坎」口絵図版、写真11・前掲註61朱玉芳「光華之子」二十頁挿図、写真12・14・15・筆者撮影(二〇一六年九月)、写真13・前掲註78隴承弼ほか編著『芒部野登隴氏考』口絵図版。

【謝辞】本稿は、平成二七〜二九年度日本学術振興会科学研究費・基盤研究(C)「中国共産党と多民族史論」(研究代表者・吉開将人、研究課題番号・一五K〇二八八六)、および平成三〇〜令和二年度日本学術振興会科学研究費・基盤研究(B)「一九四九年前後の西南中国民族エリート覚醒と帰趨に関する史料批判主義的再検討」(研究代表者・吉開将人、研究課題番号・一八H〇〇七一八)による研究成果の一部である。内容の一部は、口頭報告「西南民族運動の先駆―民国女傑高玉柱伝」(北海道大学東洋史談話会第二五三回談話会、二〇一〇年十二月八日)、および「近代「苗夷」精英的自我認同―「古苗疆走廊」在国族建構中的転型」(「一带一路」視野下的中国西南文化走廊專題研討会(貴州大学)、二〇一七年四月二九日)で発表し、参会者から有益な意見を賜った。史料調査に際しては、国史館、中国国民党文化伝播委員会党史館、中央研究院傅斯年圖書館、国立台湾大学圖書館(以上、台北市)、および中国国家図書館(北京市)に便宜をはかっていただいた。中国国内各地での聞き取り調査に際しては、現地でも偶然出会った地元諸氏から、多大な援助を賜った。以上、感謝の意を表したい。

【追記】前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢(前篇再続)六五〜六六頁の【前篇続】訂誤一覽(4)では、近年の地方志に現れた楊砥中の

「夷苗」連帯の夢

伝記記事として、前掲註2中共畢節市七星関区委党史研究室ほか編『七星関区史志人物選』の内容を紹介した。その後、さらに同前畢節市地方志編纂委員会編『畢節地区通志(十)』にも、以下の記事が収録されていることに気付いたので、ここに紹介しておく。

楊砥中(一九〇八—一九六五)、清末畢節林口人、彝族、出身於土司家庭。一九三五年、任畢節保安大隊長、与中共貴州省工委交通員徐健生結識。一九三八年初、国民党畢節当局召開會議決定逮捕徐健生、楊砥中散会后騎馬急馳三十餘里趕到田壩橋告知徐健生、并提供方便、使徐健生得以逃脫。這一年、国民政府修築川滇公路、国民党畢節專員公署負責赤水河至威寧團、時築路民工發生疾病、造成民工時有死亡。楊砥中於是出資在工地設置診所、免費為民工治療。一九四〇年、土匪搶劫、火燒林口街、被害街民生活無着、楊砥中開倉濟糧、為其佃戶無償提供木料重建房屋。冬、給貧民發布匹·衣服、使貧民渡過寒冷的冬天。一九四二年、楊砥中与族人楊維宇、内親隴体芳等人籌資創辦威寧石門坎民族中学、任董事長。一九四四年、中共中央委派徐特立赴貴州檢查指導貴陽八路軍辦事処工作、住在楊砥中的貴陽公館、出入安全得其保護、并安全離開貴陽。後來、楊砥中辞去畢節縣保安大隊職務、在雲南·四川·西康等地從事提高西南彝·苗族社会地位的活動、与高玉柱·喻杰才被推為西南邊疆民族代表团代表、赴南京向国民政府請願、為代表团駐南京辦事処代表。其間、為川·滇·黔·康少數民族學生赴京考学和就讀提供諸多方便、同時對就讀於国立辺疆學校的少數民族學生給予經濟支持。一九四七年、被推選為少數民族國大代表、常活動於川·滇·黔·康少數民族地区、為爭取少數民族的平等待遇、促進民族地区經濟社会文化發展作出貢獻。新中国成立後、楊砥中被安排到西南軍政委員會民族事務委員會工作。一九五四年調西南民族学院從事彝族歷史研究。一九五七年、因楊砥中曾在一九四〇年十月在重慶接受蔣介石召見、被蔣授予川滇黔辺区会剿紅軍游擊隊的「剿匪司令」、被定為反革命。一九五八年被逮捕判刑。一九六五年病故於獄中。一九八〇年、經畢節地区中級人民法院復查、裁定無罪。一九八一年、中共西南民族学院委員會恢復楊砥中愛國民主人士的榮譽。

両記事の内容を比較すると、これが前者の文中表現の不一致を修正し、冗長な文章を削るなど、文章を整える工夫を経て仕上げられたものであることは明らかであるが、後者には前者に見えない若干の情報が盛り込まれていることも見逃せない。これらの地方志への収録・公刊は、楊砥中の事績に対する地元での再評価を意味しており、喜ばしいことである。しかしながら、今回本稿で扱った時期と関連する内容について見ても、欠落している情報が多く認められる。今後の続篇で議論する予定の内容についても、同様な状

況がある。訛伝を正し、削られたものを補い、中国近現代史の中に位置付けることによって、歴史学の成果として楊砥中の伝記を完
成させ、さらに進んで中国近現代史に新たな問題提起を試みることは、なおも本稿に課された役割である。

『聖徳太子十七憲章并序註』について

金 沢 英 之

はじめに

『聖徳太子十七憲章并序註』（以下『憲章序註』）は、『日本書紀』に厩戸皇子（聖徳太子）の撰とするいわゆる十七
 条憲法の各条を注し、これに序を付したもので、現存する最古の十七条憲法注釈と目されている。聖徳太子の伝記と
 関連資料からなる『異本上宮太子伝』とあわせて一冊をなすかたちで伝来したものである。

『異本上宮太子伝』は、①『日本書紀』にもとづく太子関連記事に若干の独自記事を加えた太子伝、②唐・衡山の慧
 思が、達磨より東方への伝法を促され、七代転生の後に「倭国之王家」に生まれかわったとする伝（大唐国衡州衡山
 道場釈思禪師七代記）、③思託撰の鑑真伝（大唐伝戒師僧名記伝）より、天台智顛の師たる慧思に関する部分の抄
 出、④慧思の遠忌に関する伝（釈思禪師遠忌伝）の各部から構成され、①の首部を欠くため本来の題名は不明だが、

『聖徳太子十七憲章并序註』について

『異本上宮太子伝』と呼びならわされてきた。伝本には黒川春村による影写本が二種現存し、それぞれ広島大学図書館および日本大学総合学術情報センターに所蔵されている。⁽³⁾ いずれも『憲章序註』を併せて収録する。広島大学本は『異本上宮太子伝』の部分が『聖徳太子全集』第三巻に「上宮太子伝」の題で、また『寧楽遺文』に「七代記」の題で収められ、『憲章序註』の部分が『聖徳太子全集』第一巻に収録されている。日本大学本については、この本が春村の養子真頼の子、真道の所蔵となっていた明治四十五年三月に再転写された一本が東京国立博物館に蔵されており、東京国立博物館デジタルライブラリーより閲覧できる。⁽⁴⁾

春村影写の底本は現在所在不明だが、『憲章序註』第一条の注釈に存在する空白部分（後述）には、知恩院本『上宮法王聖徳帝説』末尾に見えるものと同じ草名が存在する。この草名は永承五年（一〇五〇）十二月九日の「法隆寺五師千夏田地讓狀」のものと同じであることから、十一世紀半ばの法隆寺僧千夏のものと同定されており、⁽⁵⁾ 『異本上宮太子伝』現存影写本の原本も千夏の所持本であったと推定される。また、『憲章序註』全体の末尾には「書主僧〔聞〕員」と書写者の署名があるが、聞員については不明。ただし、書風から書写自体も平安中期頃と考えられている。⁽⁷⁾

『憲章序註』の構成は、冒頭に「聖徳憲章序」と題された序文が置かれ、つづいて「上宮聖徳太子憲法十七条御製後註」として、十七条の憲法本文と、本文中に細字双行で挿入された注を載せる。「御製後註」の意味するところは、この註が皇族の手になることを示すものか、やや不審である。あるいは「御製」は十七条憲法が聖徳太子の作であることを言ったもので、それに対する後註の意か。

注釈部分に入ると、第一条は本文「一曰、以和為貴、無忤為宗」を記した後、三行半あまりの空白があり、「人皆有党、亦少達者」の部分欠いて、つづく「是以或不順君父、或也乍違于隣里」から再び本文とその注が始まっている。

おそらく原本のさらに祖本の段階でこの部分が欠失していたか、あるいは後に補われるべきものが何らかの理由で補われないままになっていったかと考えられる。他にはそうした大きな欠落はなく第十七条まで本文と注がつづき、末尾に「(聖) 徳太子十七憲章一卷并序註 書主僧(聞)員」と記されて終わる。

本稿では、この『憲章序註』について、最澄『天台法華宗付法縁起』との関係や内容の分析から、およその成立時期を推定し、序文に描き出された聖徳太子像の検討とあわせ、そのような時期に本書が有した意味について考えてみたい。

一 最澄『天台法華宗付法縁起』との関係

現存する影写本の原本が書写された平安中期以前のいつ『憲章序註』が成立したのかは不明だが、弘仁四年(八一三)頃に一応の成立を見た⁸⁾とされる最澄撰『天台法華宗付法縁起』(逸書、以下『付法縁起』)には、『憲章序註』の部分が引かれていたらしい。そのことは、訓海『太子伝玉林抄』(二四四八、以下『玉林抄』)に、
傳教大師付法縁起引明一傳云、十一月^ト、又十二階次第^{ニハ}徳・仁・禮・義・智・信云々、取意⁹⁾とあり、『日本書紀』推古天皇十一年条には、

十二月戊辰朔壬申、始行冠位。大徳・小徳・大仁・小仁・大禮・小禮・大信・小信・大義・小義・大智・小智、并十二階。

とあって、官位十二階制定の月を十二月、十二階の次第を大小の徳・仁・礼・信・義・智とするのに合わず、他にも

『聖徳太子十七憲章并序註』について

同様の月次・次第を記す資料が見えないなかで、『憲章序註』の序にのみ、

即位十一年癸亥冬十一月、始製十二階之冠位也。是国家賜冠位之始也。所謂大徳・小徳・大仁・小仁・大禮・小禮・

大義・小義・大智・小智・大信・小信也

と、『玉林抄』に見える『付法縁起』の取意文に一致する制定月次および十二階の次第を有することからそう推定されてきた。⁽¹⁰⁾

ただし、『玉林抄』はこれを「傳教大師付法縁起引明一傳」として引く。ここにいう「明一伝」とは、東大寺僧明一（七二八〜七九八）によって著された太子伝のことで、後世散逸したが多数の太子伝関連書に引用されており、佚文の多くが『異本上宮太子伝』の①太子伝の部分に相当することから、①こそが「明一伝」であったと考えられている。⁽¹¹⁾

正和三年（一三一四）の法空『聖徳太子平氏伝雜勸文』上「有名有氏伝」⁽¹²⁾に、

聖徳太子傳。

大和州諾良都東大寺法相宗沙門釋明一撰。

此傳者、法花付法縁起中、讚太子段ニハ不略ニ一字、被レ載ニ此傳一。

とあり、『付法縁起』には「明一伝」が全文引用されていたことが知られるが、『玉林抄』が『付法縁起』から『憲章序註』の序文を引く際に、これを「明一伝」として引いたのは、『憲章序註』が「明一伝」と見分けがたいかたちで『付法縁起』に載せられていたからかと考えられる。⁽¹³⁾

なお、『玉林抄』推古十二年条の十七条憲法のくだりには、『憲章序註』の注釈部分も「明一伝」として多数引用されている。もしもこれらが『付法縁起』に引かれたものの孫引きではなく、『異本上宮太子伝』と同じかもしくはそれ

に近い形で「明一伝」と『憲章序註』を併收し、独立して行われていた一本から引かれたものであったとすると、序のみを「付法縁起引明一傳」として引く理由がわからない。したがって、『憲章序註』も「明一伝」同様、注釈まで含めた全文が『付法縁起』に引かれていたと考えるべきだろう（補考）¹⁴（参照）。

具体的にどのようなかたちで『付法縁起』が『憲章序註』を載せていたのかは不明と言うほかないが、『付法縁起』は草稿本であった可能性が指摘されており¹⁵、たとえば、「明一伝」の十七条憲法条の前後に参考として添付されていたものが、伝写の際に混同されたような事態も想定される。

あるいは、『付法縁起』には『異本上宮太子伝』の②に該当する文も引用されていたことが佚文から知られ（古江注（8）前掲論）、さらに最澄の弟子の光定『伝述一心戒文』（承和二年（八三五）もしくは三年の成立）¹⁶）には、①が「上宮厩戸豊聡耳皇太子伝」として、②が「大唐国衡州衡山道場积思禅师七代記」として、そして③が「大唐楊州龍興寺和上鑑真名記伝」として引かれていることから、『付法縁起』には少なくとも『異本上宮太子伝』の①②③の部分が引用されていたことが推定される。それに『憲章序註』を加え、現存の影写本に近いかたちでの配列が、すでに『付法縁起』の紙上に見られた可能性も考えられる。その場合には、①「明一伝」につづけて一連の資料が引かれていたのを、訓海が『憲章序註』までを含めてすべて「明一伝」からの引用と見誤ったのかも知れない。

いずれにせよ、『付法縁起』に『憲章序註』が引かれていたものとすれば、その成立は『付法縁起』が一応の体裁を成したと考えられる弘仁四年（八一三）頃よりも以前のこととなる。養老四年（七二〇）の『日本書紀』の成立から一世紀を降らない期間に、資料的状况からは絞りこまれる。

次節では、『憲法序註』自体の内容面を分析しつつ、さらにこの点を掘り下げてみたい。

二 注釈・序文をめぐる

『憲章序註』の注釈部分について見た場合、その成立と関わってまず注意を惹くのは、第二条（「篤敬三宝」）に付された注である。第二条は十七条憲法の中で唯一仏法に関するもので、『憲章序註』が仏法に言及した注釈もこの条に集中している。そのうち「三宝者仏法僧也」の句に付された注は、全注釈中最も長文ものとなっている。以下にその部分を掲げてみよう。なお、注釈の文章は漢文としては破格が多く、誤字・脱字・衍字と思われる箇所もあって難解なため、長くなるが訓読を付して稿者の理解を示しておく。

一生之寶小寶也。三尊之寶大寶也。是故犯佛寶者、三大阿僧祇劫墮大極獄、終无出期。假令大八三千世界為之微塵、其數難量也。彼三大劫之曆數甚過此也。復次犯法寶者、三中阿僧祇劫得中極苦也。復次犯僧寶者、三小阿僧祇劫墮小極獄也。小極獄者、雖小極獄受苦无量、酷同大中也。是只有犯三内一可辨。若盡犯三三者、更非所說。又三寶雖一鉢、而有上中下也。雖有上下、而佛與法不離僧、々與法不離佛也。譬如商人異歌同志而其事成也。是故礼佛一不亦不受法僧皆受。礼僧亦不受佛法皆受之。礼法亦不受佛僧皆受之。是故礼拜□□三。二者不足礼拜、及得不至誠之罪也。正天子已下達於庶人再拜之。為以者何。人□□□天地所行、亦法於天地也。所以天子再拜者、德合天地、明齊日月也。所庶人再拜者父母之也。父母亦於子配天地也。人子我祖、我子人祖也。故□父母□□非者得不孝之罪也。但子更不舉也。師弟子、兄弟之義亦復如是。師故必非賢、亦非尊。弟子故終非遇、亦非卑。兄弟故非貴、亦非強。弟故非賤、亦非弱。不畏後生者所謂無愧而已。亦神祇四拜也。所以神四拜、象四方之義也。礼

曰、再拜也、尊神靈等亦再拜之。或人、靈四拜者得失各殊。所取万宇故不繁多述。孔子曰、事死如事生也。故再拜□。但鬼神者雖天地之樞、不具其德故一拜之。然父母之靈亦鬼之。然而其數非然。亦於三寶應覺三聚淨戒也。三寶者、歸佛故諸惡皆斷、諸善隨喜。所以滅无量罪、得无量福。歸依法故諸捨懈怠、諸習勇猛。所以永離邪心、成就慧眼。歸依僧故他以身心為己身心、己以財智為他財智。所以恒求勝法、常逢善友也。非值遇諸佛之難、不相應善友之易也。佛道遠曠、任人多區。略發一隅、以示後生也。三聚淨戒者、攝律儀戒・攝善法戒・饒益有情戒也。三者三々也。過去三世・現在三世・未來三世也。聚者會、々者覺也。淨靜也。戒道也。□於三界觀也。三世苦樂真道能明觀了、自覺々他、俱乘靜道。是名三聚淨戒者也。

(訓み下し)

一生の寶は小寶なり。三尊の寶は大寶なり。是の故に佛寶を犯す者は、三大阿僧祇劫に大極獄に墮ち、終に出期無し。假令たとへば大八三千世界切、之れを微塵と為すに、其の數量り難し。彼の三大劫の曆數甚だ此に過ぎたり。復た次に法寶を犯す者は、三中阿僧祇劫に中極苦を得るなり。復た次に僧寶を犯す者は、三小阿僧祇劫に小極獄に墮つるなり。小極獄は、小極獄なりと雖も受苦无量にして、酷かきこと大中に同じ。是れ只三の内の一を犯すこと有るのみと弁わかふべし。若し盡ことごとく三を犯す者は、更に説く所に非ず。又、三寶は一躰なりと雖も、而も上中下有り。上下有りと雖も、而も佛と法とは僧を離れず、僧と法とは佛を離れず。譬へば商人歌を異にし志を同じくして其の事成るが如し。是の故に、佛を礼せば二字衍カ一不亦受けずとも法僧皆受く。僧を礼せば亦受けずとも佛法皆之れを受く。法を礼せば亦受けずとも佛僧皆之れを受く。是の故に礼拜□□三たび。二たびは礼拜に足らず。不至誠の罪を得るに及ぶなり。正しく天子已下庶人に達いたるまで再拜す。為す所以カは何ぞ。人□□□天地の行ふ所、亦天地

『聖徳太子十七憲章并序註』について

に法るなり。天子の再拜する所以は、徳を天地に合はせ、明を日月に齊ひとしくするなり。庶人の再拜する所以は之れを父母とするなり。父母亦子に配せば天地なり。人の子は我が祖、我が子は人の祖なり。故に□父母□□非ざれば不孝の罪を得るなり。但し、子は更に擧げてせざるなり。師と弟子、兄と弟の義も亦復た是の如し。師なるが故に必ずしも賢きに非ず、亦尊きに非ず。弟子なるが故に終に遇あひかなるに非ず、亦卑しきに非ず。兄なるが故に貴きに非ず、亦強きに非ず。弟なるが故に賤しきに非ず、亦弱きに非ず。後生を畏れざる者は所謂無愧なるのみ。亦、神祇は四拜す。神は四拜する所以は、四方の義を象るなり。礼に曰く、再拜するや、神靈等を尊びて亦之れを再拜す。或人、靈を四拜するは得失各殊なれり。取る所万宇なるが故に繁多に述べざるなり。孔子曰く、死に事つかふること生に事ふるが如し。故に□を再拜す。但し、鬼神は天地の樞なりと雖も其の徳を具へざるが故に之れを一拜す。然るに父母の靈も亦鬼なり。然れども其の數は然に非ず。亦、三寶に於いて應に三聚淨戒を覺るべし。三寶は、佛に歸するが故に諸惡皆斷ち、諸善隨喜す。无量の罪を滅し、无量の福を得る所以なり。法に歸依するが故に諸の懈怠を捨て、諸の勇猛を習ふ。永く邪心を離れ、慧眼を成就する所以なり。僧に歸依するが故に他の身心を以て己が身心と為し、己が財智を以て他の財智と為す。恒に勝法を求め、常に善友に逢ふ所以なり。諸佛に値遇すること難きに非ず、善友に相應すること易からざるなり。佛道は遠曠にして、入るに任せて區多し。略して一隅を發あはし、以て後生を示すなり。三聚淨戒とは、攝律儀戒・攝善法戒・饒益有情戒なり。三は三々なり。過去三世・現在三世・未來三世なり。聚は會、會は覺なり。淨は靜なり。戒は道なり。□三界に觀るなり。三世の苦樂の眞道を能く明らかに觀み了おはりて、自ら覺り他を覺らしめ、俱に靜道に乗る。是を名づけて三聚淨戒といへり。

はじめに仏法僧の三宝を犯す罪に対する悪報を強調した後、三宝の一体性が述べられ、それゆえ仏法僧のいずれか一つを礼す場合にも三拝する必要性が説かれる。つづく「正天子已下達於庶人再拜之」以下の部分では、この三拝ということに関わって、天子から庶民に至るまで再拜を常とすることの意義、神祇には四拝することの理由などを説明した、逸脱ともとれるような議論が長々と続き、最後に「亦於三寶心覺三聚淨戒也」以下、三宝に帰依することによって得られる善報と、それを通じて三聚淨戒を覚るべきことが熱心に述べられる。

三聚淨戒とは、大乘の修行者である菩薩が守るべき種々の戒を、断悪のための戒（ここにいう撰律儀戒）・修善のための戒（撰善法戒）・利他行のための戒（饒益有情戒）の三つのカテゴリーに分類した概念であり、これら三種の戒はあわせて大乘戒、菩薩戒とも呼ばれる。菩薩は在家・出家の別に関わりなく、仏法を信仰し慈悲による利他行を実践する存在の謂いであり、在家であつても三聚淨戒を受戒した者は菩薩を名乗ることになる。

これに対し、小乗の戒は七衆戒とも呼ばれ、七衆（比丘・比丘尼・式叉摩那・沙弥・沙弥尼・優婆塞・優婆夷）ごとに受けるべき戒が異なる。そのうち、得度出家し、僧尼令に規定された僧尼すなわち比丘・比丘尼を名乗るために必要とされた戒は、中国・日本では主に『四分律』に規定された比丘二五〇戒・比丘尼三四八戒の具足戒が用いられ、比丘戒（比丘尼戒）・声聞戒などと呼ばれる。天平勝宝五年（七五三）十二月に渡来し翌年二月に入朝した鑑真の伝えた南山律宗も無論この『四分律』を所依とし、その渡来以降日本でも正式な具足戒の授受が行われるようになった。

具足戒の授受には三師七証と呼ばれる正式に戒律を学んだ十名の僧侶の立ち会いが必要であり、それゆえ鑑真とその率いる僧団が渡来する以前の日本では行い得なかったわけだが、それでは鑑真渡来以前の日本でどのような受戒法が行われていたか。詳細は不明だが、一般には『瑜伽師地論』系の三聚淨戒の授受が行われていたと推定されている。¹⁹⁾

玄奘訳『瑜伽師地論』では、三聚浄戒のそれぞれに律儀戒・摂善法戒・饒益有情戒の訳語が当てられ、そのうち律儀戒については、巻第四十・初持瑜伽戒品第十一に、「律儀戒者、謂諸菩薩所受七衆別解脱律儀。即是苾芻戒・苾芻尼戒」²⁰とある。すなわち小乗の七衆戒にあたり、比丘(苾芻)・比丘尼(苾芻尼)の場合は具足戒を三聚浄戒のうちに含まれるものとなる。その授受を以て正式な具足戒の授受に代え、比丘・比丘尼を称していたものと推測されるのである。

一方、大乘の三聚浄戒には、この『瑜伽師地論』系のものとは別に、『梵網經』によるものが存在する。これは『梵網經』下卷(『菩薩戒經』とも称される)に説く十重戒と付随する四十八輕戒を摂律儀戒にあてるものであり、したがって『梵網經』系の三聚浄戒には小乗の具足戒は含まれない。なお、『梵網經』自体には三聚浄戒の説明はないが、『菩薩瓔珞本業經』因果品第六に摂律儀戒として十波羅夷を挙げ、その内容が『梵網經』の十重戒と一致することからこうした解釈がなされる。

『菩薩瓔珞本業經』の三聚浄戒(『菩薩瓔珞本業經』では「三受門」と呼ばれる)には、摂律儀戒・摂善法戒・摂衆生戒の訳語が用いられる。『憲章序註』が三聚浄戒の第三を「饒益有情戒」とするのは明らかに『瑜伽師地論』系の用法だが、一方で第一を「摂律儀戒」としているのは、『梵網經』系の三聚浄戒思想も影響している可能性を示している。もつとも、「摂律儀戒」の語は夙に『法華經義疏』や『勝鬘經義疏』にも見えており、また、思託『延曆僧録』(七八八か)普照伝に、来日した鑑真らと在来の僧との間で受戒方法をめぐって論争となったことが記されるが、その際、在来僧らが自誓受戒の根拠としたという『占察善惡業報經』でもこの語が用いられており、これだけでは証とするに足りない。しかし、ここで『憲章序註』の、冗長とも見えた再拝に関する注釈が意味を持つてくる。ここでは、庶人の再拝について、「人子我祖、我子人祖」である故に、誰に対しても自分の父母にするように再拝すべきことが説かれ

ていたが、ここには『梵網經』四十八輕戒の第二十に、「若佛子、以慈心故行放生業、一切男子是我父、一切女人是我母。我生生無不從之受生、故六道衆生皆是我父母、而殺而食者即殺我父母亦殺我故身⁽²¹⁾」とある思想の反映が認められるのではないか。そうだとすれば、この注釈が書かれた時点での梵網戒思想の普及を物語るものとなる。

『梵網經』下卷（『菩薩戒經』）の研究は、天台智顛（五三八～五九七）の『天台菩薩戒義疏』に始まり、中国天台宗では『梵網經』による大乘戒が重視された。華嚴宗第三祖法藏（六四三～七二二）にも『梵網經菩薩戒本疏』があり、また新羅華嚴宗においては、多数の『梵網經』注釈を著した元曉（六一七～六八六）の『菩薩戒本持犯要記』、『梵網經菩薩戒私記』が現存するのをはじめ、多くの新羅僧による注釈が著された。奈良朝における写経の跡を辿ると、天平十年（七三八）の『梵網經疏』二卷（新羅・義寂『梵網經疏』）が最も早い（『大日本古文书』二四一―六五）。同書の名は天平十二年にも見え（同七―四八九）、天平十五年以降には盛んに書写された跡がうかがえる。その他では、元曉『菩薩戒本持犯要記』（同三一―八七）が天平二十年に初出し、天平勝宝三年（七五一）には、新羅・大賢『梵網經古迹記』および著者不明の『梵網經記』（以上、同二四―五一―六）、元曉『私記』一卷（『梵網經菩薩戒私記』）および『疏』二卷（『梵網經疏』、逸失）、さらに新羅・勝莊の『疏』二卷（『梵網經菩薩戒本述記』か）の名も見える（以上、同二―一五〇⁽²³⁾）。これらからは、天平年間後半以降、新羅学僧の著作を主体に、梵網戒の研究が日本でも受容されていた様子がうかがえる。

また、天平八年（七三六）に來日した道璿は、最澄『内証仏法相承血脉譜』道璿伝に引く古備真備「道璿和上伝纂」に、「和上每誦梵網之文。其謹誦之聲、零零可聽、如玉如金、發人善心。吟味幽味、律藏細密、禪法玄深。遂集註菩薩戒經三卷⁽²⁴⁾」とあり、常日頃『梵網經』を誦し、『註菩薩戒經』三卷を著したことが知られる⁽²⁵⁾。

『聖徳太子十七憲章并序註』について

石田注(19) 前掲論は、天平勝宝三年(七五一)四月の道璿の律師任命前後より『梵網經』が重視され始め、このころから『梵網經』を正月に説く行事が始められたと推測し、また、平安後期の『東大寺要録』に、天平勝宝六年(七五四)、聖武上皇の母藤原宮子の追善のために『梵網經』が講ぜられ、梵網会が起ったと記されることを挙げている。ただし、広く梵網戒が行われるようになったのは、南山律とともに天台の教学を伝えた鑑真の渡来以降のことであろうとするが、この見解に対しては近年、伊吹敦氏による反論²⁶⁾がある。伊吹氏は、初期の中国禪宗、とくに道璿の学んだ北宗禪において、大乘戒として梵網戒が重視されたことや、『延暦僧録』石川恒守伝に、恒守が道璿の「菩薩戒弟子」と記されることなどを挙げ、道璿も梵網戒を重んじ伝授を行ったであろうと推測し、また、北宗禪や道璿において、在家の人々が重要な布教の対象となっていたことを指摘している。

ここで『憲章序註』に立ち戻ると、「三宝者仏法僧也」の注釈が菩薩戒である三聚浄戒を強調するのは、この注釈者が出家の僧ではなく、在家の仏法信仰者であった可能性を示唆する。「三聚浄戒者、攝律儀戒・攝善法戒・饒益有情戒也」につづく三聚浄戒に関する説明が、それぞれの戒、とくに攝律儀戒に具足戒をあてるか梵網戒をあてるかといった具体的な内容とはまったく無関係に、「二」「聚」「浄」「戒」各語の附会ともいべき釈からの説明に終始している点なども、業として経論や律を学んだ者の手になるとは思われぬ。三宝を主題とする第二条以外には仏教的な注釈が見あたらないことも、注釈者が仏教を専業とする者ではないことを予想させる。そうした層にまで『梵網經』の戒思想が浸透する時期としては、上述の証左をかれこれ考えあわせるに、早くとも天平年間後半以降のこととみるのが良いのではないだろうか。

では反対に、『憲章序註』成立の下限についてはどのように考えられるだろうか。この点に関しては、第十二条(「国

司・国造、勿斂百姓」の「国造」に関する次の注が興味深い。

国造者、少領已上、重第之氏為首人也。是亦朝任也。然主政以下非国造之例也。

これは、選叙令郡司条に、

凡郡司、取性識清廉、堪時務者、為大領・少領。強幹聰敏、工書計者、為主政・主帳。其大領外從八位上、少領外從八位下敘之（其大領・少領、才用同者、先取国造）⁽²⁷⁾。

とある規定と対応し、律令制下において、各国の国造氏として認定された氏から、郡領（大領・少領。三等官の主政以下は対象外）への優先的任用が行われたことを正しく述べたものである。この譜第による郡領の任用は、延暦十七年（七九八）六月四日の太政官符（『類聚三代格』卷四）に「右檢去三月十六日 勅書備、郡領譜第既從停廢」⁽²⁸⁾とあり、同年三月の時点で廃止されていたことが知られる。郡領の任用における譜第は弘仁二年（八一）に復活するが、それ以降も国造氏出身者の郡領への優先任用は、ほとんど行われていない状況にあったと推定される⁽²⁹⁾。このことから、『憲章序註』の注釈が書かれた時期も、八世紀末を降ることはないと考えられる。

さらに、この点と関わって注目される記述が、序文中、十七条憲法について述べただりに存在する。序文の全体は次節で検討することとし、ここでは問題となる箇所だけを掲出する。

即位十二年甲子夏四月、太子親制憲法十七條。從是逮今、朝堂識也君臣之禮忠、華夷觀也聖凡之賢遇也。是国家之法令之元也、而代為基。次出聖主、應機逐物。之十二章之律法、說之廿八條之令式。

「之十二章之律法」の前には、対句構成から見て「說之廿八條之令式」の「說」に対応する一字が脱落していると判断される。ともあれ、推古天皇十二年四月に太子自ら十七条憲法を制定してより、「朝堂」は「君臣之禮忠」を知り、

『聖徳太子十七憲章并序註』について

「華夷」は「聖凡之賢遇」^(原カ)を見分けるようになり、「國家之法令」の基が出来上がった。そして世々を経てこれを受け継ぎ展開させたものが「十二章之律法」であり、「廿八條之令式」であることを説いた文章である。

ここにいう「十二章之律法」「廿八條之令式」が、それぞれ律と令とを指していることは見やすい。ただし、養老律が全十二篇であるのに対し、養老令は都合三十篇を数え、ここの「廿八條」とは合わない。ところが、石上英一氏が指摘したように、清原宣賢（一四七五～一五五〇）の『式目抄』（『貞永式目抄』『御成敗式目抄』とも）冒頭の概論部に、

推古天皇十二年ニ、上宮太子親ヲ憲法十七箇條ヲ作玉フ。國家ノ制法コレヨリシテ始ル。其後天智天皇元年ニ、令廿二卷ヲ作玉フ。天子ノ御制也。世人近江朝廷ノ令ト云。近江國志賀郡ニマシマスニヨテ也。此令今ハナシ。

其後文武天皇大寶元年ニ、贈大政大臣藤原不比等勅ヲ奉テ、諸博士等ヲ集六合令十一卷廿八篇撰ス。是ヲハ古律古令ト云。養老二年同大臣不比等勅ヲ奉テ、更ニ律十卷、令十卷ヲ撰ス。律ハ十二篇也。令三十篇也。今世ハ行ハル、律令ト云ハ是也。⁽³¹⁾

とあることから、大宝令の篇目数は二十八篇であったと考えられるのである。⁽³²⁾大宝律の篇目数は不明だが、養老律と同じ十二篇であったとすれば、『憲章序註』の記述は大寶律令を念頭に置いたものということになる。すると、その年代の下限は、養老律令が正式に法典として施行された天平勝宝九年（七五七）と定められる。

如上の考察により、『憲章序註』はつまるところ、天平年間後半から天平宝字九年に至る、八世紀半ばの十数年間のどこかで成ったものと推定されるのである。

三 序文の語る太子像

以上を確かめたうえで、『憲章序註』の序文が描く太子像について考えてみたい。以下にあらためて『憲章序註』序の全文を掲げる。

式披聖曆、眇觀皇代、塞石夫死生代、三才之道未開。覓釣會海老時、兩珠明僅現也。斯前斯後、神帝聖后出世興國。其頭過百。形勢各差、優劣不同。或世籠竅栖穴、知母忘父。更代茹毛飲血、刻木結繩。且晨墾田溉藺、嘗草食穀。只時梁山舟海、騎馬即牛也。然而典籍未發、禮儀無識、君臣混亂、父子法莫。暨乎中古、乃誕聖人。稱曰聖德太子也。稟性應於玄黃、念想〔秀於遷^カ〕固也。縱天之正聖、流法之亞哲也。質滯日域、管融唐端。耳目絶渡、通鏡鈴之信、爪牙缺城、陣干戈之將。洙泗之風從茲轉之、祇藺之迹至今弘曜。演也外典、定治乱之基、説也釋教、示罪福之道。夷寇撥亂、豊国安民。先以孝、莅政以讓。於此、齡廿即太子位。即位十一年癸亥冬十一月、始製十二階之冠位也。是國家賜冠位之始也。所謂、大德・小德・大仁・小仁・大禮・小禮・大義・小義・大智・小智・大信・小信也。自之已降、辰代任更、冠位改賜各有差也。即位十二年甲子夏四月、太子親制憲法十七條。從是逮今、朝堂識也君臣之禮忠、華夷觀也聖凡之賢遇也。是國家之法令之元也、而代為基。次出聖主、應機逐物。之十二章之律法、説之廿八條之令式。善廓八埏、禎^カ四民也。當今不能十七之憲令、寸^カ之禾莊葩、尺紙之庭蒔壁、若為可得億代之聖、格鏡而窺也万邦、珠而照也六合、不任區心。為註〔明^カ〕憲、號曰聖德憲章。引者臨深、韜碧識謬、尾目英髦、莫嫌小說。繕改傳之、靈迹勿絶。云尔。

『聖徳太子十七憲章并序註』について

(訓み下し)

式て聖曆を披き、眇かに皇代を觀るに、石を塞ぎて死生を夫ちし代には、三才の道未だ開けず。鉤を覓めて海老に會ひし時に、兩珠の明僅かに現るなり。斯の前斯の後、神帝聖后世に出で国を興す。其の頭百に過ぎたり。形勢各差あり、優劣同じからず。或る世には竅に籠もり穴に栖み、母を知り父を忘る。更の代には毛を茹ひ血を飲み、木を刻み繩を結ぶ。且晨に田を墾り藺を漑し、草を管め穀を食ふ。只の時には山に梁かけ海に舟うかべ、馬に騎り牛に即く。然して典籍未だ發らず、禮儀識ること無く、君臣混り亂れ、父子法莫し。中古に暨びて乃ち聖人誕まる。稱して聖徳太子と曰ふなり。稟性は玄黄に應じ、念想は遷固に秀れたり。縦天の正聖、流法の亞哲なり。質を日域に滯め、管を唐端に融す。耳目絶渡りて鏡鈴の信を通じ、爪牙城を缺きて干戈の將を陣ぬ。洙泗の風茲従り轉じ、祇藺の迹今に至るまで弘曜す。外典を演べて治亂の基を定め、釋教を説きて罪福の道を示す。寇を夷げ亂を撥ひ、国を豊かにし民を安んず。先(一)に孝を以てし、政に莅むに讓を以てす。此に、齡廿にして太子の位に即く。即位十一年癸亥の冬十一月、始めて十二階の冠位を製す。是れ國家の冠位を賜ふことの始めなり。所謂、大徳・小徳・大仁・小仁・大礼・小礼・大義・小義・大智・小智・大信・小信なり。之れより已降、辰代はり任更まり、冠位改め賜ふこと各差有り。即位十二年甲子夏四月、太子親ら憲法十七條を制す。是れ従り今に逮ぶまで、朝堂君臣の禮忠を識り、華夷聖凡の賢遇を觀る。是れ國家の法令の元にして、代に基を爲す。次ぎて聖主を出だし、機に應じ物を逐ふ。之れを(一)るは十二章の律法なり。之れを説けるは廿八條の令式なり。善く八埏を廓し、禎しく四民を砥す。今に當たりて、十七の憲をして寸幹の禾に葩を莊り、尺紙の庭に璧を蒔かしむること能はざれば、若し億代の聖、鏡を格して万邦を窺ひ、珠を(一)して六合を照らすを得べき為

りとも、區心に任せざらむ。為に註して憲を明らめ、號づけて聖德憲章と曰ふ。引者深に臨み、碧を韜めるは謬りを識り、尾目英髦、小説を嫌ふこと莫かれ。繕ひ改め之れを傳へ、靈迹絶やすこと勿かれ。尔云ふ。

冒頭、「塞石夫死生代」、すなわちイザナミ神を追つて黄泉国へ至つたイザナキ神が、黄泉平坂を石で塞いで黄泉国と葦原中国を分かつた話や、「寛釣會海老時、兩珠明僅現」、つまり海で釣針を失つたホホデミノミコトが、海神の宮を訪れて潮の満ち干を掌る二つの珠を手に入れた話といった神話の時代のエピソードから語り起し、以来、百名以上の「神帝聖后」が世に現れてきたという。最初に降臨したホノニギノミコトから数えたとしても、百名以上というのは大袈裟な誇張表現かと思われるが、「神帝聖后」とあるように天皇だけでなく後も含めた数と考えれば、奈良時代中葉とした推定とおおよそのところは合う。その間、穴居して親子の秩序や文化を知らぬ未開の世から（「茹毛飲地、刻木結繩」は、火の使い方を知らずに生肉を食べ、文字を知らずに木の刻み目や縄の結び目を用いる意で、未開状態の常套表現）、農耕、交通が発達していったが、未だ規範となる典籍は存在せず、礼も社会秩序も整わなかつた。そのようなとき、天地の理を体現する聖人、聖德太子が現れた。「質滯日域、管融唐端」は遣隋使の派遣と国書の送致（「管」は筆の軸。そこから筆で書かれたものの意）、「耳目絶渡、通鏡鈴之信」は不審が残るが、一度に十人の訴えを聞き分けたというエピソードなどをいうものか。「爪牙缺城、陣干戈之将」は、用明天皇二年の物部守屋らとの戦いを述べたものと思しい。あるいは、推古天皇十年から十一年にかけての新羅出征計画を含めて太子の事蹟として言うものであつた可能性もある。

次の「洙泗之風從茲轉之、祇園之迹至今弘曜」の「洙泗」は、『礼記』檀弓上に孔子の居住した場所と伝える洙水と泗水の間を指す。「祇園」は言うまでもなく釈迦が教えを説いた場所。つづく「演也外典、定治乱之基、説也釋教、

『聖德太子十七憲章并序註』について

示罪福之道」とあいまって、太子を孔子と釈迦の双方の教えを受けつぎ、政治と信仰の両面に意を注いだ存在として描き出す。そして謙讓の徳をもって政を行い国を繁榮させたことを述べたうえで、あらためて二十歳での立太子を記し、皇太子としての事蹟を代表するものとして、推古天皇十一年の冠位十二階の制定と、翌年の憲法十七条の制定が語られる。十七條憲法の注釈に付された序という性格上、憲法の制定に中心が置かれるのは当然であるが、その前段階として冠位十二階の制定をも含めて取り上げられることが注目される。

その十七條憲法について、前節で見たように、これにより社会の礼と秩序が整い、「国家之法令」が定まって、ひいては律令体制の実現につながっていったことが記される。そして最後は、今に当たってその注釈を作ることと憲法の主旨を明らかに、後世へ伝えてゆくことの重要性を記して閉じられるのである。

ここに描かれているのは、天地の理を体し、孔子と釈迦の教え、つまり内典外典の両方に通達して、冠位十二階と憲法十七条という国家体制の礎を築きあげた存在としての太子の姿である。とりわけその憲法は、「之十二章之律法、説之廿八條之令式」と、古代国家の基盤である律令の淵源となったものとして位置づけられる。それは、『憲章序註』の著された奈良時代中葉、養老律令の正式な施行を控え、古代律令制がひとつの達成を迎えようとしていた時代³⁴に、その世界の始源を作りあげた神話的英雄として、太子を位置づけるものでもあった。

おわりに

東野注(13)前掲論は、天平十一年(七三九)に聖德太子の斑鳩宮跡に建てられた法隆寺東院(上宮王院)が、太

子追慕のための施設であり、一種の太子記念堂ともいべき性格を有したことに着目し、初期の太子信仰を物語る顕著な事例と位置づけている。それ以前、天武朝以来、食封を支給されない一地方寺院の扱いを受けてきた法隆寺は、天平五年に始まる光明皇后による施入をきっかけとし、国家と特別な結びつきを有する寺院へと性格を変容させていった。この皇后による施入は、二月二十二日の太子忌日に関係して行われたものであったと推測されている。こうした動きと関連して、太子の忌日に法華経を講読し、追善供養を行うことを目的として建設されたのが東院であったと考えられるのである。⁽³⁵⁾

若井注(35)前掲論は、こうした動きの背景に、光明皇后に加え、阿倍内親王(孝謙天皇)、橘古那可智(聖武夫人)、無漏王(≡牟婁女王、光明皇后の異腹の姉妹)といった、いずれも県犬養三千代に連なる女性たちの法華経信仰があり、それが天平期以降の太子信仰の普及を導くことになったと指摘する。その筆頭たる光明皇后は、『続日本紀』の薨伝に「創建東大寺及天下国分寺者、本太后之所勸也」(天平宝字四年六月乙丑条)と記されるように、天平期の仏教政策を主導した存在と位置づけられるが、東大寺および国分寺が「金光明天王護国之寺」を正式な名称とするのに対し、国分尼寺が「法華滅罪之寺」をその名とすることにも、当時の法華経信仰の位置が伺える。法隆寺や東院における太子追善のための法華経講読も、こうした時代の思潮の一環として行われ、その中で『法華義疏』の著者たる太子への信仰も高まっていたものと思われる。振り返って、『憲章序註』の成立や、その序文が描き出した聖徳太子像も、そのような天平期に始まる太子信仰の高揚という事態を受けて意味を持つものと理解されるのである。

東野注(13)前掲論は、法隆寺が九世紀に入っていったん衰退する事実を指摘し、聖武天皇の属した天武直系系統の断絶にその原因を求めている。代わってこの時期に聖徳太子信仰の拡大と流布を担ったのは、もうひとつの太子信

『聖徳太子十七憲章并序註』について

仰の中心たる四天王寺とともに、聖徳太子を日本における法華経信仰の祖と位置づけることで、日本天台宗の確立を図った最澄にはじまる、天台宗の活動であった。その最澄にとつて、自らの『天台法華宗付法縁起』に『憲章序註』の序が描き出した太子像を採り入れることの有した意味が次に問われねばならないが、それを考えることは『異本上宮太子伝』全体の成立の問題と関わる。稿を改めて論じることとしたい。

【補考】

本稿第一節において、『玉林抄』が推古十二年の十七条憲法条に「明一伝」の名で引用する『憲章序註』の注について、『天台法華宗付法縁起』から引かれたものではなく独立の一本に基づいた可能性（すなわち、実際に『憲章序註』が「明一伝」の名で流通していた可能性）を否定したが、この点に関わって、他の十七条憲法注釈書にも、『憲章序註』に見える注が「明一伝」として引かれる例のあることに触れておかなければならない。飯田注（10）前掲論が示したように、『憲章序註』を「明一伝」として掲げるのは、『玉林抄』の他に成實堂本『聖徳太子十七ヶ條之憲法并註』（以下『成實堂本憲法註』）および『聖徳太子御憲法玄恵註抄』（以下『玄恵註抄』）がある³⁸。このうち、『成實堂本憲法註』³⁹の引用箇所を、尊英書写本『太子伝玉林抄』^{（玉）} および参考として広島大学本『憲章序註』^{（広）}と並べて示す。網掛け部分は広島大学本『憲章序註』との異同箇所、「・」は広島大学本『憲章序註』にある文字が欠落していることを示す。なお、『成實堂本憲法註』『玉林抄』にみえるカタカナ送り仮名は省略した。

第二条

成鮮者少也、尤者過也、惡者失也

玉明一傳云、鮮少也、尤過也、惡失也

広鮮少也。尤過也、惡失也

第三條

成四時者春夏秋冬、順行者春種夏穰秋收冬藏也、萬氣者萬物也

玉明一傳云、四時者春夏秋冬也。順行者春種夏穰秋收冬藏也（中略）萬氣者萬物也

広四時者春夏秋冬、順行者春種夏穰秋收冬藏也、萬氣者萬物也

第六條

成明一傳云、諂諛之者亡國滅人敗己・・、死後餘罪其其惡甚文

玉明一傳云、諂諛之者亡國滅人敗己乱政、死後餘罪其惡甚耳

広諂諛之者亡國滅人敗己乱政、死後餘罪其惡甚耳

第七條

成明一傳云、任官任・、宰職宰・

玉明一傳云、任官任也、掌職掌也

広任官任也、掌職掌也

第九條

成明一傳云、義惟爲言之寶也、信則爲行之器也、行夏有功而無信不重也、言語有辨而無義不用也

〔玉〕明一傳云、義惟為言之寶也、信則為行之器也、行事有功・無信不重也、言語有辨而無義不用也

〔広〕義惟為言之寶也、信則為行之器也、行事有功而无信不重也、言語有辨而无義不用也

第十一条

〔成〕明一傳云、執吏者賞罰二官也、明者・察功過、能定輕重、可與賞罰

〔玉〕明一傳云、執事者賞罰二官也、明者能察功過、能定輕重、可與賞罰

〔広〕執事者賞罰二官也、明者能察功過、能定輕重、可與賞罰

第十三条

〔成〕明一傳云、**・**内外諸司之官人、同知所司之上下、**職宰**之雜務也、或病或使、有闕於吏、然一**度**得知之日、和如曾職、曾先也、**闕事人**知如也、故上**職宰**審於下、**・****・****・**察於上、彼我和穆、然則官事無闕、其政不濫

〔玉〕明一傳云、言内外諸司之官人、同知所司之上下、職掌之雜務也、或病或使、有闕於事、然一得知之日、和如曾職^{曾先}也○故上**職掌審**・下、下**職掌**察於上、彼我和穆。然則官事無闕、其政不濫

〔広〕言内外諸司之官人、同知所司之上下、職掌之雜務也〔或病或使、有闕於事、然一得知之日、和如曾職^{曾先}也〕(中略)故上**職掌**審於下、々**職掌**察於上、彼我和穆。然則官事無闕。其政不濫(「」内は憲法本文)

見るとおり、『成算堂本憲法註』が「明一伝」として引用する憲章註は、すべて『玉林抄』に対応する引用例が存在する。『成算堂本憲法註』は、本文末尾に「是註者於文永九年法隆寺宝光院談義評定、而諸經諸論内外二典之集明文所選也」とあることから、文永九年(一二七二)の成立であり、『憲章序註』に次いで古い十七条憲法の注釈であるとさ

れてきた。そうだとすれば、一四四八年成立の『玉林抄』に先行することになる。ところが、すでに阿部注(7)前掲論の指摘があるとおり、『成實堂本憲法註』には、藤原仲範の訓点なるものが挙げられている。仲範は『諏方大明神画詞』に引く「仲範朝臣記」の著者で、一四世紀に活躍した儒者であり、『聖徳太子平氏伝雑勘文』、『上宮太子拾遺記』の著者である橘寺の法空とも交流を持ち、元亨四年(一二三二)に『聖徳太子伝暦』の講義を行ったことが知られる。⁽⁴⁾現存する『聖徳太子伝暦』や各種憲法注に屢々見える「仲範点」なるものも、この講義の際の仲範の訓読を示すものと考えられる。したがって、現行の『成實堂本憲法註』の成立は、元亨四年を遡らないことになる。のみならず、前述の通り『成實堂本憲法註』の「明一伝」の引用は、すべて『玉林抄』に対応箇所が存在する。比較的長文にわたる傾向のある『憲章序註』の注釈全体の中から僅かに選ばれた箇所が、引用の範囲も含めてたまたま両方で全て一致するとは考え難く、一方が他方からの孫引きである可能性がうかがえる。その場合、『玉林抄』にはこれ以外の引用例もあるのに対し、『成實堂本憲法註』ではこれが全例であることから、その方向は『玉林抄』↓『成實堂本憲法註』となる。⁽¹²⁾

そのことは、『成・玉・広』三者の比較からも確かめられる。『成實堂本憲法註』『玉林抄』の両方に「明一伝」からの引用が見られる全七箇条において、広島大学本『憲章序註』との異同を比べると、『成實堂本憲法註』では五条十六箇所にのぼるのに対し、『玉林抄』では三条三箇所にとどまる。また、第六条「乱政」が『成實堂本憲法註』では脱落しているのに対して、『玉林抄』にはあり、第十三条「闕事人知如也」が『成實堂本憲法註』では挿入されているのに対し、『玉林抄』では『憲章序註』と同様この部分がないことなどは、引用関係が『成實堂本憲法註』↓『玉林抄』であった場合には説明できない。ただし、第三条・第九条・第十三条に各一箇所ずつ、『成實堂本憲法註』には見られない異同箇所が『玉林抄』にあるのは、『成實堂本憲法註』の参照した『玉林抄』が、尊英書写本とは別系統の写本であった

『聖徳太子十七憲章并序註』について

ことを示すと考えられる。⁽⁴³⁾

以上の考察から、現行の『成實堂本憲法註』は、少なくとも『玉林抄』以降の成立であり、そこに見られる「明一伝」（『憲章序註』）の引用は、『玉林抄』を通じてなされたものとみるべきことが明らかとなった。

一方、『玄恵註抄』は、清原宣賢以降の清原家関係者によって著されたと考えられる憲法注釈書である（阿部注（7）前掲論）。本文中に『玉林抄』の名を挙げており、同書からの引用があることは明らかである。憲法註の引用については、『玉林抄』と重複するものがある一方、『玉林抄』には見えない引用例もあるが、それらを『玉林抄』と同じく「明一伝」として引く場合がある他に、「或憲法註」として引く場合もしばしば見られる。ここから、著者は『憲章序註』に相当する独立した一本を「或憲法註」として参照する一方、『玉林抄』にそれを「明一伝」として引くことを知り、「明一伝」の書名も用いるようになったものと思われる。

結局、『成實堂本憲法註』や『玄恵註抄』が『憲章序註』を「明一伝」として引くことは、『玉林抄』がこれを『付法縁起』の引用を通じて「明一伝」と誤認したこと⁽⁴⁴⁾に由来するものと判断される。

訓海は、『玉林抄』の推古天皇十五年条に、「一卷伝（明一）云」として、小野妹子法華経将来記事を引用している。ここから、訓海が『付法縁起』に引かれたものとは別に、一卷仕立ての「明一伝」もまた見ていたことが知られる。にもかかわらず、『憲章序註』序の取意文を挙げる箇所に関しては、わざわざ「傳教大師付法縁起引明一傳云」として掲げていることは、『憲章序註』が一卷本「明一伝」には引用されておらず、それを「明一伝」と合わせて引くことは、最澄『付法縁起』の段階でなされたものであった可能性を示唆する。

注

- (1) ただし、『日本書紀』の記事とは月日の相違や紀年の表示方式の相違がみとめられ、『日本書紀』からの直接の抄出ではなく、『日本書紀』を改編・簡略化した本を経由したものと見られる(神野志隆光「七代記」と「日本紀」、『変奏される日本書紀』東京大学出版会、二〇〇九、初出二〇〇八)。
- (2) 明治四十四年六月十一日に東京美術学校にて開催された上宮太子祭典記念展覧の略目録に、黒川真道蔵として「異本上宮太子傳竝憲章注」の題が見える(楽之軒生「やまぐり抄(七)」、『書説』38、一九四〇)。
- (3) 飯田瑞穂「聖德太子伝の推移」(『飯田瑞穂著作集1 聖德太子伝の研究』吉川弘文館、二〇〇〇、初出一九七三)、吉田一彦「異本上宮太子伝」の写本と内容」(吉田一彦編『変貌する聖德太子』平凡社、二〇一一)。
- (4) <https://webarchives.tnm.jp/dlib/detail/1708>
- (5) 荻野三七彦「法皇帝説書写年代に関する新史料」『書説』47、一九四〇)。
- (6) 飯田注(3) 前掲論。
- (7) 阿部隆一「近世初期以前十七条憲法諸本解題並校勘記」(『斯道文庫論集』10、一九七二)。
- (8) 古江亮仁「天台法華宗付法縁起逸文考」(『傳教大師研究 別巻』早稲田大学出版部、一九八〇)。
- (9) 以下、『玉林抄』の引用は、『法隆寺蔵尊英本 太子伝玉林抄』(吉川弘文館、一九七八)の影印による。また、以下の引用文中の傍線・傍点はすべて稿者により、私に句読点を改めたところがある。
- (10) 飯田瑞穂「明一撰『聖德太子伝』(明一伝)の逸文」(『飯田瑞穂著作集1 聖德太子伝の研究』吉川弘文館、二〇〇〇、初出一九六八)。
- (11) 新川登亀男『上宮聖德太子伝補闕記の研究』(吉川弘文館、一九八〇) 第三章第三節「四天王寺聖德王伝」。ただし、飯田注(3) 前掲論をはじめとして、『異本上宮太子伝』の②③④も併せた全体が「明一伝」であった、すなわち『異本上宮太子伝』とは「明一伝」そのものであったとする異論も多く存在する。論証に紙幅を要するため詳細は執筆予定の別稿に譲るが、現存する「明一伝」の佚文が『異本上宮太子伝』の①および失われた冒頭部にあつたと考えられる範囲を出ない(榊佳子「明一伝」「七代記」の構成に関する一試論」、『史観』155、二〇〇六) ことなどから、稿者は①の部分のみが「明一伝」であると考えている。

『聖徳太子十七憲章并序註』について

(12) 『聖徳太子平氏伝雑勘文』の引用は、『聖徳太子御伝叢書』（金尾文淵堂、一九四二）による。

(13) 『玉林抄』が『傳教大師付法縁起引明一傳』として掲げる取意文の内容が『憲章序註』の序文に一致することについて、古江注（8）前掲論は、『憲章序註』のこの部分が「明一伝」に依拠したか、もしくは共通の資料に拠ったためであり、『付法縁起』に『憲章序註』が引かれていたのではなかったとする。その理由として、『憲章序註』が「明一伝」と一体の如くになっていたのなら、『付法縁起』は「明一伝」を一字も洩らさずに引いているというのだから、憲法の註解部分も含まれていたことになるが、『付法縁起』を目にしていたはずの法空の『聖徳太子平氏伝雑勘文』や『上宮太子拾遺記』にその引用が見られないことを挙げる（同様の主張は、同『奈良時代成立の『聖徳太子伝』をめぐる若干の問題』（『橿田博士頌寿記念 高僧伝の研究』山喜坊仏書林、一九七三）にも見られる）。しかし、『聖徳太子平氏伝雑勘文』や『上宮太子拾遺記』の十七条憲法条における法空の注釈態度は、語釈を中心に内典・外典からの引用を列挙して呈示するものであり、そもそも『憲章序註』の注釈とはスタイルが異なる。そこに引用されないことをもって、『付法縁起』に『憲章序註』が引かれていなかったことの証明とするのには無理がある。

現存の『異本上宮太子伝』は推古天皇十二年条の十七条憲法第二条冒頭以前の部分が欠失しており、十一年条の冠位十二階制定記事がどのようなものであったかはわからない。しかし、「明一伝」（『異本上宮太子伝』①の部分）の基本的な編纂態度は『日本書紀』の記事の抄出を旨とするものであり（ただし注（1）参照）、これに増補・変更を加える場合には何らかの理由があると考えられる。最も大きな増補点として、推古天皇十五年七月条、小野妹子を遣唐使として派遣した際、唐の衡山道場から法華経を將來させた話がある。その経について、当該記事は「其経一部一卷成、長壽三年六月一日雍洲長安縣人李元恵於楊洲寫了」と記すが、これと同じ書写奥書を持つ法華経一卷が実在する。現在法隆寺献納宝物として東京国立博物館に収蔵される、いわゆる細字法華経である（飯田瑞穂「小野妹子法華経将来説話について」、『飯田瑞穂著作集1 聖徳太子伝の研究』吉川弘文館、二〇〇〇、初出一九六二）。この細字法華経は、天平九年（七三七）、太子の忌日を目前に控えた二月二十日に、光明皇后により法隆寺東院（上宮王院）に寄進されたものと考えられる（三宅米吉「探古考証雑抄 斑鳩篇二」、『考古学雑誌』一一二、一九一〇）。ここから、天平九年当時、すでに太子と細字法華経を結びつける伝承が存在していたことが推定される（東野治之「初期の太子信仰と上宮王院」、『聖徳太子事典』柏書房、一九九七）。「明一伝」は、執筆時点で流布していたこの伝承を採り入れたものである。

また、もうひとつの主要な増補点として、推古天皇二十一年十二月条、片岡に遊行した太子が道に倒れていた飢者と出会う、いわ

ゆる片岡山飢人説話に、『日本書紀』には見えない飢者の返歌が記されていることが挙げられる。この歌も、『上宮聖徳法王帝説』に巨勢三杖の歌として掲載されており、それが片岡山飢人説話と結びつけられて流布していたのを採り入れたものと考えられる。

加えて、古江論は、『異本上宮太子伝』が太子の薨日を『日本書紀』の記す二月癸巳（五日）ではなく、法隆寺系の金石文等に見られる二月二十二日とすることを指摘しているが、これについても古江論自体が論じているとおり、当時の太子関係寺院において、実際に聖霊会がその日に行われていたことによるだろう。

以上のような例に対し、冠位十二階の制定を十二月とし、位階の次第も異なるものとすることは他の資料に確認できず、わざわざ『日本書紀』の記述を採らずにそれに拠る理由が考え難い。「明一伝」の冠位十二階制定記事は『日本書紀』の記事と変わらず、『憲章序註』の序文とは異なっていたと推定されるのであり、したがって『玉林抄』が「傳教大師付法縁起引明一傳」として掲げる取意文の内容が『憲章序註』の序文に一致するのは、『憲章序註』が「明一伝」に依拠したためでも、共通の資料に拠ったためでもなく、冠位十二階の制定月と位階の次第について独自の記事を持つ『憲章序註』が、「明一伝」と紛らわしいかたちで『付法縁起』に引用されていたためとみるべきであろう。

(14) 最澄の引用態度の特徴として、『守護国界章』の三二権実論争において、論争相手の徳一の著作を引用する際に、一字一句省略することなく引き写したと考えられることが指摘されている（師茂樹『最澄と徳一』岩波書店、二〇二二）。

(15) 古江亮仁「天台法華宗付法縁起 未完成草本考」（『天台学报』28、一九八六）。

(16) 福井康順「伝述一心戒文新考」（『山家学报』新10、一九三三）、古川英俊「一心戒文執筆年月考」（『叡山学报』19、一九四二）、石田瑞麿「日本仏教思想研究1」（法蔵館、一九八六、初出一九六三）第四章第一節「光定の円戒思想と『伝述一心戒文』」。

(17) 以下、『憲章序註』の引用は広島大学図書館所蔵の影写本による。

(18) 『北山抄』卷一・正月・拜天地四方事「每陵兩段再拜」の細注に、「本朝之風、四度拜神、謂之兩段再拜。本是再拜也。而為異三寶及庶人、四度拜之、仍稱兩段也」（神道大系朝議祭祀編三『北山抄』神道大系編纂会、一九九二による）とある。神祇は四拜するのが古代の習いであり、三寶、庶人と区別されていたというのは、三寶は三拜、庶人は再拜する習いであったと解される。

(19) 石田注（16）前掲書第一章第二節「鑑真渡来以前の受戒」。

(20) 大正蔵一五七九、三〇一五一。

『聖徳太子十七憲章并序註』について

- (21) 大正蔵一四八四、二四一—二〇〇六。
- (22) 石田注(19)の前掲論は、『玉葉和歌集』釈教歌に行基作として掲げられた「山鳥のほろ／＼となく声きけば父かと思ふ母かと思ふ」の歌に、『梵網經』の同戒の思想の影響を見てとる。作者を行基とする伝の信憑性は定かでないが、同種の発想の淵源としてこの『梵網經』第二十輕戒があったことは認めてよいと思われる。
- (23) 以上、石田茂作『奈良朝現在一切経疏目録』および石田注(19)の前掲論を参照し、東大史料編纂所「奈良時代古文书フルテキストデータベース」(<https://www.wapshu-tokyo.ac.jp/ships/w08/secte>)により他例を補足した。
- (24) 『内証仏法相承血脉譜』の引用は、『伝教大師全集』第二(天台宗宗典刊行会、一九二二)による。
- (25) 『註菩薩戒經』の著述は、天平勝宝三年(七五二)四月の律師任命からしばらく後、おそらく鑑真の来朝後に吉野山比蘇寺に退去して以降、天平宝字四年(七六〇)までの間になされたものと考えられる(伊吹敦「初期禪宗と最澄の円頓戒」、『禪研究所紀要』45、二〇一七)。
- (26) 伊吹敦「日本の古文獻から見た中国初期禪宗」、『東洋思想文化』2、二〇一五)および同注(25)前掲論。
- (27) 日本思想大系『律令』(岩波書店、一九九四)による。
- (28) 新訂増補国史大系『類聚三代格 弘仁式抄』(吉川弘文館、二〇〇〇)による。
- (29) 篠川賢『国造—大和政権と地方豪族』(中央公論社、二〇二二)。
- (30) 石上英一『日本古代史科学』(東京大学出版会、一九九七)第1章第1編「古代史科学体系の構築」。初出一九八八。従来、『式目抄』には後代の例かつ孤例である点に証としての弱さがあったが、八世紀の文献との合致は、その記述の正しさと裏付けとなるだろう。
- (31) 『中世法制史料集 別巻』(岩波書店、一九七八)による。
- (32) その内訳は、榎本淳一「養老律令試論」(笹山晴夫先生還暦記念会編『日本律令制論集』上、吉川弘文館、一九九三)により、養老令三十篇から宮衛令を除き、東宮職員令・家令職員令が東宮・家令職員令一篇に収められた(あるいは東宮官員令のみ)ものであったと考察されている。
- (33) 『日本書紀』の語るところによれば、太子の兄、来目皇子や当摩皇子を将軍として行われたこの出征計画は結局未遂に終わったが、『玉林抄』卷十「隣国順日本国事」に、

私云、繪殿絵事、天王寺絵殿ニハ新羅ノ五城六城ノ城ヲセムル処口委細也、法隆寺ノニハ全ニ無之、互ニ加減アル也。

と、四天王寺絵堂の太子絵には、「新羅ノ五城六城ノ城ヲセムル処口」が詳しく描かれていたことを伝える。これは貞応三年（一二二四）に再作成された太子絵の描写だが、当時とりたてて新羅征討場面を新たに付加する必然性はなく、知恩院蔵『法然上人行状絵図』巻十五に引かれた慈円の「色紙形記銘」（中井眞孝編『国宝法然上人行状絵図（四十八巻伝・知恩院蔵）』2）浄土宗出版、二〇一四による）に、

貞応三年（甲申）始自去冬、三春孟夏之間、以繪師法眼尊智、守本様依傳文圖繪既訖（中略）此堂大僧正行慶寺務之間顛倒之後、以聖靈院礼堂東廂為其所。今新建立于舊跡、彰興隆之本意也。

別當前大僧正法印大和尚位慈圓記之

とあるように、「本様」を守って再作成されたという慈円の記述からも、旧来の太子絵にすでにあつたものと考えられる。四天王寺に現存する最古の太子絵は、元和九年（一六二二）の狩野山楽筆のものだが、そこにも来目皇子の新羅遠征と考えられる場面が大きく描かれている（新川注（11）前掲書）。

嘉祿三年（一二二七）の『天王寺秘決「絵堂事」』に、「天王寺絵、聖武天皇後。百三十年許歟。有鐘樓故也」とあり、法空『上宮太子拾遺記』に、「彼寺鐘樓者聖武天皇御代被造歟」とあることから、四天王寺の太子絵には聖武天皇寄贈になる鐘樓が描かれていたとみえ、ここから太子絵の制作時期は天平勝宝の頃と考えられている（兼子恵順「四天王寺撰の聖徳太子伝について」、四天王寺国際仏教大学紀要』31・39、一九九九。なお、「百三十年許歟」とあるのは、太子の薨去から百三十年ほどか、の意）。そこに上記のような場面が付加された背景には、現実の対新羅関係の緊張があつたものと推測される。八世紀には、神亀四年（七二七）より日本との通交を開始し、同盟の関係をつんだ渤海が、唐・新羅と軍事的対立状況にあつた七三〇年代と、遣渤海使により唐・安祿山の反乱が伝えられた天平宝字二年（七五八）より、渤海からの軍事同盟解消の申し出があつたとみられる天平宝字六年までの期間に、とりわけそのような状況が出現した（保立道久『黄金国家』（青木書店、二〇〇四）第1章第3節「新羅出兵計画と淳仁天皇―孝謙女帝の対立」）。この場合は、前者の時期がとくに関わることになる。

なお、松本真輔『聖徳太子伝歴』の新羅侵攻譚（『聖徳太子伝と合戦譚』勉誠出版、二〇〇七）は、八世紀の朝廷で新羅討伐論が起こつた際、伊勢神宮などには使者が派遣されても四天王寺に関してはそうした動きが見られないこと、『聖徳太子伝歴』に引かれる

『聖徳太子十七憲章并序註』について

『大同縁起』（八〇六一—八二〇）佚文に、異国調伏と結びつく要素が見られないことから、四天王寺の異国調伏思想出現の時期を九世紀初頭以後と推定している。松本論自体が認めるように、佚文などの限られた資料から断定することは難しいが、仮にそうであったとしても、四天王寺の太子絵以前の段階から、七三〇年代に生じた対新羅情勢の緊張を背景に、天平—天平勝宝年間、太子にかけて新羅出征を語る伝承が育まれつつあったと考えることは可能だろう。

(34) 榎本注(32) 前掲論は、養老律令編纂の特徴として、モデルとなった唐律令と同じく格や式との関連が強いことを挙げ、そうした特徴を欠く大宝律令を養老律令に至る過渡的なものと位置づけている。

(35) 若井敏明「法隆寺と古代寺院政策」（『続日本紀研究』288、一九九四）。

(36) 新日本古典文学大系「続日本紀 三」（岩波書店、一九九二）による。

(37) 本郷真紹「国家仏教」と「宮廷仏教」（『信心と供養』平凡社、一九八九）。なお、本郷論は、こうした宮廷女性による積極的な仏教との関わり方の背景に、『法華経』妙音菩薩本に菩薩が王の後宮において女性に身を変じて説教すると説くくだりの影響を見てとっている。

(38) 飯田注(10) 前掲論は、この他に続群書類従本『聖徳太子伝暦』書き入れの一例も挙げる。これは憲法第一条本文の「事理自通」の「事」字に左傍書して「明一傳无之」とあるもので、確かに広島大学本『憲章序註』の第一条本文では「事」の一字が脱落している。しかし、これは憲法本文であって注釈部分ではないため、『憲章序註』の引用と断定するにはなお慎重を要する（広島大学本『異本上宮太子伝』の①（＝「明一伝」）冒頭の欠失部分でも、第一条「事理自通」の「事」が脱落していた可能性を考える必要がある）。あるいは、傍書の記入者が、訓海同様に『付法縁起』から『憲章序註』の部分を「明一伝」として引いた、もしくは『玉林抄』などによって『憲章序註』を「明一伝」と認識していた可能性もあるが、いずれにせよ、この傍書の来歴については不明というほかなく、さしあたって考察の対象外とする。

(39) 『成篋堂本憲法註』の引用は、『聖徳太子全集』第一卷（龍吟社、一九四二）による。

(40) 井原今朝男「鎌倉期の諏訪神社関係史料にみる神道と仏道」（『国立歴史民俗博物館研究報告集』139、二〇〇八）。

(41) 納富常天「東国仏教における外典の研究と受容」（『金沢文庫資料の研究』法蔵館、一九八二）。

(42) 飯田注(10) 前掲論は、『成篋堂本憲法註』を文永九年成立とみる従来の見解に拠ったため、『玉林抄』の方により多くの引用が見

えることをもって、それぞれ別個に引用されたものとの判断を下したが、『成實堂本憲法註』の文永九年成立説が成り立たない以上、その判断は改められるべきだろう。

(43) 『玉林抄』の伝本には、長享元年(二四八七)から延徳二年(一四九〇)にかけての書写にかかる法隆寺尊英本を祖本とする諸本の他に、書写年代は江戸時代中期頃だが、尊英本に比して古態を遺すと考えられる東大寺図書館蔵本が存在する(飯田瑞穂「法隆寺蔵尊英本『太子傳玉林抄』解説」、『飯田瑞穂著作集1 聖徳太子伝の研究』吉川弘文館、二〇〇〇、初出一九七八)が、この東大寺本(東大寺図書館所蔵マイクロフィルムからの焼きつけによる)では、尊英本第三条・第十三条の広島大学本『憲章序註』との異同(網掛け部分)は存在せず、したがって『成實堂本憲法註』の該当箇所とも同文となっている。ただし、第九条の異同は東大寺本でも同様が存在し、尊英本・東大寺本の共通祖本段階での誤写に起因すると考えられる。『成實堂本憲法註』が依拠した本は、共通祖本以前の段階の、原本に近い位置の写本の系統を引く一本であった可能性が想定される。

(44) なお、古江注(8)前掲阿論は、『成實堂本憲法註』や『玉林抄』といった法隆寺系の憲法注釈書に『憲章序註』を「明一伝」として多く引用するのは、法隆寺内に伝えられた『異本上宮太子伝』の原本を参照したためであり、その『太子伝』の方が東大寺沙門明一の撰であることが知られていたため、『憲章序註』の方でも『明一伝』としたものと考えたが、この推定が当たらないことも如上の考察により明らかだろう。

*本稿は、令和四年度日本学術振興会科学研究費助成事業(基盤研究(C)・課題番号20K00310)『日本書紀』の注釈的研究』による成果である。『憲章序註』序文の翻字と訓読については、齋藤希史氏・盧旭氏の助言を得た。また、資料の利用に関して、広島大学図書館、東大寺図書館より便宜を賜った。あわせて感謝申し上げる。

執筆者紹介

清水 誠 (言語科学)
近藤 智彦 (哲学倫理学)
川島 彬 (日本学術振興会特別研究員)
高橋 勇真 (文学院修士課程)
野村 拓矢 (文学院修士課程)
吉開 将人 (東洋史学)
金沢 英之 (日本古典文化論)

北海道大学
文学研究院紀要
第一六九号

令和5年3月27日 発行

編集者

北海道大学文学研究院長

藤田 健

発行者

北海道大学

(株) アイワード

**Bulletin of the Faculty of
Humanities and Human Sciences,
Hokkaido University**

CONTENTS

German as a Germanic Language (10) — Strong Verbs, Preterite-Present Verbs and Vowel Gradation — Makoto SHIMIZU	(Left) 1
Proclus: <i>Commentary on Plato's Republic</i> , Essay 4, Translated into Japanese with Notes Tomohiko KONDO, Akira KAWASHIMA Yuma TAKAHASHI, Takuya NOMURA	(Left) 41
Life History of an Ethnic Leader in Modern China: Strategic Solidarity among the Ethnic Minorities in Southwestern China (5) Masato YOSHIKAI	(Right) 1
A Study of the <i>Introduction and Commentary to the Prince Shotoku's Seventeen-Article Constitution</i> Hideyuki KANAZAWA	(Right) 67